

欧州の中小企業信用保証制度調査 (2023 年度)

2024 年 1 月



日本政策金融公庫

JAPAN FINANCE CORPORATION

中小企業事業本部 保険情報室

目次

1. 事業概要	1
1.1 本事業の背景・目的.....	1
1.2 本事業の実施事項	1
1.3 本事業の実施方法	2
1.4 本事業の実施スケジュール.....	2
2. 経済・政策の現状	3
2.1 本章の概要	3
2.2 イギリス.....	5
2.2.1 経済の概況.....	5
2.2.2 基盤となる経済・財政政策	6
2.2.3 新型コロナからの回復.....	7
2.2.4 ウクライナ危機とインフレ.....	9
2.3 フランス	11
2.3.1 経済の概況.....	11
2.3.2 基盤となる経済・財政政策	12
2.3.3 新型コロナからの回復.....	14
2.3.4 ウクライナ危機とインフレ.....	15
2.4 オーストリア	15
2.4.1 経済の概況.....	15
2.4.2 基盤となる経済・財政政策	16
2.4.3 新型コロナからの回復.....	17
2.4.4 ウクライナ危機とインフレ.....	17
3. 中小企業金融政策の現状.....	19
3.1 本章の概要	19
3.2 イギリス.....	20
3.2.1 中小企業の実態	20
3.2.2 中小企業向け金融政策の主体	24
3.3 フランス	26
3.3.1 中小企業の実態	26
3.3.2 中小企業向け金融政策の主体.....	29
3.4 オーストリア	31
3.4.1 中小企業の実態	31
3.4.2 中小企業向け金融政策の主体.....	32

4. 信用保証制度の概要	36
4.1 本章の概要	36
4.2 イギリス	43
4.2.1 信用保証制度の概要	43
4.2.2 BBB	44
4.3 フランス	56
4.3.1 信用保証制度の概要	56
4.3.2 Bpifrance	56
4.3.3 SIAGI	64
4.3.4 SOCAMA	70
4.4 オーストリア	71
4.4.1 信用保証制度の概要	71
4.4.2 aws	71
4.4.3 FFG	79
4.4.4 OeHT	82
5. 創業・事業承継支援の取組み	84
5.1 本章の概要	84
5.2 イギリス	85
5.2.1 信用保証による支援	87
5.2.2 その他の支援	88
5.3 フランス	92
5.3.1 信用保証による支援	94
5.3.2 その他の支援	96
5.4 オーストリア	98
5.4.1 信用保証による支援	100
5.4.2 その他の支援	101
6. ポストコロナにおける中小企業支援	106
6.1 本章の概要	106
6.2 新型コロナ支援	107
6.2.1 イギリス	107
6.2.2 フランス	110
6.2.3 オーストリア	111
6.3 グリーン・トランスフォーメーション支援	114
6.3.1 イギリス	114
6.3.2 フランス	116
6.3.3 オーストリア	117
6.4 デジタル・トランスフォーメーション支援	122

6.4.1 イギリス	122
6.4.2 フランス	123
6.4.3 オーストリア	125
7. 本調査での気づき	129
7.1 中小企業の利便性向上に向けた取組み	129
7.2 民間金融機関では難しい企業や事業への支援	129
7.3 中小企業の新陳代謝を市場に任せるという意識	130

図 目次

図 2-1	3カ国の実質 GDP 成長率(左)およびインフレ率(右)の推移	4
図 2-2	3か国の失業率(左)および対 GDP 比政府支出割合(右)の推移	5
図 2-3	イギリスの求人数の推移	8
図 2-4	長期療養を理由に労働をしない 16~64 歳の人口	8
図 2-5	16~64 歳の労働をしない理由の変化	9
図 2-6	イギリスの電源構成	10
図 2-7	天然ガスの輸入先の割合	10
図 2-8	インフレへのエネルギー価格の影響	11
図 3-1	イギリスの企業構成	21
図 3-2	イギリスの中小企業における業界分布	21
図 3-3	イギリスの中小企業に対する融資額	22
図 3-4	イギリスの中小企業による返済額	22
図 3-5	イギリスにおける中小企業の融資額と返済額の差	23
図 3-6	DBT の沿革	25
図 3-7	中小企業向け融資残高(左軸)と融資金利(右軸)	28
図 3-8	中小企業向けの融資実行額と政府による中小企業向け保証額・直接融資額の推移	32
図 3-9	BMAW・aws・FFG の関係図	34
図 4-1	EIB に対する EU 加盟国別出資額(2020 年 3 月 1 日時点)	39
図 4-2	BBB の組織図	45
図 4-3	EFG の利用実績件数(件)	47
図 4-4	ENABLE Guarantee のリスク分担の仕組み	48
図 4-5	ENABLE Guarantee のリスク分担の仕組み(具体例)	49
図 4-6	ENABLE Funding の仕組みの概要	52
図 4-7	Bpifrance の出資関係	57
図 4-8	Bpifrance の保証残高(十億ユーロ)と保証対象企業の規模	58
図 4-9	Bpifrance の年間保証承認金額(百万ユーロ)	59
図 4-10	SIAGI の出資関係	64
図 4-11	保証対象の資金使途	66
図 4-12	aws の監督体制	73
図 4-13	aws における信用保証制度のフロー図	75
図 4-14	2022 年のオーストリアの研究開発・イノベーション・インフラ分野への資金調達額	80
図 4-15	FFG による資金提供先	80
図 5-1	Start Up Loans の契約関係と役割	88
図 5-2	French Tech Next 40/120 の雇用と売上高	97
図 5-3	French Tech 2030 に選出されたスタートアップ企業	98
図 6-1	Coronavirus-Maßnahmenpaket für den Tourismus の概要	112

表 目次

表 1-1 本事業で実施した現地調査の概要	2
表 2-1 主な経済・政策に関するトピックス.....	3
表 2-2 フランス 2030 の概要	14
表 2-3 オーストリアの主な経済指標.....	18
表 2-4 オーストリアの主な経済指標の予測.....	18
表 3-1 EUとイギリスにおける中小企業の定義.....	19
表 3-2 中小企業と金融政策の概要	19
表 3-3 イギリスにおける中小企業の定義	20
表 3-4 イギリスにおける政府保証付き融資の件数及び金額	23
表 3-5 イギリスの中小企業向け金融政策に係る政府機関.....	26
表 3-6 産業部門別の生産額構成比(2014 年基準の実質値)	27
表 3-7 フランスの企業構成(2018 年)	28
表 3-8 フランスの中小企業向け金融政策に係る政府機関	30
表 3-9 オーストリアの企業構成(2019年).....	31
表 3-10 オーストリアの中小企業向け金融政策に係る政府機関.....	33
表 4-1 主要な信用保証制度の概要.....	37
表 4-2 既に終了しているまたは終了予定の信用保証制度	38
表 4-3 EIB の提供サービス	40
表 4-4 EIFの提供サービス	41
表 4-5 COSME Loan Guarantee Facility と InnovFin SME Guarantee Facility 比較	42
表 4-6 イギリスにおける信用保証制度.....	45
表 4-7 EFG の要件	46
表 4-8 デフォルト額に応じた金融機関と政府が負担するリスク(具体例)	50
表 4-9 ENABLE Guarantee の要件	50
表 4-10 RLS Phase 1 から Phase 3 の内容変遷.....	53
表 4-11 RLS Phase 3 の要件.....	54
表 4-12 RLS Phase 1,2 の実績(2022 年 12 月 31 日時点)	55
表 4-13 Bpifrance による代表的な中小企業支援.....	57
表 4-14 Bpifrance の信用保証制度の例	60
表 4-15 Garantie du développement des PME et TPE の要件	61
表 4-16 Garantie Innovation の要件.....	62
表 4-17 Garantie de Fonds Propres Relance の要件.....	63
表 4-18 Garantie International の要件	63
表 4-19 2022 年の信用保証実績	65
表 4-20 SIAGI の信用保証制度の例	67
表 4-21 Garantie cas par cas の要件.....	68
表 4-22 Garantie déléguée の要件.....	69

表 4-23 Garantie 5-50 の要件.....	69
表 4-24 SOCAMA の融資保証の要件	70
表 4-25 aws の沿革	72
表 4-26 aws の信用保証制度の例.....	74
表 4-27 aws Garantie の要件.....	77
表 4-28 Internationalisierung の要件	78
表 4-29 Stabilisierung の要件	78
表 4-30 中小企業に対する融資保証額.....	81
表 4-31 OeHT の概要.....	82
表 4-32 OeHT の信用保証の例	83
表 5-1 中小企業の創業に対する政府機関による金融支援	84
表 5-2 中小企業の事業承継に対する政府機関による金融支援	85
表 5-3 イギリスにおける創業支援の取組み	86
表 5-4 Start Up Loans の要件	89
表 5-5 Future Fund: Breakthrough の要件	90
表 5-6 税制による創業支援	91
表 5-7 フランスにおける創業支援の取組み.....	92
表 5-8 フランスにおける事業承継支援の取組み	94
表 5-9 Garantie création(創業・起業保証)の要件.....	94
表 5-10 Garantie Transmission(事業譲渡・買収保証)の要件.....	95
表 5-11 Prêt d’amorçage の要件.....	96
表 5-12 オーストリアにおける創業支援の取組み	99
表 5-13 Junge Unternehmen の要件	100
表 5-14 Eigenkapital hebeln の要件.....	101
表 5-15 aws erp-Kredit の要件.....	102
表 5-16 aws Gründung im ländlichen Bereich の要件.....	102
表 5-17 aws Eigenkapital の概要	103
表 5-18 Jungunternehmerförderung の要件.....	103
表 5-19 Basisprogramm の要件	104
表 5-20 Market.Start の要件.....	105
表 5-21 スピンオフ・フェローシップ・プログラムの概要	105
表 6-1 ポストコロナにおける各国の取組み	106
表 6-2 新型コロナ禍における中小企業向けの保証制度	107
表 6-3 イギリスにおける、その他の支援政策	109
表 6-4 国家融資保証(PGE)の要件	110
表 6-5 Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" の要件	113
表 6-6 イギリス政府による GX を支援する金融政策.....	115
表 6-7 Bpifrance のグリーン・トランジション支援の例.....	116

表 6-8 Prêt Vert の要件	117
表 6-9 AI for Green の要件	118
表 6-10 Austrian Climate Research Programme の要件.....	119
表 6-11 Clean Energy Transition Partnership の要件.....	120
表 6-12 TWIN Transition／Green Frontrunner の概要.....	121
表 6-13 Investitionsprämie の概要	121
表 6-14 Garantie France Num(デジタル化保証)の要件	124
表 6-15 Prêt Transformation Numérique の要件.....	125
表 6-16 Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung の要件	126
表 6-17 The BMAW’s Transformation Offensive の要件	127
表 6-18 Digital Europe Programme の要件.....	127

1. 事業概要

1.1 本事業の背景・目的

日本の中小企業信用補完制度は、中小企業金融政策の重要な一翼を担い、これまで中小企業・小規模事業者に対する事業資金の供給の円滑化に貢献してきた。政策実施機関の一つである日本政策金融公庫では、これまで海外の公的信用補完制度について様々な調査を実施しており、その調査結果は中小企業政策審議会による制度見直しの参考資料としても活用されてきている。

2021年度の外部委託調査においては、新型コロナに対する欧米主要国の中小企業金融を概観し、新型コロナ対応の信用保証制度の概要や実施状況を把握した。2022年度の新型コロナ対応の保証制度の終了を踏まえ、文献調査にて各制度の実施状況を取りまとめ出口戦略を把握した。

今次調査においては、これまでの調査内容を踏まえ、諸外国の中小企業金融における信用保証制度の位置づけを更に深掘りするとともに、最近においては中小企業支援策の関心が新型コロナ後の成長戦略分野である創業及び事業承継に向いていることから、調査対象国における創業及び事業承継支援にかかる政策や出資・融資・保証制度等の調査も行うこととする。また、近年で関心が高まっているグリーン・トランスフォーメーション(GX)やデジタル・トランスフォーメーション(DX)を支援する取組みについても調査を行う。

1.2 本事業の実施事項

今回の調査では、イギリス・フランス・オーストリアの欧州3カ国を対象として、①経済・政策の現状や②中小企業金融政策の現状、③信用保証制度の概要、④創業・事業承継支援の取組み、⑤ポストコロナにおける中小企業を支援する取組みについて調査した。

①経済・政策の現状では、主要な経済指標等から経済の全体像を概観した上で、基盤となる経済・財政政策を調査し、各国がこれから注力する領域を確認した。また、新型コロナによる経済への影響と現在の回復状況に加えて、ウクライナ危機に起因するインフレーションの状況等、各国経済の近況をまとめた。②中小企業金融政策に関しては、各国の中小企業の定義や規模、業種等の特徴や、資金調達の状況を調査した上で、金融政策を実施する主な主務省や政府系金融機関、信用保証機関を調査した。③信用保証制度の概要では、前述の中小企業金融政策のうち、信用保証制度を実施する機関に着目し、各機関と実施している信用保証制度の概要をまとめている。④創業・事業承継支援では、信用保証制度に限定せずに、中小企業の創業や事業承継を促すような金融政策(信用保証制度や融資、出資、補助金、等)や金融以外による支援(コンサルティングやネットワーク構築支援、等)を調査した。最後に、⑤ポストコロナにおける中小企業を支援する取組みでは、新型コロナに対する支援に加えて、グリーン・トランスフォーメーションやデジタル・トランスフォーメーション等、各国における今後の重点領域における取組みをまとめた。

1.3 本事業の実施方法

本事業では、文献調査と現地調査を中心に前述の実施項目を調査した。文献調査では、各国の政府や関連機関のウェブサイトを中心に、国際機関または政府が公表する統計や書籍等を中心に調査した。現地調査では、令和5年9月25日から10月4日に、イギリス・フランス・オーストリアの3カ国の政府機関や金融機関等に訪問し、各国の信用保証制度を中心に中小企業金融政策を調査した。

表 1-1 本事業で実施した現地調査の概要

日程	国	インタビュー先	
9/25～26	イギリス	主務省	Department for Business and Trade
		政府系金融機関	British Business Bank (BBB)
		民間金融機関	三菱 UFJ 銀行ロンドン支店
		その他	JETRO ロンドン事務所
9/27～28	フランス	政府系金融機関	Bpifrance
		保証機関	SIAGI
		民間金融機関	三菱 UFJ 銀行パリ支店
		その他	CCI Paris Ile-de-France
10/2～4	オーストリア	主務省	Bundesministerium für Arbeit und Wirtschaft (BMAW)
		政府系金融機関	Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH (aws)
		研究振興機関	Forschungsförderungsgesellschaft (FFG)
		民間金融機関	MUFG バンクウィーン支店
		その他	JETRO ウィーン事務所

1.4 本事業の実施スケジュール

本調査は、令和5年6月から同年12月までの約6か月間で実施した。

2. 経済・政策の現状

2.1 本章の概要

本章では、イギリス・フランス・オーストリアの各国における経済・政策の現状や主なトピックスをまとめる。経済の概況だけでなく、基盤となる経済・財政政策や新型コロナからの回復、ウクライナ危機とインフレについて記載する。

表 2-1 主な経済・政策に関するトピックス

トピックス	イギリス	フランス	オーストリア
基盤となる 経済・財政 政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治情勢の混乱が続いているが、現在のスナク政権は堅実な政策を掲げている。 ● テック業界をさらに成長させるための優先事項を挙げて、投資を増やすとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次マクロン政権においても「財政再建・健全化」を公約として掲げている。 ● フランス 2030 を策定し、スタートアップ企業支援と脱炭素化を重要視している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業等の支援として、税制の簡素化等に取り組んでいる他、エクイティ市場の拡大を掲げている。 ● 「オーストリアに対する責任」という政府プログラムでは、気候変動対策も重要視している。
新型コロナ からの回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年のGDP成長率はG7で最低であったが、2021～2022年にはG7で最も早く回復している。 ● 一方、2023年の予測値ではG7最低である等、経済の低迷が指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年5月から新型コロナ規制の段階的な緩和が進んだ結果、早期にコロナ前の経済水準へ回復した。 ● 新型コロナ対応に関して、フランス政府による政策が奏功したといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光業が主要産業であり、新型コロナの影響は甚大であったものの、着実に回復の兆しを見せている。 ● 特に政府による新型コロナ対策は非常に手厚く、中小企業融資は増加した。
ウクライナ 危機とイン フレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源構成の約4割を天然ガスに依存している ● 電気価格が一時6倍に上昇する等、高いインフレが続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源構成に占める原子力発電の比率が高く、ロシアへのエネルギー依存も小さいため、欧州諸国の中でインフレの影響は限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー輸入の多くをロシアに依存しているため、インフレ率は大幅に上昇。 ● ウクライナ危機が継続することで経済の回復が妨げる可能性がある。

出所)三菱総合研究所作成

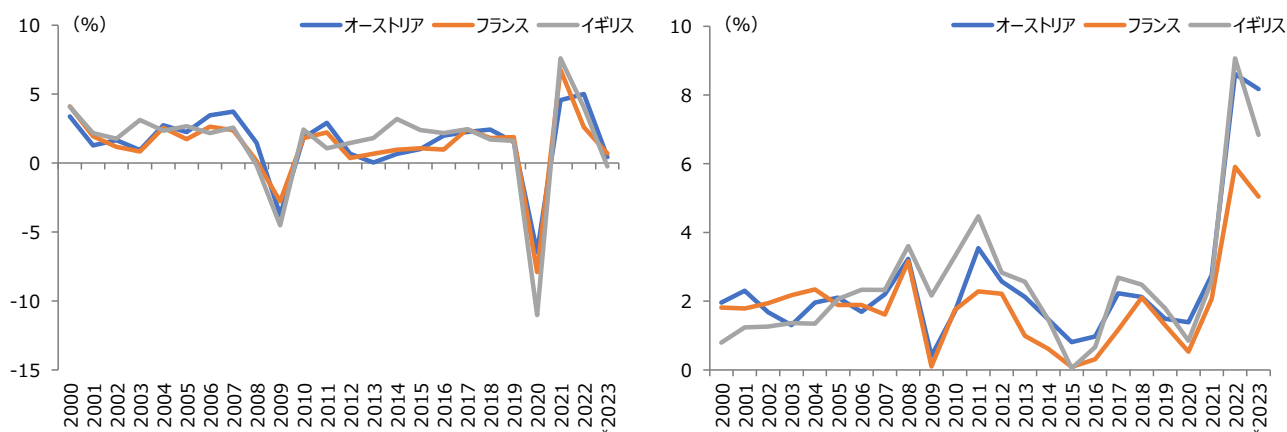
各国の政治・経済環境の分析を行う前に、基本的な経済指標について概観を整理する。まず、実質GDP成長率でみると、対象国であるイギリス・フランス・オーストリアは、いずれも新型コロナ禍において非常に大きな経済的打撃を受けている。リーマンショック時(2009年)は▲4%前後の成長減退となったが、新型コロナ禍(2020年)では▲10%前後と、リーマンショック時の約2倍の規模で

の成長減退が起こった。

リーマンショックと新型コロナ禍の違いを挙げると、リーマンショック時は成長減速後の回復が緩慢であったためにその影響が長引き、さらにその後の欧州債務危機につながったが、新型コロナ禍の場合は、迅速な成長回復(次年度の経済成長が+6%p 前後)により、危機前の経済水準まで比較的早期に回復できている。国別にみると、新型コロナ禍での経済の落ち込みが最も大きかったのはイギリスであり、フランスとオーストリアは同程度の影響であった。

また、ポストコロナにおけるウクライナ危機が契機となった世界的なインフレにも注目が集まっている。こうした背景のもと、3カ国におけるインフレの推移をみると、調査対象3カ国ではイギリスが最もインフレの高止まりに悩まされてきたといえる。また、直近のインフレ率を見ると、オーストリアでも同様に非常に高い水準にあり、IMFの予測では2024年以降いずれの国でも2%前後に落ち着くと見込まれているものの、今後の動向への注目は高い。

図 2-1 3カ国の実質 GDP 成長率(左)およびインフレ率(右)の推移

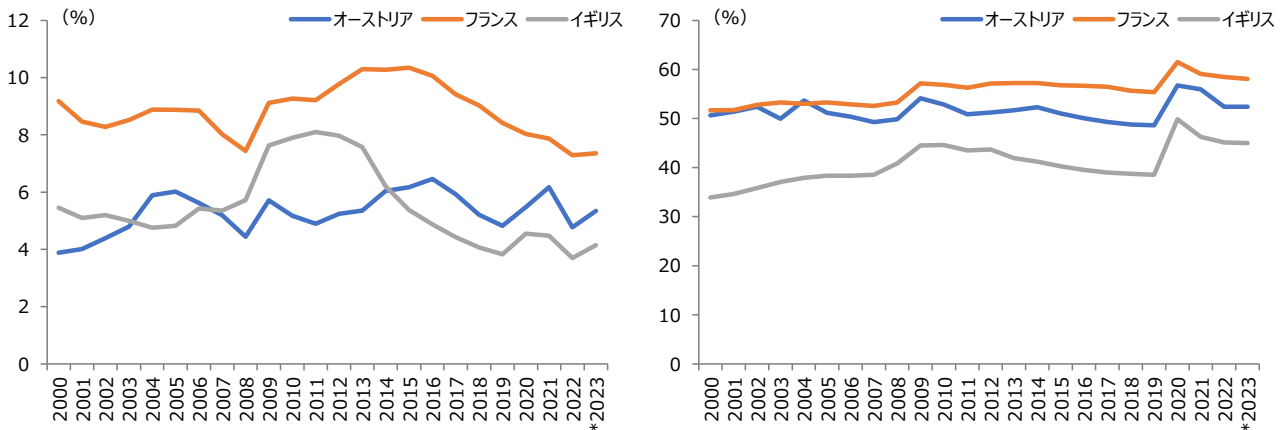


注:2023年の数値はIMFの予測値。インフレ率は年末でなく年平均出所)World Economic Outlook (IMF)より三菱総合研究所作成

次に、失業率および対 GDP 比政府支出割合の推移を見る。失業率ではイギリス・フランスともに2010年代半ばをピークに緩やかな現象が続いていたものの、新型コロナを受けて若干の失業者増に直面した。ただし、失業率の水準自身は、フランスを除けばさほど高くない水準で横ばいにて推移しており、企業側の人手不足感を受けて雇用は安定的に推移しているといえる。

次に対 GDP 比政府支出割合をみるとリーマンショック時はさほど顕著な上昇を見せていなかったが、新型コロナ禍では顕著に増加している。しかもその水準が新型コロナ前の水準に戻っておらず、政府支出頼みとみられかねない状況が続いている。

図 2-2 3か国の失業率(左)および対 GDP 比政府支出割合(右)の推移



注: 2023年の数値は IMF の予測値
出所) World Economic Outlook (IMF)より三菱総合研究所作成

2.2 イギリス

2.2.1 経済の概況

イギリスの経済環境は、新型コロナからの回復は早かったものの、その後は低迷が続いている。IMF が 2023 年 4 月に発表した年間 GDP 成長率を見ると、2020 年には新型コロナの影響で▲11%となり G7 の中で最低値だったが、2021 年には+7.6%、2022 年には+4%とそれぞれ最高値となった¹。しかし、2023 年の予測値(2023 年 4 月時点)では▲0.3%であり、G7 で唯一のマイナス成長見通しとなった¹。

なお、IMF はエネルギー価格の落ち着きを理由に、2023 年 5 月に予測値を訂正した²。2023 年の予測 GDP 成長率を+0.4%と上方修正しつつも、2022 年と比較して成長は非常に減速し、インフレは継続すると指摘している²。IMF はイギリスにおけるインフレの原因として、ロシアのウクライナ戦争による深刻な貿易ショックと、新型コロナによる労働人口の喪失を挙げている²。

¹ IMF, “IMD Datamapper - Real GDP growth”, <https://www.imf.org/external/datamapper/NGDP RPCH@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD>, 2023 年 7 月 19 日最終閲覧

² IMF, “United Kingdom: Staff Concluding Statement of the 2023 Article IV Mission”, <https://www.imf.org/en/News/Articles/2023/05/22/mcs052323-united-kingdom-staff-concluding-statement-2023-article-iv-mission>, 2023 年 7 月 19 日最終閲覧

2.2.2 基盤となる経済・財政政策

(1) 2022年の政治混乱とトラス政権の「成長計画」

2022年以降、イギリスの政治情勢は混乱が続いた。2022年7月7日、ボリス・ジョンソン首相が度重なる不祥事で辞任を発表した後、同年9月6日にリズ・トラス首相が就任。トラス政権下でクワシ・クワルテング財務相は同年9月23日に経済政策「成長計画(The Growth Plan 2022)」を発表した。この成長計画では、エネルギー価格の補助と減税を通して、毎年平均して2.5%の経済成長を目指すことが掲げられてた。前政権で決定していた法人税率や社会保険料の引き上げ等の撤回や所得税の最低税率の引き下げ等の大胆な減税政策の発表がきっかけとなり、イギリス国債の金利は急上昇し、金融市場で大きな混乱が発生した³。

その混乱の結果、クワルテング財務相は成長計画で掲げた減税政策を次々と撤回せざるを得なくなり、同年10月14日には財務相を解任された。代わりに就任したジェレミー・ハント財務相は成長計画で掲げた減税政策をほぼすべて撤回⁴。同年10月20日にはトラス首相自身も辞任を発表し、史上最短となった任期を終えた。

(2) スナク政権の誕生と「秋季経済計画」

その後、リシ・スナク首相が新たに就任し、前トラス政権のような大胆な経済政策ではなく、より堅実な政策を掲げた。2022年11月17日、ハント財務相は、2027~28年度までに550億ポンドの財政再建策を盛り込んだ「秋季経済計画(The Autumn Statement 2022)」を発表した。秋季経済計画では、所得税の最高税率の適用対象拡大やエネルギー企業への課税強化等の増税措置で250億ポンド、各種の歳出削減措置で300億ポンドを捻出することが掲げられている⁴。ハント財務相は、本計画が不況緩和や光熱費の削減、長期の高成長、国営医療サービスと教育システムの強化につながるものと位置付け、「安定性」「成長」「公共サービス」の3つの優先事項を打ち出すとした⁴。

(3) 2023年度予算とテック業界への期待

2023年3月15日、ハント財務相は2023年度予算を発表。2023年1月27日に発表した優先分野の「雇用(Employment)、教育(Education)、企業(Enterprise)、あらゆる場所(Everywhere)」の4つの「E」を、今年度予算でも優先事項として掲げている。共働きの家庭向けに対する無料のチャイルドケア提供や、50代以上の復職支援、工場設備や機械購入費用に対する税

³ 東京財団政策研究所、「イギリスの「成長計画 2022」——看板政策の失墜と日本への示唆」、<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4095>, 2023年7月19日最終閲覧

⁴ ARC 国別情勢研究会、「ARC レポート—経済・貿易・産業報告書— イギリス 2023/24」, 2023年2月28日発行

制優遇策の導入、研究開発投資への補助金支給等に焦点を当てている^{5,6}。

2023年1月、スナク首相は経済成長のために次の4点を実現する旨を発表した⁷。1点目は、R&Dへの公共資金の投入を200億ポンドに増額し、AIや生命科学、量子コンピュータ、金融、グリーン・テクノロジーをさらに強化すること。2点目は、イギリスのEU離脱による機会を最大限に生かし、規制システムが機敏に動き、イノベーションを支援できるようにすること。3点目は、起業家精神旺盛で成長速度の速い企業が、更なる拡大に必要な資金を手に入れられるようにすること。4点目は、イノベティブな考えやこれまでとは違った方法で物事を実現する文化をイギリス全土に浸透させることである。同月、ハント財務相はイギリスにおけるテック業界が1兆ドルを超える産業であり、フランスやドイツよりもユニコーン企業が多いことを指摘した上で、今後テック業界をさらに成長させるとした⁸。

2.2.3 新型コロナからの回復

先述の通り、イギリスは新型コロナ禍からの回復が早かったことが指摘されている一方、図2-3の通り、新型コロナ禍後の求人数は急増しており、労働市場は需要が供給を上回っている。Bank of Englandは、この状況が現在のインフレを助長している可能性もあると指摘している⁹。背景として、新型コロナ禍以降に職を探すことをやめてしまった16～64歳における非労働人口の増加や、2020年のEU離脱による労働人口の減少がある。また、労働人口の需要の回復が、供給の回復よりも早かったことも指摘されている¹⁰。

16～64歳の非労働人口が増加している理由として、図2-4のように長期療養者が増加している他、図2-5のように学生であることを理由に労働していない人が増えていることが挙げられる^{11,12}。Official National Statisticsの調査によると、2022年11月時点で調査対象となった企業のうち13.3%が労働力不足を実感していた。特に、労働力が不足していると回答した割合が高

⁵ JETRO ロンドン事務所へのインタビュー調査に基づく

⁶ JETRO, 「ビジネス短信—ジェトロの海外ニュース 英財務相、2023年度予算を発表、復職支援や企業の投資促進などに焦点」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/1e5791af0d73bdcb.html>, 2023年11月27日最終閲覧

⁷ Prime Minister's Office, “Prime Minister's plan to build an innovative economy”, <https://www.gov.uk/government/news/pms-plan-to-build-an-innovative-economy>, 2023年7月19日最終閲覧

⁸ Digit NEWS, “Jeremy Hunt Statement: Tech Reacts to the Four ‘E’s”, <https://www.digit.fyi/jeremy-hunts-statement-tech-reacts-to-the-four-es/>, 2023年7月19日最終閲覧

⁹ Bank of England, “Bank Rate increased to 5% - June 2023”, <https://www.bankofengland.co.uk/monetary-policy-summary-and-minutes/2023/june-2023>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁰ House of Commons Library, “UK labour market statistics”, <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9366/CBP-9366.pdf>, 2023年7月27日最終閲覧

¹¹ Official National Statistics, “Labour market overview, UK: June 2023”, <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetypes/bulletins/uklabourmarket/june2023>, 2023年7月28日最終閲覧

¹² House of Commons Library, “Skills and labour shortages”, <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CDP-2023-0001/CDP-2023-0001.pdf>, 2023年7月27日最終閲覧

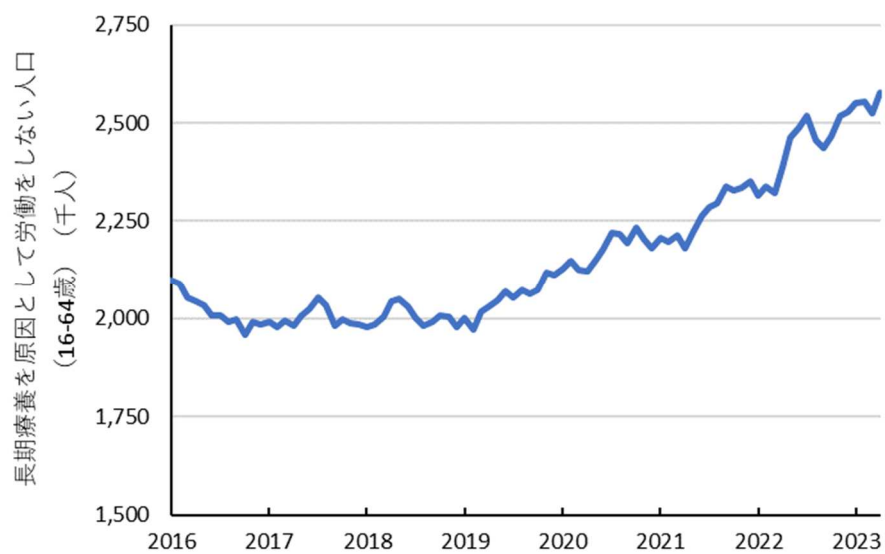
かったセクターは、宿泊・飲食業(35%)と建設業(21%)であった。

図 2-3 イギリスの求人数の推移



出所)ONS¹³より三菱総合研究所作成

図 2-4 長期療養を理由に労働をしない16～64歳の人口

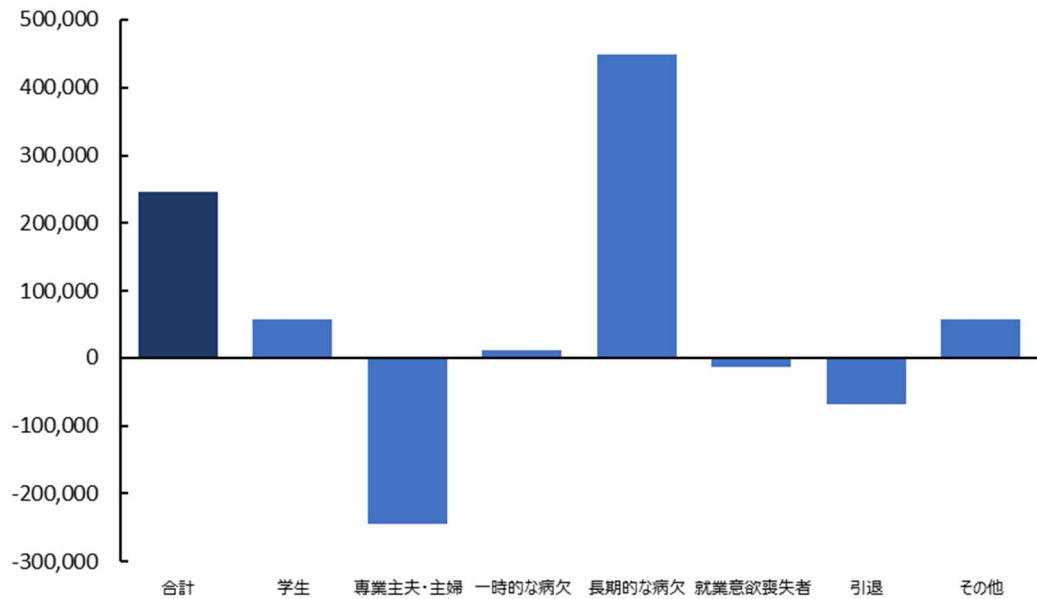


出所)ONS¹⁴より三菱総合研究所作成

¹³ Official National Statistics, “Vacancies and jobs in the UK: April 2023”, <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/employmentandemployeetypes/bulletins/jobsandvacanciesintheuk/april2023>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁴ Official National Statistics, “INAC01 SA: Economic inactivity by reason (seasonally adjusted)”, <https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peoplenotinwork/economicinactivity/datasets/economicinactivitybyreasonseasonallyadjustedinac01sa>, 2023年7月27日最終閲覧

図 2-5 16～64 歳の労働をしない理由の変化



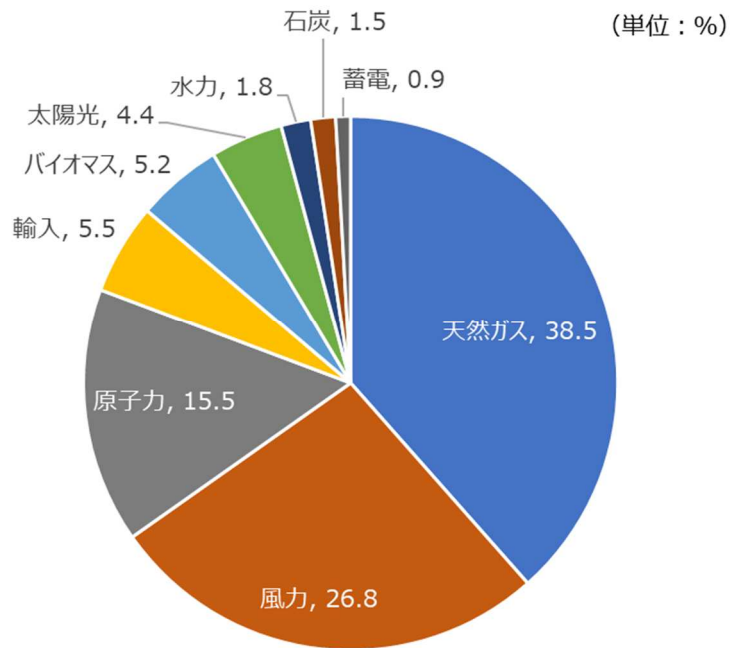
出所)ONS¹⁴ より三菱総合研究所作成

2.2.4 ウクライナ危機とインフレ

図 2-6 の通り、イギリスは電源構成の約 4 割を天然ガスに依存している。ロシアからの天然ガスの直接的な輸入はそこまで大きな割合を占めていなかったが、ウクライナ危機の影響によりイギリスにおける電気料金は一時期 6 倍にも膨れ上がり、その影響でインフレが進んだとされている。電気価格が落ち着いた 2023 年においてもインフレへの影響は残っており¹⁵、家賃の上昇によって借り手が見つからず、オーナーが住宅を手放す動きも見られることもあり⁵、政府による経済・財政政策の方向性に注目が集まっている。

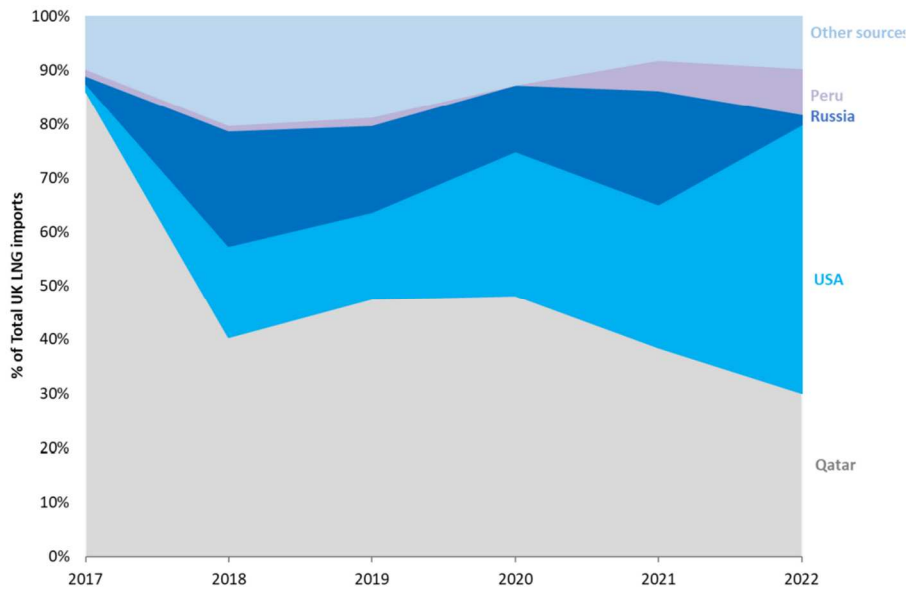
¹⁵ IMF, “The Energy Price Shock – Impact , Policy Responses, and Reform Options”, <https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/Selected-Issues-Papers/2023/English/SIPEA2023048.ashx>, 2023 年 7 月 19 日最終閲覧

図 2-6 イギリスの電源構成



出所) ESO¹⁶より三菱総合研究所作成

図 2-7 天然ガスの輸入先の割合

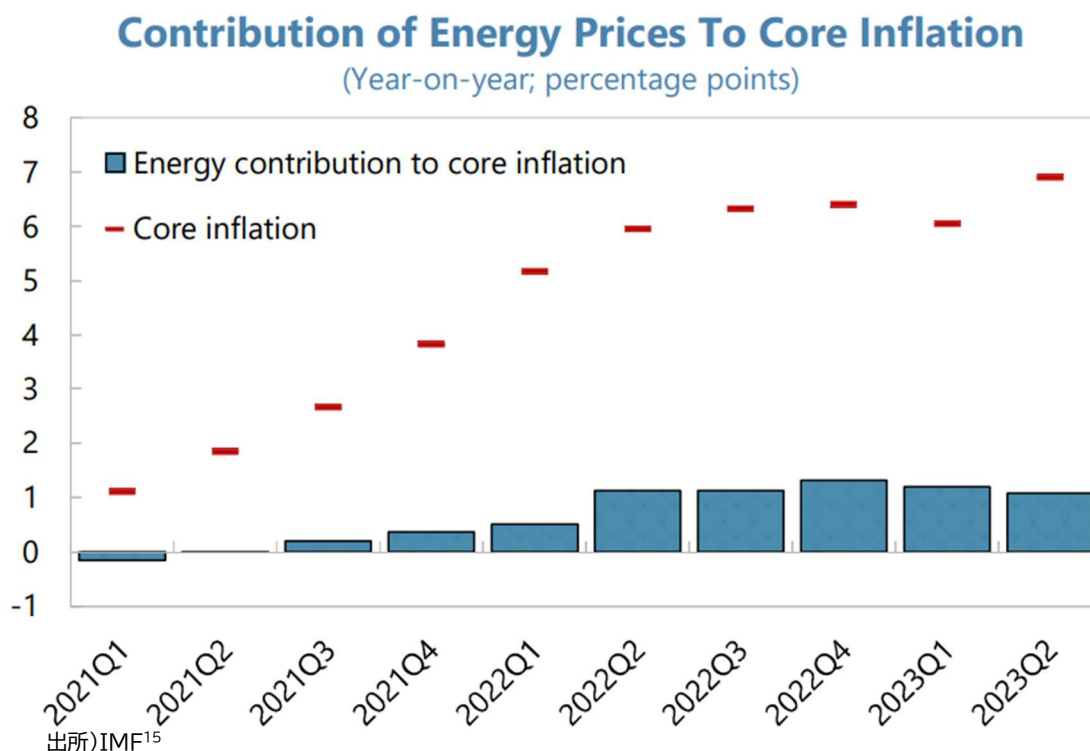


出所) Department for Energy Security & Net Zero¹⁷

¹⁶ ESO, “Britain’s Electricity Explained: 2022 Review”, <https://www.nationalgrideso.com/news/britains-electricity-explained-2022-review>, 2023年7月28日最終閲覧

¹⁷ Department for Energy Security & Net Zero, “Supply of Liquefied Natural Gas in the UK, 2022”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1147129/Supply_of_Liquefied_Natural_Gas_in_the_UK_2022.pdf, 2023年9月11日最終閲覧

図 2-8 インフレへのエネルギー価格の影響



2.3 フランス

2.3.1 経済の概況

フランス経済を特徴付ける点はいくつかあるが、その中の重要な点の 1 つが大きな政府としての支援の手厚さであろう。前述の通り、GDP に占める政府支出の割合は、新型コロナ禍で 6 割を超える等、政府への依存が高い経済構造となっている。こうした特性から、新型コロナ禍等のような経済危機時には迅速に予算措置を講じやすいため、危機を早期に乗り切るといった面での力は強い。

一方、その弊害がいくつか指摘されている。第一は高い失業率であり、この背景として高い失業給付水準と長い給付期間が挙げられている。例えば、50 歳以上の失業給付期間は 3 年と非常に長く、自己都合による退職であっても、解雇と同様の失業給付を受ける資格を自動的に持つ。また、最低賃金も平均賃金の 5~6 割の水準にあり、労働者の権利が強い。失業以外にも、現在課題となっている年金改革や、高い研究・開発費の割合にも関わらずビジネスイノベーションが生まれていない環境、高い教育費等、求められている財政制度改革は多岐にわたる。

しかしながら、黄色いベスト運動(ジレ・ジョーヌ)に代表されるような政府に対する抗議デモが盛んに行われる傾向がある。暴力的な破壊行為に対しては国民の多くが批判的ではあるものの、政府批判に対して共鳴する意見は少なくなく、こうしたデモが起こるとフランス経済に大きな打撃を与え

ることが多い¹⁸。

2.3.2 基盤となる経済・財政政策

(1) 大統領公約

昨年に再選を果たしたマクロン大統領は、2017年の政権発足当初、①5年間で600億ユーロの歳出削減を行うとともに特定分野(職業訓練、医療等)に500億ユーロの公共投資を行うこと、②GDP比2%を目指して国防費を倍増させること、③一般社会税の増税と健康保険料・失業保険料(被用者負担分)を廃止すること、④法人税を引き下げること、⑤金融所得への統一税率を導入すること、⑥財政健全化(EUルール)を着実に実施すること等を主な公約として掲げた。ここから見て取れるように、最優先・最重要の課題は財政再建であった。

これらの公約が実施されたかを振り返ると、黄色いベスト運動や年金改革デモ、新型コロナ対応、ウクライナ危機対応によって、ほぼすべての公約が実現できていなかったといえる。こうした状況の中、再選のための選挙が2022年に実施され、対抗馬であった極右のルペン氏との得票差は2017年の選挙時と比べて縮まっていたことから、マクロン大統領が元々掲げていた財政再建・健全化という考えが、広く国民に対して支持されなくなってきていることが示された。

(2) 成長軸

大統領公約とは別にいくつかの成長戦略に類する戦略がフランスには存在している。代表的な戦略として、フランス2030¹⁹等のような成長分野への投資戦略などが挙げられるが、さらに上位の戦略として、政府が定める4つの優先分野²⁰が挙げられる。具体的には、①完全雇用と再産業化の達成、②エコロジカル・トランジションの企画および加速、③公共サービスの改善、④統治の強化(法執行の強化、司法へのアクセス、軍隊の変革等)の4項目となる。このうち主に経済に関連するのは①および②で、前出のフランス2030はそれらを対象として投資計画が策定されたものであり、直近のフランス2030は2021年10月にマクロン大統領から発表された²¹。

フランス2030の詳細を説明する前段として、これまでの産業計画を概観する²²。まず、新型コロナ前のフランスの産業計画のベースは、サルコジ大統領が2009年12月に開始した未来投資プロ

¹⁸ 例えば、2018年から始まった黄色いベスト運動では、大手流通業の売上高は15～25%減、小売業は20～40%減となる等、幅広い産業に悪影響が波及した。

¹⁹ Gouvernement, “France 2030 : un plan d’investissement pour la France de demain”, <https://www.gouvernement.fr/actualite/france-2030-un-plan-d-investissement-pour-la-france-de-demain>, 2023年7月4日閲覧

²⁰ Gouvernement, “Politiques prioritaires”, <https://www.gouvernement.fr/politiques-prioritaires>, 2023年7月4日閲覧

²¹ Elysee, “Présentation du plan France 2030.”, <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2021/10/12/presentation-du-plan-france-2030>, 2023年7月4日閲覧

²² 国立国会図書館, 「国立国会図書館 調査及び立法考査局」, <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12868055>, 2023年7月12日閲覧

グラム(Programme d' Investissement d' Avenir; PIA)となる。高等教育・人材育成、研究、産業・中小企業、持続的発展、デジタル化の5分野を優先課題として設定した、350億ユーロの支援計画である。その後もプログラムは継続され、2020年9月の第4次プログラム(PIA4)までつながっていた。PIA4はこれまでとは異なり、研究等よりも戦略的に重要となる産業への支援に力点を置いたものとなっていたが、フランスでは時期を同じくして新型コロナ禍からの復旧・復興と経済・社会の変革の加速化を目的としたフランス再興計画が制定された。PIA4が200億ユーロ規模であったのに対して、フランス再興計画は2022年末までに1,000億ユーロ(うち次世代EUから400億ユーロ)の供与を目標とした。

新型コロナ禍による影響が限定的となった2022年には、フランス復興計画が有していた新型コロナ禍からの復旧・復興と経済・社会の変革の加速化といった2つの目的に温度差が生じるようになる。特に、後者の目的については、2020年からの2年程度の短期間で実効的な成果をあげることがほぼ不可能であった。そのため、将来にわたって新しい産業を振興し、産業全般の革新を進め、加速化させるということを目的とした新たな枠組みの必要性が生じ、PIA4と融合する形でフランス2030が制定されることとなった(融合した結果、その規模は540億ユーロにまで拡大)。

フランス2030は投資分野に相当する10の目標と、目標実現のために必要となる6の条件からなる²²。中小企業に関連する領域をみると、条件の5つ目にあるスタートアップ企業による産業開発への支援が挙げられる。スタートアップ企業は施策上かなり重要視されており、フランス2030の資金である540億ユーロのうち半分がイノベーションを促進するスタートアップ企業へ、残りの半分が経済の脱炭素化に資する施策に配分される予定としている。例えば、グルノーブルに拠点を持つスタートアップ企業であるヴェルコール社は、電気自動車の供給拡大に向けてネックとなるバッテリー製造に係る人材不足に対し、11の連携機関とともにコンソーシアムを組成して実務的教育を担う方針を発表し、初期費用2,000万ユーロのうち1,300万ユーロの公的支援を獲得している。

表 2-2 フランス 2030 の概要

No.	フランス 2030 の概要
10 の目標	
1	小型モジュール炉の開発及び原子炉に関するイノベーションの推進
2	水素エネルギー及び再生可能エネルギーにおける世界の先端水準への到達
3	工業の脱炭素化の推進
4	電気自動車・ハイブリッド車の国内生産の強化
5	低炭素化された航空機の生産
6	安全で持続可能な食料の生産
7	医薬品及び医療機器の開発強化
8	文化創造産業・コンテンツ産業に対する支援
9	宇宙開発の加速化
10	海底探査の推進
目標実現のための 6 の条件	
1	原料・資源の確保
2	製造部品の確実な入手
3	デジタル技術の確保
4	新しい産業に適応する人材育成
5	スタートアップ企業による産業開発への支援
6	高等教育及び研究のエコシステムの優索性

出所)三菱総合研究所作成

2.3.3 新型コロナからの回復

フランスにおける 2022 年の実質 GDP 成長率は+2.6%と堅調な推移となった。新型コロナ禍からの回復やインフレへの対処という意味では、フランス政府による政策が奏功したといえる。2021 年 5 月から新型コロナ関連規制の段階的な緩和が進んだ結果、2021 年第 3 四半期に新型コロナ前の経済水準への回復を達成しており、特に打撃が大きかったサービス業を中心に回復が続いている。

新型コロナからの回復のため、政府は 2020 年 9 月に総額 1,000 億ユーロの経済復興予算を策定し、2021 年末までに約 720 億ユーロの支出を決定した²³。EU との関係でいうと、EU が創設した復興基金等から拠出されることもあり、ここで復興基金とは「次世代 EU」と呼ばれ、新型コロナからの復興対策に充てられる 7,500 億ユーロの特別予算である。復興基金の予算の大半は復興レ

²³ JETRO, 「世界貿易投資動向シリーズ フランス」,
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2022/32.pdf, 2023 年 7 月 4 日閲覧

ジリエンス・ファシリティ(Recovery and Resilience Facility)であり、融資で 3,600 億ユーロ、補助金で 3,125 億ユーロから成る。加盟国が欧州委員会に対して提出した 2026 年までの改革や投資内容を欧州委員会が評価し、加重表を用いた特定多数決によって EU 理事会が承認する²⁴。

EU は、前述した「次世代 EU」の復興基金 7,500 億ユーロに加え、長期 EU 予算(多年次財政枠組み)から 1 兆 740 億ユーロと、新型コロナ危機に対するセーフティネットとして 5,400 億ユーロの計 2 兆 3,640 億ユーロを予算としており、新型コロナ禍からの経済復興をネットゼロの実現につなげる欧州グリーンニューディールの実現のために活用している²⁵。フランス政府は、「次世代 EU」の枠組みの中で 2023 年までに総額 394 億ユーロを受給予定である。一般に、フランスのような規模の大きな国において EU から受け取る予算は少額になることが多いが、欧州グリーンニューディールでは存在感のある拠出を受けた。

2.3.4 ウクライナ危機とインフレ

フランスでは、ウクライナ危機に伴って主に消費マインドの低下や供給サイドの困難さの拡大により景況は一時的に悪化した。ただし、フランスは原子力比率が高く、ロシアにエネルギーを依存していなかったため、ウクライナ危機に伴う直接的な影響は軽微であった。また、政府によるエネルギー価格上昇を抑制するための補助金が機能した結果、インフレは欧州諸国の中でも低水準にとどまっている。

さらに、ロシアとの関わりは元々かなり希薄であり、対ロシア貿易取引が GDP に占める割合は 1%未満である。そのため、欧州他国のインフレに伴うコストプッシュインフレの影響はあるものの、他国と比べれば大きな影響には至っておらず、欧州中央銀行理事会メンバーであるビルロワドガロ中央銀行総裁は、2023 年 5 月の時点でインフレがピークを過ぎた可能性もあると言及している²⁶。

2.4 オーストリア

2.4.1 経済の概況

オーストリア経済の特徴として、「経済・社会協調制度(ソーシャル・パートナーシップ)」が挙げられる。オーストリアの経済は、ソーシャル・パートナーシップによって市場の秩序が保たれている社会的市場経済である。ソーシャル・パートナーシップは自由な合意に基づくものであり、法律的な根拠はないが、オーストリアの主要な経済利益団体はこれに従い、相互にもしくは政府と連携することによって経済問題を自由な話し合いによって解決してきた。オーストリアでは、ソーシャル・パートナーシッ

²⁴ JETRO, 「新規財源で新型コロナ禍対策、同時に気候中立目標も(EU)」, <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/fd5b956acb2b2ada.html>, 2023 年 7 月 12 日閲覧

²⁵ European Union, 「EU の新型コロナ禍からの復興を支える大規模な財政支出計画」, <https://eumag.jp/behind/d1120/>, 2023 年 7 月 4 日閲覧

²⁶ Reuters, 「仏インフレ率、ピーク過ぎた可能性＝中銀総裁」, <https://jp.reuters.com/article/france-villeroy-inflation-idJPKBN2XM0S6>, 2023 年 7 月 4 日閲覧

プが経済政策や社会政策の全分野に及んでいることが特徴的であり、包括的に調整が取れている模範的な組織とみられることもある²⁷。

イギリスやフランスと比較すると、経済における構造的課題は少なく、EU の中で GDP は 10 番目、一人当たり GDP は 6 番目に位置する等、EU 内においてオーストリアは比較的豊かな国であると言える²⁸。一方、個別の論点として、足許までインフレを引き起こしてきたエネルギー・レジリエンスの改善に対する要請は大きい。また、長期的な視座として、難民受け入れや社会・経済的な統合の促進、エネルギー安全保障を契機とするグリーンまたはデジタルへのトランジション等が掲げられている。EU 内でも優等生といわれるドイツと同程度の CDS²⁹の水準を維持している等、金融政策の余地はある。新型コロナで観光業にダメージなどはあったものの、足許でその状況は回復しており、イノベーション促進等の文脈に沿った、中長期的な中小企業向け支援策が講じやすい状況にある。

2.4.2 基盤となる経済・財政政策

オーストリアでは、2017 年に当選して以来、欧州最年少首相として活躍してきたクルツ氏が、2021 年 10 月に汚職疑惑により辞任を表明し、そのわずか2ヶ月後の 12 月 2 日には政界からの引退を発表。続けて後任のシャレンバルク首相も政界からの引退を表明する等、オーストリア政治情勢は混乱を見せた。その後、2021 年 12 月 3 日に開催された国民党の緊急幹部会でネハンマー氏が新党首に選出され、首相のポストにも着任することが決定した³⁰。

2020 年 1 月 2 日には政府プログラム「オーストリアに対する責任(Regierungsprogramm 2020-2024)」が発表された。同プログラムは、①国家と透明性、②経済・金融、③気候変動対策・インフラ・農業、④欧州および移民・統合政策、⑤社会保障、⑥教育・科学・研究・デジタル化の 6 項目から構成されており、2024 年までの主要な政策課題が整理されている。中でも気候変動対策を特に重要視しており、具体的には 2050 年までの「カーボンニュートラル」を目指す EU の環境政策をリードすべく、2030 年までに電源構成の全てをグリーン電力で賄うことや、EU 目標よりも 10 年早い 2040 年までにカーボンニュートラルを達成することを目指している³¹。

「オーストリアに対する責任」の中で、②経済・金融に関しては、さらに 4 つの項目(財政と予算、税制改革、脱官僚化・近代化、個人事業主と中小企業)を課題として挙げている。個人事業主と中小企業に対する経済・財政政策として連邦政府は、税制の簡素化や近代的なデジタルサービスの提供、官僚主義の撤廃を実施することにより、フレームワーク条件の改善に取り組んでいる。さらに、中小企

²⁷ オーストリア大使館商務部、「ソーシャル・パートナーシップ」、<https://www.advantageaustria.org/jp/zentral/business-guide/investieren-in-oesterreich/arbeit-und-beruf/sozialpartnerschaft/sozialpartnerschaft.ja.html>, 2023 年 11 月 16 日最終閲覧

²⁸ JETRO ウィーン事務所へのインタビュー調査に基づく

²⁹ Credit Default Swap の略。発行体の信用リスクに対するデリバティブの一種で、保険に類似する金融商品。CDS の買い手は、定期的にプレミアムと呼ばれる保険料を支払う必要がある代わりに、債権の債務不履行等のクレジット・イベントが発生した場合に生じる損失が保証される。価格が高いほどデフォルトの可能性が高い。

³⁰ JETRO, 「ビジネス短信」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/f6062900417b4c01.html>, 2023 年 7 月 27 日最終閲覧

³¹ ARC 国別情勢研究会, 「ARC レポート—経済・貿易・産業報告書— オーストリア 2021/22」, 2021 年 5 月 31 日発行

業や新興企業の成長を支援するため、国内の資本市場を拡大するとも明言しており、民間のベンチャーキャピタルに対するインセンティブの改善や、公的ベンチャーキャピタル市場の強化の必要性についても論じている³²。

2.4.3 新型コロナからの回復

観光業が主要産業の1つでもあるオーストリアでは、新型コロナによる経済的な影響を強く受けた。国民の健康リテラシーが低くワクチン接種率が伸び悩んだこともあり、回復の足並みは欧州諸国の中でも比較的遅くなったが、2022年の実質 GDP 成長率は+4.9%となるなど、確実に回復の兆しを見せている³³。

新型コロナへの経済対策として、オーストリア政府および欧州政府は「Temporary Framework to support the economy in the context of the coronavirus outbreak」に従って、中小企業を含めた非金融企業に対し前例のない財政政策を講じており、つなぎ融資や特定の条件下での融資保証プログラムの拡大によって、中小企業向けの融資額は増加した。

2.4.4 ウクライナ危機とインフレ

エネルギー源の輸入をロシアに依存していたこと等から、ウクライナ危機ではエネルギー価格高騰の影響を受けて、消費者物価指数が大幅に上昇した。2022年のインフレ率は+8.6%と、1947年以降最高値を記録した。

オーストリア経済研究所(WIFO)は、2023年以降エネルギー市場の緊張は徐々に緩和され、経済は回復に向かうとしていたが、2023年秋季の予測で GDP 成長率等を下方修正した。ウクライナ危機が長引いたことによるインフレ対策が経済を圧迫したこと等が主な要因として挙げられている。2023年は若干の不況に陥るものの、2024年からは緩やかな回復が予想されている。インフレ率は+8%弱と高い水準になっており、2024年も4%前後となる見通しであり、本格的な景気回復は2025年以降になると考えられている²⁸。

³² karl-nehmer, “Regierungsprogramm”,

https://www.dievolkspartei.at/Download/Regierungsprogramm_2020.pdf, 2023年7月26日最終閲覧

³³ WIFO, “WIFO Economic Data Service”, <https://www.wifo.ac.at/en/data/wifo-economic-data-service>, 2023年7月12日最終閲覧

表 2-3 オーストリアの主な経済指標

	2012	2014	2016	2018	2020	2021	2022
実質 GDP 成長率	0.7	0.7	2.0	2.7	▲6.5	4.6	4.9
一人当たりの名目 GDP (単位:ユーロ)	37,627	38,992	40,760	43,594	42,733	45,372	49,365
消費者物価上昇率	2.4	1.7	1.0	2.1	1.4	2.8	8.6
失業率	4.3	5.6	6.0	4.9	6.1	6.2	4.8

表 2-4 オーストリアの主な経済指標の予測

経済指標	オーストリア中央銀行(OeNB)			オーストリア経済研究所(WIFO)		ウィーン高等研究所(IHS)		欧州委員会	
	2023	2024	2025	2023	2024	2023	2024	2023	2024
実質 GDP 成長率	0.5	1.7	1.6	▲0.8	1.2	▲0.4	0.9	0.4	1.6
個人消費	▲0.2	2.3	1.6	0.8	1.8	0.2	1.5	1.4	2.1
設備投資	0.4	0.6	1.4	▲0.5	▲0.5	▲1.7	▲1.8	0.0	1.1
消費者物価指数上昇率	7.4	4.1	2.9	7.7	4.0	7.8	4.2	7.1	3.8
失業率	4.9	4.7	4.6	5.2	5.2	5.2	5.5	4.9	5.0

3. 中小企業金融政策の現状

3.1 本章の概要

本章では、イギリス・フランス・オーストリアの各国における中小企業の実態と中小企業向け金融政策の概要をまとめる。特に、中小企業の産業構成や資金調達状況、中小企業向け金融政策を担う主務省や信用保証機関に着目する。EU における中小企業の定義は以下の通り。従業員数 250 人未満、かつ、売上高 5,000 万ユーロ又は総資産額 4,300 万ユーロ以下の企業を中小企業と定義している。

表 3-1 EU における中小企業の定義

項目	中企業	小企業	零細企業
従業員数	250 人未満	50 人未満	10 人未満
売上高	5,000万ユーロ以下	1,000万ユーロ以下	200万ユーロ以下
総資産	4,300万ユーロ以下	1,000万ユーロ以下	200万ユーロ以下

出所) European Commission³⁴、イギリス政府³⁵より三菱総合研究所作成

表 3-2 中小企業と金融政策の概要

項目	イギリス	フランス	オーストリア
中小企業と資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の 99.9%が中小企業であり、建設業が最も多い。 ● 2020 年に年間融資額が増加したが、翌年には例年並みの水準に戻っており、返済トレンドが見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の 99.9%が中小企業であり、6 割強をサービス業が占めている。 ● 中小企業が銀行融資を受けられなかった割合は低く、資金調達へのアクセスは高水準を維持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の 99.7%が中小企業であり、全体の 20%以上が卸売・小売業である。 ● 中小企業の約 62%が、資金調達手段をデット・ファイナンスに依存。公的融資保証は年々増加している。
主務省	ビジネス・通商省(Department for Business and Trade; DBT)	経済財務産業デジタル省の企業総局(The Directorate General for Enterprise; DGE)	労働経済省(Bundesministerium für Arbeit und Wirtschaft; BMAW)
主な信用保証機関	British Business Bank (BBB)	Bpifrance	Austria Wirtschaftsservice (aws)

出所)三菱総合研究所作成

³⁴ European Commission, “SME definition”, https://single-market-economy.ec.europa.eu/smes/sme-definition_en, 2023 年 11 月 30 日最終閲覧

³⁵ Department for Business, Energy and Industrial Strategy, “Department for Business, Energy and Industrial Strategy”, <https://www.gov.uk/government/publications/beis-small-and-medium-enterprises-sme-action-plan-2022-to-2025/beis-small-and-medium-enterprises-smes-action-plan-2022-to-2025-accessible-webpage>, 2023 年 12 月 12 日最終閲覧

3.2 イギリス

3.2.1 中小企業の実態

ビジネスエネルギー産業戦略省(Department for Business, Energy, and Industrial Strategy; BEIS)の調査によると、2023年初頭時点で、イギリスには555万社の民間企業が存在し、そのうち551万社(およそ99.2%)が従業員0~49名の零細企業と小企業、36,905社(0.65%)が従業員50~249名の中企業、7,960社が従業員250名以上の大企業であった³⁶。すなわち、従業員が0名の企業(代表者のみの企業)も含めると、イギリスの企業の99.9%は中小企業である。イギリスの会社法に基づく中小企業の定義は表3-3の通りで、従業員数、売上高、総資産の3つの要件のうち、2つ以上を満たす必要がある(政府関係調達の際は表3-1の定義を用いる)。

表 3-3 イギリスにおける中小企業の定義

項目	中企業	小企業	零細企業
従業員数	250人未満	50人未満	10人未満
売上高	3,600万ポンド以下	1,020万ポンド以下	63万2,000ポンド以下
総資産	1,800万ポンド以下	510万ポンド以下	31万6,000ポンド以下

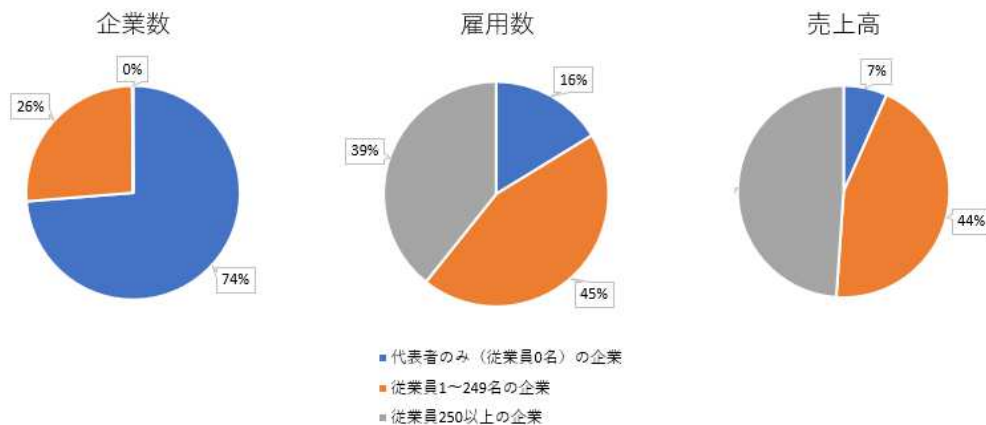
出所)イギリス政府³⁷より三菱総合研究所作成

イギリスにおける企業規模ごとの企業数と雇用者数、売上高を図3-1に示す。従業員が1~249名の中小企業は、企業数では全体の26%、雇用者数では45%、売上高では44%を占める。

³⁶ Department for Business, Energy and Industrial Strategy, “Business population estimates 2023”, <https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2023/business-population-estimates-for-the-uk-and-regions-2023-statistical-release>, 2023年7月13日最終閲覧

³⁷ Companies House, “Companies House accounts guidance”, <https://www.gov.uk/government/publications/life-of-a-company-annual-requirements/life-of-a-company-part-1-accounts>, 2024年1月23日最終閲覧

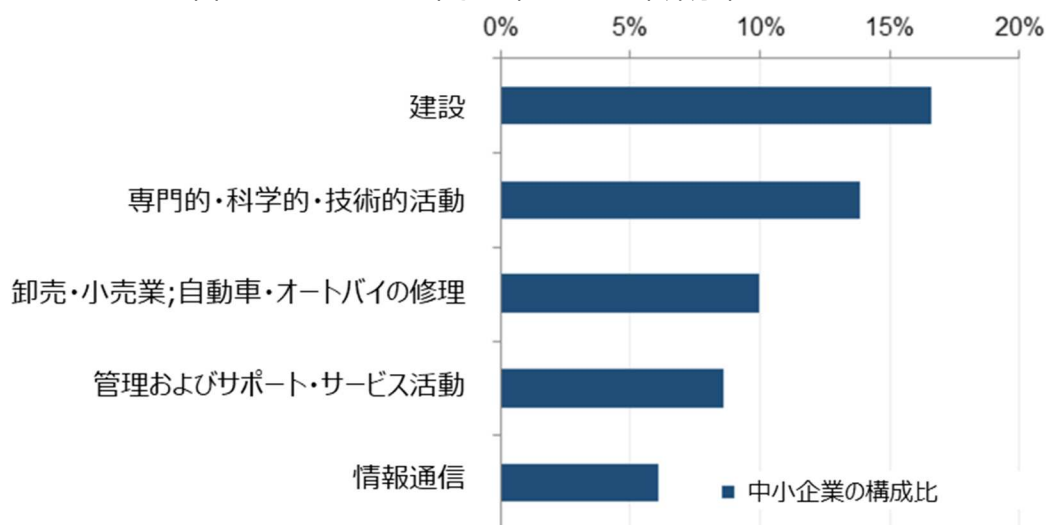
図 3-1 イギリスの企業構成



※雇用者数は企業の代表および従業員の合計を指す。
出所)BEIS³⁶より三菱総合研究所作成

2023 年初頭時点における、イギリスの中小企業における業界の分布を図 3-2 に示す。最も多いのは建設業 883,000 社(16%)であり、続いて専門・科学・技術に関する事業(医療従事者。弁護士、税理士等の法律、アドバイザー分野。建築家、エンジニア等の科学・技術分野。ジャーナリスト、通訳等。)770,000 社(14%)、卸売・小売業等に関する事業 546,000 社(10%)と続く³⁶。

図 3-2 イギリスの中小企業における業界分布

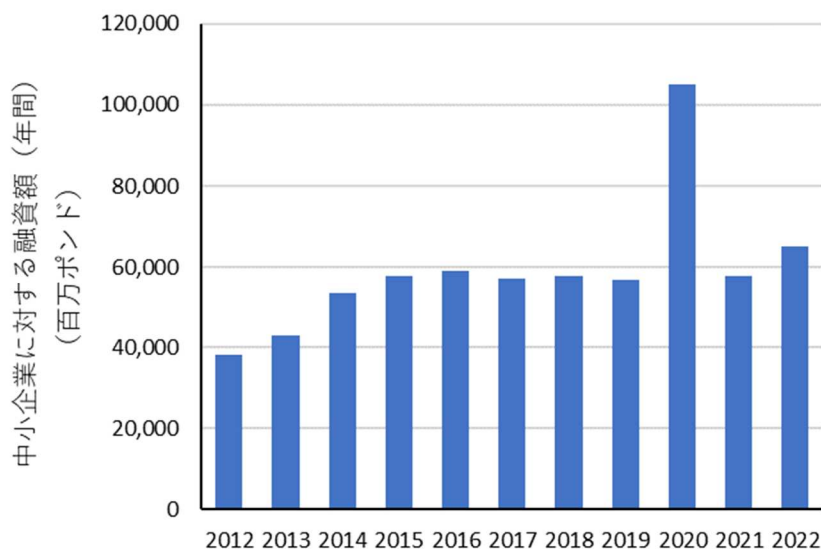


出所)BEIS³⁶より三菱総合研究所作成

イギリスの中小企業における融資合計額を図 3-3 に示す。2020 年は後述する新型コロナウイルスに係る政府保証制度が発動されたため、合計融資額が爆発的に増えている。一方、図 3-4 には返済額を示しており、返済額は 2020 年から 2022 年にかけて緩やかに増加していることがわかる。これは、新型コロナに係る政府保証制度が融資開始から最初の 1 年間だけ利子や手数料を政府が負担するというスキームが採られる中、利子や手数料の猶予期間が終了するタイミングで多くの中小企業が返済を実施したことが背景にある。

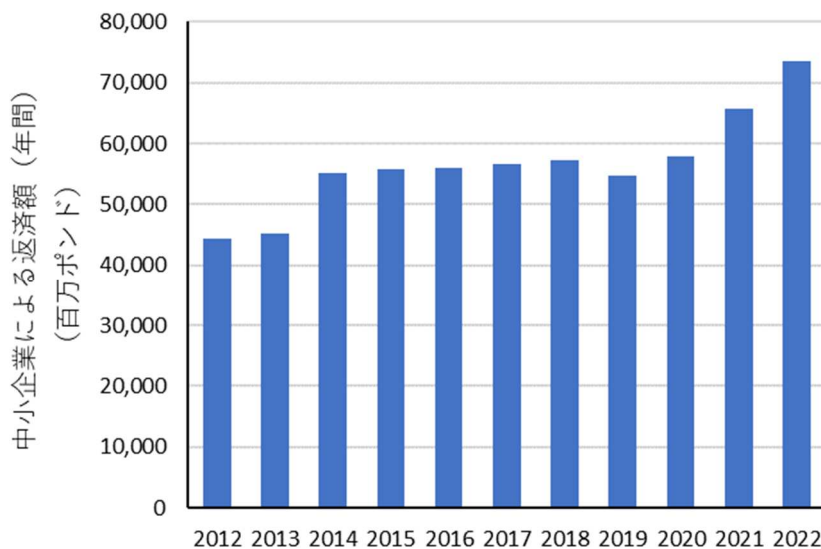
また、図 3-5 には融資額と融資返済額の差を示しており、英国ビジネス銀行 (British Business Bank; BBB) のレポートではその差分が、より正確に中小企業融資の実態を示していると言及されている。2020 年はプラスとなっており、返済よりも融資の方が多量のものの、2021 年と 2022 年はマイナスとなっており、融資よりも返済のトレンドが強いことが伺える。

図 3-3 イギリスの中小企業に対する融資額



出所)BoE³⁸より三菱総合研究所作成

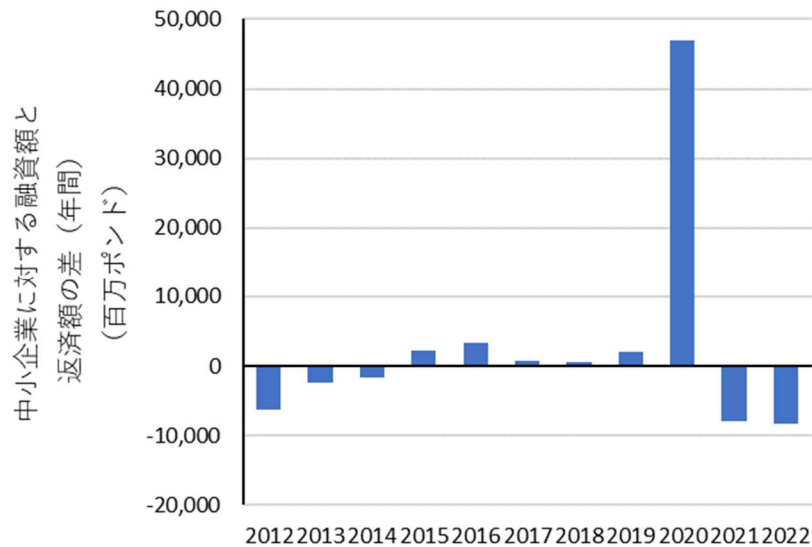
図 3-4 イギリスの中小企業による返済額



出所)BoE³⁸より三菱総合研究所作成

³⁸ Bank of England, “Our database”, <https://www.bankofengland.co.uk/boeapps/database/default.asp>, 2023 年 8 月 31 日最終閲覧
<https://www.bankofengland.co.uk/boeapps/database/fromshowcolumns.asp?Travel=NixSUx&FromSeries=1&ToSeries=50&DAT=RNG&FD=1&FM=Jan&FY=2014&TD=31&TM=Dec&TY=2024&FNY=&CSVF=TT&html.x=96&html.y=25&C=OC6&Filter=N>, 2024 年 1 月 18 日最終閲覧

図 3-5 イギリスにおける中小企業の融資額と返済額の差



出所)BoE³⁸より三菱総合研究所作成

2014年から2020年における、政府保証付き融資の件数と金額を表3-4に示す。ここで、政府保証付き融資とは、Enterprise Finance Guarantee (EFG)、Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)、Bounce Back Loan Scheme (BBLs)を含んでいる。CBILSとBBLsは2020年3月に新型コロナ拡大に伴って導入された制度であり、これらに代替される形でEFGは終了した。特に2020年は全ての項目において前年比で急激に増加しており、新型コロナの影響が伺える。

表 3-4 イギリスにおける政府保証付き融資の件数及び金額

項目	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
中小企業向け融資残高 (十億ポンド)	167	164	166	165	166	167	213	209	197
保証承諾件数(件)	2,672	1,837	1,730	1,804	1,631	1,895	1,497,057	—	—
保証付き融資額 (百万ポンド)	298	227	207	216	199	203	61,191	—	—
保証額(百万ポンド)	45	34	31	32	30	30	57,612	15,050	673
保証残高(百万ポンド)	845	755	684	648	588	576	74,326	81,951	39,465

※小数点以下は四捨五入。融資残高は季節調整なしの未残、保証額は代位弁済請求の際にBBBが保証を履行する必要がある額。保証額・保証残高は、2019年以前はEFGのみ、2020年はEFG・CBILS・BBLs、2021年はEFG(保証残高のみ)・CBILS・BBLs・RLS、2022年はCBILS(保証残高のみ)・BBLs(保証残高のみ)・RLSの合計値。

※基本的には12月末の数値だが、保証額は2021年は翌年3月末時点、2022年は翌年3月末時点の数値である。保証残高は翌年3月末時点の数値だが、2017年・2019年は12月末、2020年のCBILSとBBLsは2021年5月末時点の数値である(表6-2参照)。

3.2.2 中小企業向け金融政策の主体

イギリスにおける中小企業向け金融政策の実施機関は表 3-5 の通りである。イギリスでは、政府による中小企業向けの金融政策は、原則として BBB に集約されている。BBB が 2014 年に発足する前は、旧ビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business, Innovation and Skills; BIS) 下の Capital for Enterprise Limited が様々な中小企業向け金融政策を担って

³⁹ OECD, “Financing SMEs and Entrepreneurs 2022: An OECD Scoreboard”, <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/965359a2-en/index.html?itemId=/content/component/965359a2-en#section-d1e227920>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

⁴⁰ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2015 to 2016”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a75c755e5274a545822e268/industrial-development-act-annual-report-2015-16-weba.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁴¹ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2016 to 2017”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a82cblae5274a2e8ab5961b/industrial-development-act-annual-report-2016-2017-web.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁴² The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2017 to 2018”, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/721055/industrial-development-act-annual-report-2017-2018-web-ready.pdf, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁴³ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2018 to 2019”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5d15d807e5274a065e721799/industrial-development-act-annual-report-2018-2019.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁴⁴ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2019 to 2020”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5f71cfaed3bf7f47aea9243e/industrial-development-act-report-2019-2020-web.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁴⁵ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2020 to 2021”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60f950c0d3bf7f0450dbb109/industrial-development-act-annual-report-2020-21.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

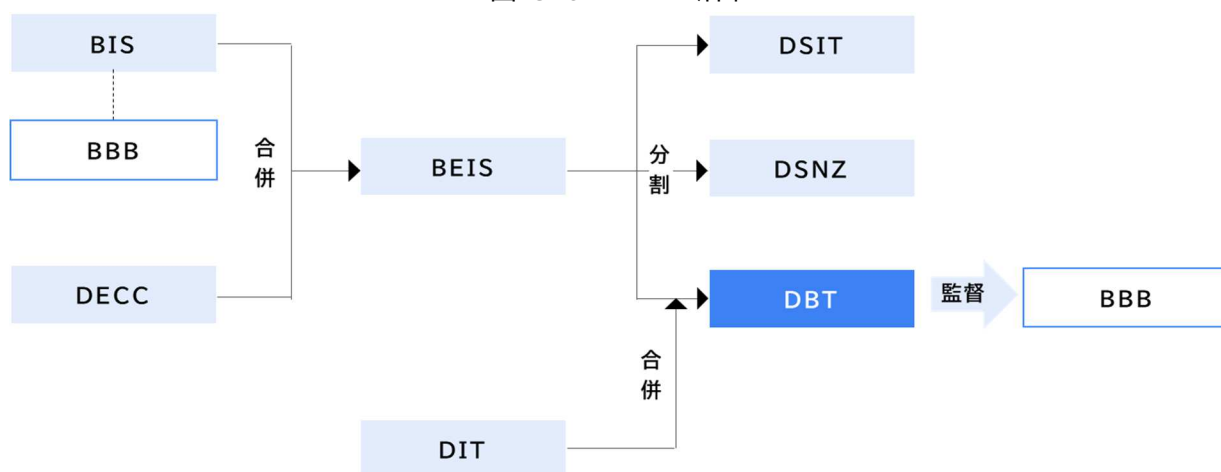
⁴⁶ The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, the First Minister of Scotland, and the Welsh Minister, “Industrial Development Act 1982: annual report 2021 to 2022”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/62d03dc2e90e071e768aa46e/ida-annual-report-2021-2022-web-optimised.pdf>, 2024 年 1 月 23 日最終閲覧

⁴⁷ Department for Business and Trade, “Industrial Development Act 1982 Annual Report by the Secretary of State for Business and Trade, the First Minister of Scotland, and the Welsh Ministers for the year ended 31 March 2023”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/64ba7db02059dc000d5d27c8/industrial-development-act-1982-annual-report-by-the-secretary-of-State-for-business-and-trade-accessible.pdf>, 2024 年 1 月 23 日最終閲覧

いた⁴⁸。

BBB は、元々BIS の下の機関として設立された。BIS は 2016 年にエネルギー・気候変動省 (Department of Energy and Climate Change; DECC)との合併で、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(Department for Business, Energy and Industrial Strategy; BEIS)となり、2023 年 3 月にイギリスの首相であるリシ・スナク氏が行った内閣改造の一環で、BEIS は 3 つの新しい省庁に分割された。そこで新しく組成されたのが、科学・イノベーション・テクノロジー省 (Department for Science, Innovation and Technology; DSIT)、エネルギー・安全保障・ネットゼロ省(Department for Energy, Security and Net Zero; DESNZ)、およびビジネス・通商省(Department for Business and Trade; DBT)である。このうち、DBT は BEIS と国際貿易省(Department for International Trade; DIT)と合併される形で組成され、BBB の監督官庁となった^{49,50}。なお、BBB は 100%政府出資であるが、独立運営がなされている⁵¹。また、歳入関税庁(His Majesty's Revenue and Customs; HMRC)は、税金を監督する機関であり、税率優遇を通して創業支援を実施している。

図 3-6 DBT の沿革



出所)日本学術振興会⁴⁹、英国大使館国際通商部⁵⁰より三菱総合研究所作成

⁴⁸ British Business Bank, “Capital for Enterprise Limited”, <https://www.british-business-bank.co.uk/british-business-finance-limited/capital-for-enterprise-limited/>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

⁴⁹ 日本学術振興会, 「【ニュース・イギリス】政府は内閣改造で新たに科学を専門とする省を設立」, <https://www-overseas-news.jsps.go.jp/%E3%80%90%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%BB%E3%82%A4%E3%82%AE%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%80%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%85%A5%E8%A9%A6%E6%A9%9F%E9%96%A2ucas%E3%80%81-%E3%80%8Cend-of-cycle-report-300/>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

⁵⁰ 英国大使館国際通商部, 「英国大使館・英国総領事館 ビジネス・通商部(DBT Japan)」, <https://www.gov.uk/world/organisations/department-for-business-and-trade-japan.ja>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

⁵¹ British Business Bank, “What we do”, <https://www.british-business-bank.co.uk/about-us/who-we-are/what-the-british-business-bank-does/#:~:text=The%20British%20Business%20Bank%20is,funds%20and%20web%2Dbased%20platforms.>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

表 3-5 イギリスの中小企業向け金融政策に係る政府機関

区分	機関名	概要
政府系金融機関	英国ビジネス銀行(British Business Bank; BBB)	100%政府出資の政府系金融機関。信用保証の他、パートナー金融機関や子会社を通じた中小企業向けの融資や民間ファンド等を通じた(又は共同)投資を行う。
主務省	ビジネス・通商省 (Department for Business & Trade; DBT)	2023年3月に組成された旧ビジネスエネルギー産業戦略省(BEIS)と国際貿易省(DIT)を母体とする組織で、BBBの監督官庁。国内外のイギリス企業に対する支援の提供等を行っている。
関係省庁	歳入関税庁(His Majesty's Revenue and Customs; HMRC)	イギリスにおける税金を監督。税率優遇を通じて、中小企業の創業等を支援。

出所)BBB^{52,53}, DBT⁵⁴, HMRC⁵⁵より三菱総合研究所、保険情報室作成

3.3 フランス

3.3.1 中小企業の実態

まず、フランスの産業構造について概観すると、1990年には農林水産業が3.7%を占めていたが、直近では2.2%の水準にまで低下していることがわかる。それでも、フランスはEU最大の農業国で「ヨーロッパのパン籠」とも称されている通り、農業生産額でEU全体の18.4%を占めており、2018年の農産物輸出においても米国、オランダ、ドイツ、ブラジル、中国に次ぐ世界第6位に位置している。主要農作物は、亜麻や大麦、ブドウ、小麦、トウモロコシ、穀類等で、穀物や牛肉はEU最大の生産量を誇っている。鉱工業の中では、製造業の食料品や輸送機器の割合が大きく、食料品としてワインやチーズ、バター、食肉等が主要な品目として挙げられ、輸送機器においては自動車製造台数は低調であるものの、航空機を製造するエアバス社はボーイング社と市場を二分している。サービス業は2021年における生産額全体の68.4%を占めており、市場サービスとしては商業やビジネスサービスが占める割合が大きい⁵⁶。

⁵² British Business Bank, “Who we are and what we do”, <https://www.british-business-bank.co.uk/>, 2023年8月29日最終閲覧

⁵³ British Business Bank, “Annual Report and Accounts 2022”, <https://www.british-business-bank.co.uk/about-us/who-we-are/annual-report-and-accounts-2022/>, 2023年8月29日最終閲覧

⁵⁴ Department for Business and Trade, “What we do”, <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-and-trade>, 2023年8月29日最終閲覧

⁵⁵ His Majesty's Revenue and Customs, “What we do”, <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs>, 2023年8月29日最終閲覧

⁵⁶ ARC 国別情勢研究会, 「ARCレポート—経済・貿易・産業報告書— フランス 2022/23」, 2022年2月28日発行

表 3-6 産業部門別の生産額構成比(2014年基準の実質値)

業種	2017	2018	2019	2020	2021
農林水産業	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	2.2%
鉱業・製造業(建設を除く)	23.1%	23.0%	22.7%	21.3%	22.2%
鉱業・エネルギー・水・廃棄物	3.8%	4.0%	4.0%	4.0%	4.6%
製造業	19.3%	19.0%	18.7%	17.3%	17.6%
食料品	4.0%	3.9%	3.8%	4.0%	3.8%
石炭・石油精製	0.8%	0.9%	0.8%	0.5%	0.6%
機械器具	2.1%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%
輸送機器	3.5%	3.5%	3.5%	2.7%	2.6%
その他工業品	8.8%	8.7%	8.5%	8.1%	8.5%
建設業	7.0%	7.1%	7.2%	6.8%	7.3%
サービス業	67.8%	67.7%	68.0%	69.6%	68.4%
市場サービス	52.8%	52.9%	53.4%	53.8%	53.1%
商業	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%	10.5%
運輸	5.1%	5.1%	5.2%	4.8%	5.3%
宿泊・外食	2.7%	2.7%	2.8%	2.0%	2.1%
情報・通信	5.0%	5.1%	5.2%	5.6%	5.6%
金融・保険	5.5%	5.5%	5.4%	5.9%	5.6%
不動産業	7.9%	7.8%	7.8%	8.3%	7.7%
ビジネスサービス	13.4%	13.6%	13.9%	14.2%	14.0%
非市場サービス	15.0%	14.8%	14.6%	15.8%	15.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所)INSEE Production by Activities at current price⁵⁷より三菱総合研究所作成

フランスには約450万社の中小企業が存在し、全体の99.8%を占めている。従業員数別の企業規模の構成は表3-7の通りである。

フランスの中小企業の約33%がサービス業、26%が卸売・小売業、17%が建設業、16%が製造業に従事しており、零細企業に限定すると約54%がサービス業、19%が卸売・小売業、14%が建設業、7%が製造業に従事している。

⁵⁷ INSEE, "Activities", <https://www.insee.fr/en/statistiques/6671156#titre-bloc-4>, 2023年7月12日最終閲覧

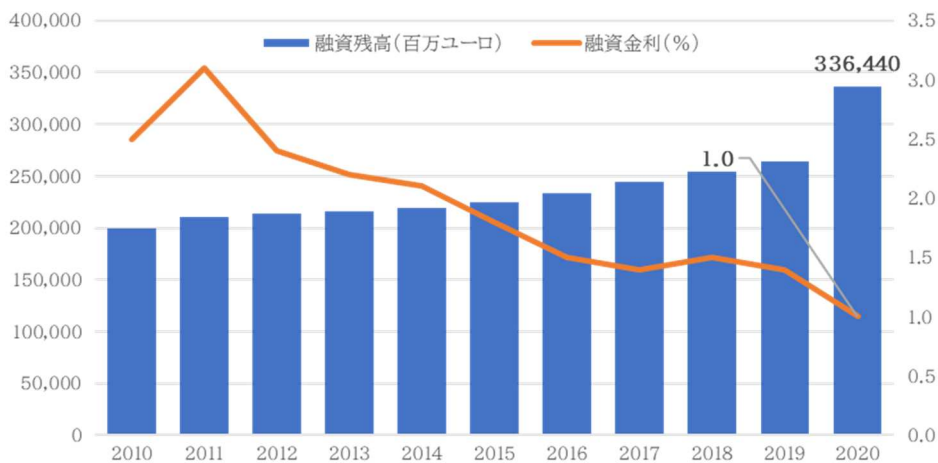
表 3-7 フランスの企業構成(2021年)

企業規模(従業員数)	企業数(社)	割合(%)
0~9名(零細企業)	4,332,366	96.3%
10~249名 (小企業、中企業)	158,566	3.5%
250名以上(大企業)	6,902	0.2%
合計	4,497,834	100%

出所) Les entreprises en France Édition 2023 Catégories d'entreprises より保険情報室作成

中小企業向け融資残高は、2019年から2020年にかけて27.24%以上増加し、2020年には3,364億ユーロに達した(企業向け融資の22%に相当)⁵⁸。近年では、中小企業の約4割が銀行に融資を申し込んでおり、そのうち融資を受けられなかった割合は2.38%に過ぎない⁵⁸。銀行融資に対するアクセスは高水準を維持しており、中小企業向け融資の金利も約1.0%まで低下している。また、政府による新型コロナ対策を主因に、2020年の中小企業の倒産件数は31,238件と、前年比約40%減少⁵⁸。この間、中小企業向け融資に対するBpifranceによる保証割合は9割まで引き上げられた。

図 3-7 中小企業向け融資残高(左軸)と融資金利(右軸)



出所)OECD iLibrary⁵⁸より三菱総合研究所作成

⁵⁸ OECD, "14. France", <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/332ae8cf-en/index.html?itemId=/content/component/332ae8cf-en>, 2023年7月12日最終閲覧

Banque de France, "Financement des entreprises Dec 2022", <https://www.banque-france.fr/fr/statistiques/financement-des-entreprises-dec-2022>

3.3.2 中小企業向け金融政策の主体

フランスを含む欧州各国では、ユニバーサル・バンク(商業銀行業務と投資銀行業務を1つの金融機関が兼業)制度が発達しているが、2008年の世界金融危機を契機として、金融システムの安定性のために規制の必要性が議論されてきた。2013年7月26日には、システミック・リスクと金融機関のモラル・ハザードの抑制を目的として、銀行業務の分離および規制に関する法律第2013-672号が制定された。同法は、銀行本体が実施する預金業務や中小企業向け融資等の普通業務を、投機的な業務から分離し、これを子会社化しなければならないとするものであり、対象となる銀行は金融商品取引業の規模が一定の基準を超えるものとされている。フランス国内の金融機関は、1984年銀行法によると、商業銀行、相互・協同組合銀行(庶民銀行や貯蓄銀行等)、市町村信用金庫、金融会社、専門金融機関に分類される。実際には、BNP Paribas Banque、Groupe Cr dit Agricole、Soci t  G n rale、Groupe BPCE、Cr dit Mutuel、Le Groupe la Banque Postale、そしてイギリスのHSBC Franceの7金融グループが銀行市場を寡占している⁵⁶。

2010年3月に設立されたACPR(健全性監督機構)は、金融の安定化および預金者保護等を目的に、銀行・保険分野に関する承認や認可、監督を実施している。それ以前では、CECEI(金融機関・投資会社委員会)が銀行等についての承認・認可を管轄し、Commision Bancaire(銀行委員会)が日常業務の監督していたが、これらの機関と保険会社委員会や保険・共済組合管理機関を統合し、ACPR(健全性監督破綻処理機構)が設立された。ACPRは独立組織ではあるものの、中央銀行であるフランス銀行の協力の下、規制・監督を行っている⁵⁶。

中小企業向け金融政策をみると、主務省として経済財政産業デジタル省(Minist re de l' conomie, des Finances et de la Souverainet  industrielle et num rique)の企業総局(The Directorate General for Enterprise; DGE)が、産業やデジタル経済等に関する公共政策の策定および実施しているが、中小企業向けの政策金融の中心的な担い手はBpifranceであり、信用保証や銀行との協調融資、イノベーション支援等によって中小企業を支援している。信用保証という観点からみると、手工業者の投資保証会社であるSoci t  Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements(SIAGI)や、手工業者と小規模企業の相互保証会社 Soci t s de Caution Mutuelle Artisanales(SOCAMA)が代表的な機関として挙げられる。

表 3-8 フランスの中小企業向け金融政策に係る政府機関^{59,60,61,62}

区分	機関名	概要
政府系金融機関	Bpifrance	99%公的機関出資の政府系金融機関。信用保証の他、中小企業やスタートアップ向けに民間金融機関との協調融資や子会社を通じた投資を行っている。
主務省	経済財政産業デジタル省 (Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique)	産業、デジタル経済、観光、貿易、工芸品、サービスに関連する公共政策を策定および実施している。
保証機関	Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements (SIAGI)	フランスの代表的な相互保証会社。1966年に設立され、金融機関からの融資に対して最大 80%の保証を行っている。
保証機関	Sociétés de Caution Mutuelle Artisanales (SOCAMA)	協同組織金融機関である Banques Populaire(庶民銀行) による融資に対する信用保証を提供する相互保証会社。

出所)三菱総合研究所、保険情報室作成

⁵⁹ Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique, "Le ministère, qui fait quoi ?", <https://www.economie.gouv.fr/ministere/organigramme#>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

⁶⁰ Bpifrance, "Bpifrance, the one-stop shop for entrepreneurs!", <https://www.bpifrance.com/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

⁶¹ SIAGI, "Qui sommes-nous ?", <https://www.siagi.com/qui-sommes-nous>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

⁶² Banques Populaire, "SOCAMA, 1ère société de caution mutuelle en France", <https://www.banquepopulaire.fr/professionnels/conseils/tout-savoir-sur-les-socama/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

3.4 オーストリア

3.4.1 中小企業の実態

オーストリア統計局の調査によると、2021年時点でオーストリアの全企業に占める中小企業の割合は99.7%に上る。オーストリアの企業構成を表3-9に示す。企業規模別の内訳をみると、従業員数が0～9名である零細企業が約88%、次いで従業員数10～49名の小規模企業が10%、従業員50～249名の中規模企業が2%となっている。雇用数では中小企業は約210万人を雇用し、全体の67%を占めており、中小企業はオーストリア経済に大きく貢献していると言える。

表 3-9 オーストリアの企業構成(2021年)

企業規模(従業員数)	企業数	
	社数	割合(%)
全企業	367,603	100.0
中小企業(0～249)	366,500	99.7
零細企業(0～9)	322,520	87.7
小企業(10～49)	36,650	10.0
中企業(50～249)	7,330	2.0
大企業(250～)	1,103	0.3

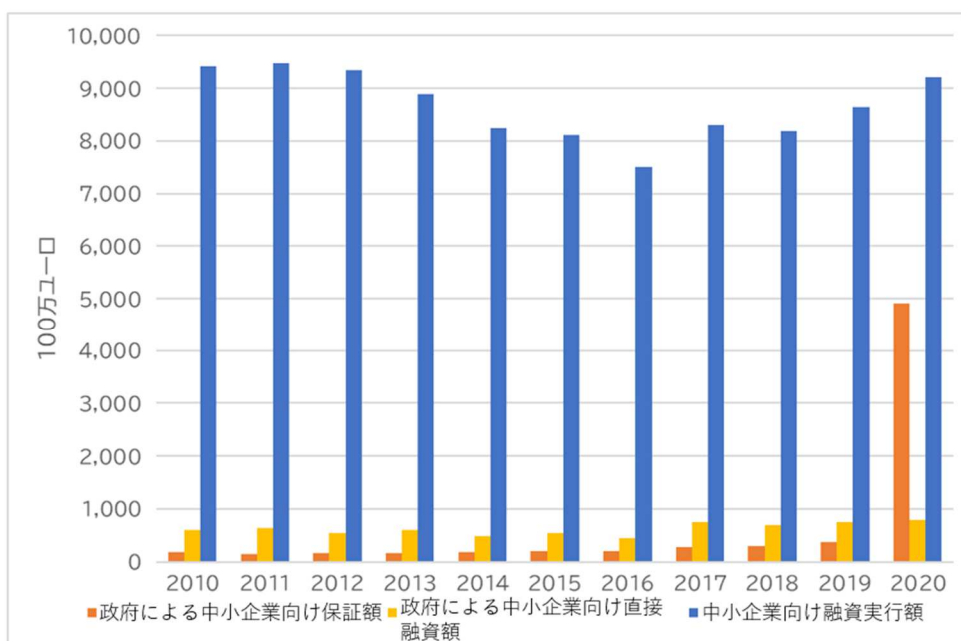
出所)KMU im Fokus 2022 より保険情報室作成

オーストリアの中小企業最大のセクターは「卸売・小売業」で中小企業全体の1/5以上を占めており、その後「専門的・科学的・技術的活動」と「宿泊・飲食サービス」のセクターが続く³¹。観光業は非常に発達しており、年間1.5億人もの観光客がオーストリアを訪れ、GDPの50%程度を占めている。また、建設業等も非常に重要な産業であり、GDPの35%を占めている⁶³。またオーストリアでは、イノベーション促進に積極的に取り組んでおり、促進のための補助金制度などが数多く存在する。オーストリアにおける対GDPのR&D支出はヨーロッパで3番目に高く、GDPの3.2%を占めている⁶³。

2010年から2020年までの中小企業向けの融資実行額と政府による中小企業向け保証額、直接融資額の推移を図3-8に示す。2020年には政府による中小企業向け保証額が50億ユーロ近くまで跳ね上がったが、新型コロナ流行に伴う経済影響への緩和策として、オーストリア政府および欧州政府が定めた「Temporary Framework to support the economy in the context of the coronavirus outbreak」に従い、保証制度を拡大した結果、政府による中小企業向け保証が大幅に増加したことによるものである。

⁶³ BMAWへのインタビュー調査に基づく

図 3-8 中小企業向けの融資実行額と政府による中小企業向け保証額・直接融資額の推移⁶⁴



3.4.2 中小企業向け金融政策の主体

オーストリアの中小企業向け金融政策には、①補助金や②信用保証、③融資の3つの柱が存在する⁶³。金融政策を実施する機関とその概要は、表 3-10 の通りである。オーストリアにおける中小企業向けの融資保証や直接融資を行っている主な政府機関は Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH (aws) であり、Forschungsförderungsgesellschaft (FFG) や Österreichische Hotel- und Tourismusbank (OeHT) は、それぞれ研究開発・イノベーション分野、観光・レジャー分野に特化した支援策に取り組んでいる。これは、オーストリアの銀行が古くから分野ごとに組織されてきた結果であり⁶⁵、FFG や OeHT では現在もその構造が維持されている。2020 年に aws や FFG、OeHT が中小企業に実施した融資総額は 7 億 9,300 万ユーロであった⁶³。

⁶⁴ OECD, “Financing SMEs and Entrepreneurs 2022: An OECD Scoreboard”, <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/d07a72ea-en/index.html?itemId=/content/component/d07a72ea-en#section-d1e101778>, 2023 年 7 月 19 日最終閲覧

⁶⁵ Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie, “Structure of the Austrian Financial Sector”, <https://www.bmf.gv.at/en/topics/financial-sector/structure-of-the-austrian-financial-sector.html>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

表 3-10 オーストリアの中小企業向け金融政策に係る政府機関

区分	機関名	概要
政府系金融機関	Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH (aws) ⁶⁶	100%政府出資の政府系金融機関。融資や信用保証、助成金などを実施している。
主務省	連邦気候変動・環境・エネルギー・モビリティ・イノベーション・技術省(Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie; BMK) ⁶⁷	主に気候変動対策、エネルギー政策、イノベーションなどに関連する政策を担う省庁であり、aws と FFG の監督官庁。
主務省	労働経済省(Bundesministerium für Arbeit und Wirtschaft; BMAW) ⁶⁸	主に雇用政策や経済政策、対外貿易政策、観光政策等を担う省庁であり、aws と FFG の監督官庁。
研究振興機関	Forschungsförderungsgesellschaft (FFG) ⁶⁹	研究開発やイノベーションに特化した分野における補助金や資金提供を実施している。
保証機関	Österreichische Hotel- und Tourismusbank(OeHT)	OeKB の子会社であり、連邦政府の輸出負債処理や政府に代わって債券発行等を行うこともあるが、現在は 100%民間所有となっている ⁷⁰ 。主に観光・レジャー産業に特化した分野での融資等を行う ⁷¹ 。

出所)三菱総合研究所作成

aws と FFG は、いずれもオーストリア政府が 100%所有する機関だが、その代表的な所有者は、ともに労働経済省(Bundesministerium für Arbeit und Wirtschaft; BMAW)と連邦気候変動・環境・エネルギー・モビリティ・イノベーション・技術省(Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie; BMK)である。BMAW・aws・FFG の関係図を図 3-9に示す。BMAW は、前身に連邦デジタル化経済省(Bundesministerium für Digitalisierung und Wirtschaftsstandort; BMDW)を持つ

⁶⁶ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “About aws”, <https://www.aws.at/en/about-us/ueber-die-aws/>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

⁶⁷ Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie, “Federal Ministry for Climate Action, Environment, Energy, Mobility, Innovation and Technology HomePage” <https://www.bmk.gv.at/en.html>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

⁶⁸ Bundesministerium für Arbeit und Wirtschaft, “About Us: The BMAW-Portfolio”, <https://www.bmaw.gv.at/en/Ministry/TheMinistry.html>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

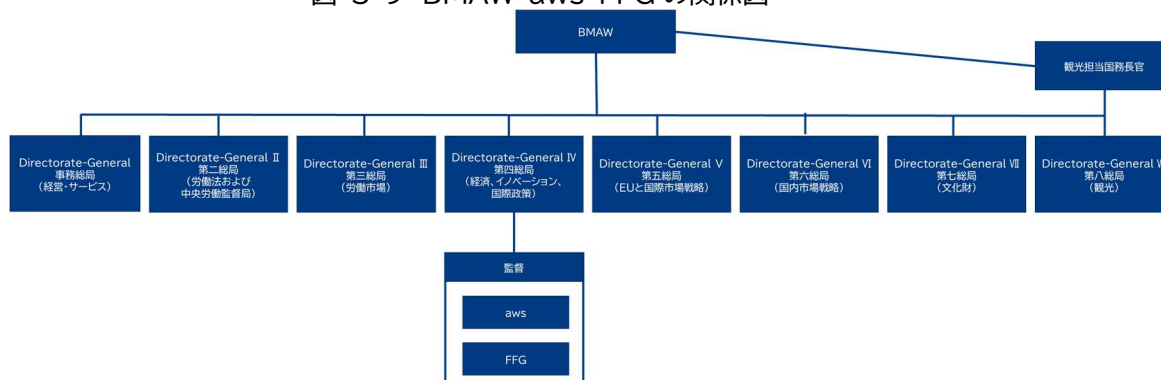
⁶⁹ Forschungsförderungsgesellschaft, “The FFG”, <https://www.ffg.at/en/FFG/The-FFG>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

⁷⁰ Oesterreichische Kontrollbank, “Is OeKB a state institution?”, <https://www.oekb.at/oekb-gruppe/die-gruppe-im-ueberblick.html>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

⁷¹ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, “About us”, <https://www.oeht.at/die-tourismusbank/ueber-uns/>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

2022年7月に新設された省庁である。主に労働市場と企業立地、イノベーションと国際化、国内・EU・国際市場戦略、文化遺産と観光を担っており、aws や FFG の監督を担っている部署は、特にイノベーションや国際関係強化のための経済政策を管轄している。具体的には、経済関連の調査や様々な補助金の制度設計を行っており、オーストリアの中小企業のための業務の所管も実施している。aws は私法に基づいて組織されている機関であり、BMAW の行政機構には属さないが、BMAW の経済支援の分配および実施を担当する組織である⁶⁴。

図 3-9 BMAW・aws・FFG の関係図



前述の通り、オーストリア政府は信用保証以外にも、融資や補助金等の提供による中小企業支援を行っている。特に経済低迷時等においては、補助金等、返済不要の助成制度が積極的に利用される傾向にあり、新型コロナ禍の支援でもその傾向は顕著に見られた。BMAW は、現在の中小企業支援について、支援策の適切性や迅速さ等が今後の課題であると述べている。それらの課題を踏まえた上で支援策を検討するにあたって、EU 国家補助法を遵守することも重要な要素である。支援策の適切性に関して、政府は対象となる企業グループや資格要件、審査基準の策定を検討している。このように適切性については検証する必要がある一方、BMAW は支援策を必要な時に必要な企業に対して提供することを重要視しており、支援策の綿密な構想と計画、それらの迅速な実施を進めていくべきだと考えている⁶⁴。

中小企業が経済の中枢を担うオーストリアだが、中小企業の資金調達について顕著な課題は見受けられない。欧州委員会の企業金融へのアクセスに関する調査(SAFE)によると、2020年時点で資金調達へのアクセスが主な懸念点の1つであると回答したオーストリア企業は、僅か8%にとどまっている。一方、オーストリアの中小企業の資金調達はデット・ファイナンスに偏っており、エクイティ・ファイナンス等による資金調達はあまり積極的に行われていないことが特徴的である。特に、スタートアップ企業は銀行から融資を受けることが難しく⁷²、これがイノベーション促進を妨げる要因の1つであるという声もある。中小企業の約62%が銀行からのデット・ファイナンスに資金調達を依存しているが、一般的に中小企業はデフォルトリスクが高い傾向にあり、aws のような公的機関が信用保証制度を設けることで、中小企業の資金調達の円滑化を支援している。一方で、オーストリアでは

⁷² aws へのインタビュー調査に基づく

企業の成長性や革新性といった観点で信用保証の審査では重要視されており、経営状況が悪化し立ち直りの見込みがないと判断された企業は、信用保証の対象とはならない^{64,72}。

4. 信用保証制度の概要

4.1 本章の概要

本章では、イギリス・フランス・オーストリアの各国における主要な信用保証制度の概要をまとめる。なお、創業や事業承継、GX、DX 等に係る信用保証制度については次章以降で言及する。政府系金融機関として、イギリスでは BBB が、フランスでは Bpifrance が、オーストリアでは aws が信用保証を提供している。イギリスでは金融機関のポートフォリオに対する保証(優先劣後構造を持ち一定金額を超える損失が対象となる保証)があり、フランスとオーストリアでは対象企業や資金用途によって多様な制度が用意されている点が特徴的である。

表 4-1 主要な信用保証制度の概要

No.	イギリス	フランス	オーストリア
1	<p>【BBB】 ENABLE Guarantee</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関のポートフォリオで発生した損失のうち、一定の金額を超えた分を保証する制度。 ● 保証割合や保証限度額は、保証対象となるポートフォリオに応じて個別に決定する。 	<p>【Bpifrance】 Garantie du développement des PME et TPE（中小・零細企業の事業拡大保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の設備投資等の戦略的投資を資金用途とする融資に対する信用保証制度。 ● 保証割合 70%、保証限度額 150 万ユーロ。 	<p>【aws】 aws Garantie (aws 保証)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● aws が提供する信用保証制度の中で最も一般的な制度であり、運転資金や設備投資に対する融資を保証する。 ● 保証割合 80%、保証限度額 1,500 万ユーロ。
2	<p>【BBB】 Recovery Loan Scheme Phase 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業を対象とする信用保証制度で、2020 年に終了した EFG と類似しているが、手数料体系等の変更が加えられた。 ● 保証割合 70%、保証限度額 200 万ポンド。 	<p>【Bpifrance】 Garantie Innovation（イノベーション保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 創業 3 年以上の中小・零細企業に対する新製品や新サービスの設計、新技術の導入を資金用途とする資金調達に対する信用保証制度。 ● 保証割合 60%、保証限度額 150 万ユーロ。 	<p>【aws】 Internationalisierung（国際化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● aws Garantie が特定の資金用途等に限定して派生した制度。オーストリア企業が海外投資を行う際の資金調達を支援する制度。 ● 保証割合 80%、保証限度額 1,500 万ユーロ。
3	—	<p>【SIAGI】 Garantie cas par cas（ケースバイケース保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SIAGI が提供する一般的な信用保証制度で、企業からの要望に応じて保証条件を柔軟に設定。 ● SIAGI 単独の場合、保証割合 50%、保証限度額 400 万ユーロ。 	<p>【aws】 Stabilisierung(安定化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● aws Garantie が特定の資金用途等に限定して派生した制度。中小企業の安定化や雇用維持を目的とする資金調達を支援する制度。 ● 保証割合 80%、保証限度額 200 万ユーロ。

出所)三菱総合研究所作成

なお、各国の主要な信用保証制度のうち、現在終了している、または今後終了することが予定されている信用保証制度は以下の通り。

表 4-2 既に終了しているまたは終了予定の信用保証制度

国	実施機関	信用保証制度	終了時期
イギリス	BBFLS	Enterprise Finance Guarantee	2020 年
	BBB	Recovery Loan Scheme Phase 1, 2	2021 年、2022 年
フランス	Bpifrance	Garantie France Num (デジタル化保証)	2023 年
	SIAGI	EIRL 保証	2022 年
オーストリア	aws	Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" (新型コロナに関連するつなぎ融資保証)	2022 年

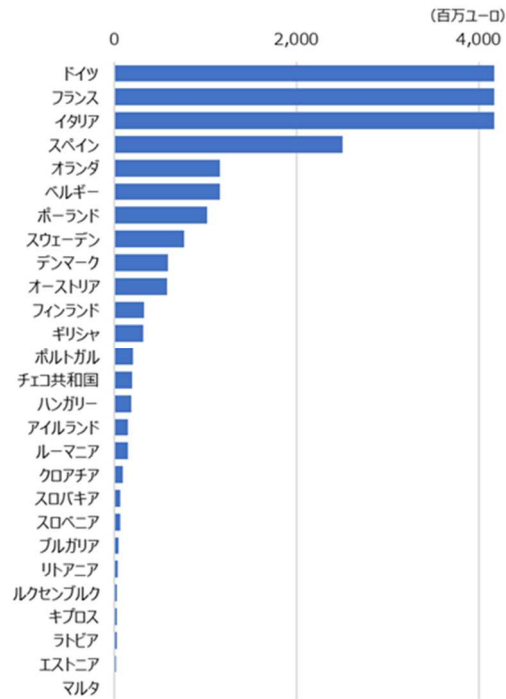
出所)三菱総合研究所作成

欧州投資銀行(European Investment Bank; EIB)は、欧州の統合と発展を目指す世界最大の多国間金融機関である。欧州の中小企業に対して様々な支援を実施しており、欧州の金融を下支えしている。EIB は、1958 年にブリュッセルで設立された後、1968 年にルクセンブルクに本部が移転された。EIB は EU の加盟国 27 か国により共同出資されているが、EU からは財政上は独立している⁷³。出資比率は加盟時の GDP をウェイト付けして定められている。2020 年 3 月 1 日時点における EIB への出資額の内訳は下図の通り⁷⁴。

⁷³ European Union, "European Investment Bank", <https://european-union.europa.eu/institutions-law-budget/institutions-and-bodies/search-all-eu-institutions-and-bodies/european-investment-bank-eib-en>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁷⁴ European Investment Bank, "Shareholders", <https://www.eib.org/en/about/governance-and-structure/shareholders/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

図 4-1 EIB に対する EU 加盟国別出資額(2020 年 3 月 1 日時点)



出所)EIB⁷⁴ より三菱総合研究所作成

他の機関と連携し、欧州の統合や EU の発展に資する基盤整備に関する事業に対して融資や出資、保証といった金融面での支援の他、アドバイスの提供やパートナーシップの締結等も行っている。気候変動への対応を中心に、地域の結束、イノベーション・デジタル・人的資本、中小企業、持続可能な都市・地域、持続可能なエネルギー・天然資源に焦点を当てている⁷⁵。加えて、EU 域外においても途上国への開発援助や融資等を実施しており、ヨーロッパの EU 非加盟国のみならず、アフリカを中心として、南米や中東、アジアなど世界 160 か国以上で資金提供を行っている⁷⁶。以下に、EIBが提供するサービスの一覧を示す。

⁷⁵ European Investment Bank, “EIB at a glance”, <https://www.eib.org/en/about/at-a-glance/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁷⁶ European Investment Bank, “European Investment Bank Activity Report 2022”, https://www.eib.org/attachments/lucalli/20220187_eib_activity_report_2022_en.pdf, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

表 4-3 EIB の提供サービス

サービス	内容
デット・ファイナンス	ベンチャーデット ⁷⁷ 、公的機関向け融資、民間向け融資、中堅・中小企業向け仲介ローン
エクイティ・ファイナンス	中堅・中小企業向けファンドやインフラ・環境ファンドへの投資
保証	プロジェクトファイナンスへの信用補完、中堅・中小企業向け信用保証
アドバイス	戦略、マーケティング、プロジェクトに関するアドバイス
マンデート	特定の目的や地域の支援のために締結する協定
パートナーシップ	特定の目的や地域の支援のために設立する信託基金

上記のうち、中小企業に対する資金提供については、EIB が欧州投資基金 (European Investment Fund; EIF) を通じて行っている。EIF は、欧州の金融機関等との協力の下、官民パートナーシップとして 1994 年に設立された機関である。EIF は、欧州委員会 (European Commission; EC) の「成長と雇用」イニシアチブの一環として、1997 年にベンチャーキャピタルへの関与を開始した。2000 年には株主構成が変更され、EIB が大株主となるかたちで EIB グループが誕生した。現在の株主構成は、EIB が 59.8%、EU が 29.7%、EU 加盟国やイギリス・トルコの金融機関が 10.5%、残りがその他金融機関となっている⁷⁸。

EIF は、中小企業の資金調達支援を担っており、ベンチャーキャピタルや保証等を提供することで、EIB が提供する金融商品を補完している^{79,80}。すなわち、EIF は金融機関に対する直接保証と、保証機関に対する再保証を提供している。このほか、エクイティ・ファイナンスやデット・ファイナンスを提供するだけでなく、スムーズな金融アクセスも取り組んでいる^{81,82,83,84}。以下に、EIF が提供するサービスを示す。

⁷⁷ ベンチャー企業に対するデット・ファイナンスのこと。

⁷⁸ European Investment Fund, “Shareholders”, <https://www.eif.org/who-we-are/shareholder/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁷⁹ European Investment Bank, 「欧州投資銀行の概略」, https://www.eib.org/attachments/lucalli/20220244_eib_at_a_glance_ja.pdf, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁸⁰ European Investment Fund, “EIF’s history”, <https://www.eif.org/who-we-are/history/index.htm?lang=-en>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁸¹ European Investment Fund, “What we do”, <https://www.eif.org/what-we-do/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁸² European Investment Fund, “Equity products”, <https://www.eif.org/what-we-do/equity/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁸³ European Investment Fund, “Portfolio Guarantees & Credit enhancement / Securitisation”, <https://www.eif.org/what-we-do/guarantees/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

⁸⁴ European Investment Fund, “Inclusive finance”, <https://www.eif.org/what-we-do/microfinance/index.htm>, 2023 年 11 月 9 日最終閲覧

表 4-4 EIFの提供サービス

項目	内容
エクイティ・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業のライフサイクルの全体にわたって支援。ベンチャーキャピタル、グロースキャピタルに投資。 ● EIFはEIBとECからの資金を利用して、中小企業に対してエクイティを提供。
デット・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 証券化された中小企業金融商品に対する信用補完。 ● マイクロクレジット、中小企業向け融資、金融機関や信用保証機関のポートフォリオに対する保証・再保証(counter-guarantee)。
金融包摂(スムーズな金融アクセス)	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模なノンバンクから老舗のマイクロファイナンス銀行まで資金、保証、技術支援を提供。

EIF が提供する信用保証制度のうち、COSME Loan Guarantee Facility(COSME 融資保証制度) と InnovFin SME Guarantee Facility(InnovFin 中小企業保証制度)について記述する。まず、COSME Loan Guarantee Facility は、2014 年から 2020 年まで実施された、EU の企業・中小企業競争力強化プログラムの一つである。他方、InnovFin SME Guarantee Facility は、2014 年から 2020 年まで実施された EU 研究・イノベーションプログラム「Horizon 2020」の下、EIB グループが EC と協力して立ち上げたイニシアチブの 1 つである。コロナ支援策として期間は延長されたが、どちらも 2021 年 12 月末で終了している^{85,86}。

どちらも金融機関に対する保証または信用保証機関に対する再保証を提供する点では共通だが、保証料に関して違いがある。これは、EIF の保証方式には Capped と Uncapped の二つの方式があるためだ。Capped の場合、ポートフォリオを構成する融資に対する保証債務履行額が積み重なった結果、想定するデフォルト率に達した場合、EIF はそれを超える分については保証債務を履行する責任を負わない。一方、Uncapped においては想定デフォルト率が設定されていないため、デフォルト率にかかわらず、ポートフォリオを構成する全ての融資を対象として保証債務を履行することとなる。このため、想定デフォルト率を設定していない InnovFin SME Guarantee Facility では、保証料を徴収することによりリスクヘッジをしている。

⁸⁵ European Investment Bank, “COSME – Loan Guarantee Facility”, https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/cosme-loan-facility-growth/index.htm, 2023 年 11 月 30 日最終閲覧

⁸⁶ European Investment Bank, “Innovfin SME Guarantee Facility”, https://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/innovfin-guarantee-facility/, 2023 年 11 月 30 日最終閲覧

表 4-5 COSME Loan Guarantee Facility と InnovFin SME Guarantee Facility 比較^{87,88}

項目	COSME Loan Guarantee Facility	InnovFin SME Guarantee Facility
対象者	中小企業	中堅・中小企業
資金使途	運転資金	運転資金、設備資金
保証限度額	15 万ユーロ	25,000 ユーロ～750 万ユーロ
(再)保証割合	50%	50%
想定事故率	20%	設定なし
保証料率	非徴収	中小企業:0.5%、中堅企業:0.8%
保証期間	最長 10 年(最低保証期間:1年)	最長 10 年(最低保証期間:半年)

現在の EU の起源である欧州経済共同体(European Economic Community; EEC)は、加盟国が一体となって域内市場を形成し、持続可能かつ均衡のとれた成長を促進し、加盟国間の密接な連携を推進することを目指し、設立された⁸⁹。その後、EEC は EC を経て、現在の EU となった。

EU 機能条約(Treaty on the Functioning of the European Union)107 条 1 項では、特定の事業又は商品の生産を優遇することによって競争を歪め、又は歪めるおそれのある補助は、域内市場と両立しないとし、国家補助規制について定めている。続く 108 条では、EC は加盟国の補助が国家補助に該当しないか確認する必要があること、109 条では、理事会が国家補助規制を行う上で、必要な規則を作成することについて規定している⁹⁰。

信用保証制度に関する国家補助規制は、通達 Commission Notice on the application of Articles 87 and 88 of the EC Treaty to State aid in the form of guarantees (2008/C 155/02)に定めている⁹¹。通達では、信用保証制度による主たる受益者を借り手(企業)、保証によりリスクが軽減される機関を貸し手(金融機関)と呼び、双方ともメリットがあることから、国家補助規制の対象としている。反対に、①借り手が財政難(倒産手続き、自己資本の大幅な毀

⁸⁷ European Investment Bank, “Capped Direct Guarantee under the COSME Loan Guarantee Facility Indicative Term Sheet”,

<https://www.eif.org/what-we-do/guarantees/single-eu-debt-instrument/cosme-loan-facility-growth/call/annex-ii-cosme-coei-guarantee-term-sheet.pdf>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

⁸⁸ European Investment Bank, “INNOVFIN SME GUARANTEE FACILITY INDICATIVE GUARANTEE TERM SHEET”, <https://www.eif.org/what-we-do/guarantees/single-eu-debt-instrument/innovfin-guarantee-facility/call/annex-ii-indicative-guarantee-termsheet.pdf>

⁸⁹ Avrupa Birliği Başkanlığı, “Treaty establishing the European Economic Community”, <https://www.ab.gov.tr/files/ardb/evt/1-avrupa-birligi/1-3-antlasmalar/1-3-1-kurucu-antlasmalar/1957-treaty-establishing-eec.pdf>, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁹⁰ EUR-lex, “CONSOLIDATED VERSION OF THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION”, https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:9e8d52e1-2c70-11e6-b497-01aa75ed71a1.0006.01/DOC_3&format=PDF, 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

⁹¹ EUR-lex, “Official Journal of the European Union C155/10”, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008XC0620\(02\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008XC0620(02)), 2023 年 12 月 19 日最終閲覧

損、売上の大幅な減少や損失の大幅な拡大等)に陥っていない、②保証に一定の上限額と期限が設けられていない、③保証割合が80%以下である、④保証額が市場価格と同水準以下の場合は、国家補助に該当しないと規定している。

因みに、新型コロナ禍においては、上記条件を変更する目的で、2020年3月に通達 Communication from the Commission Temporary Framework for State aid measures to support the economy in the current COVID-19 outbreak (2020/C 91 I/01)が発表された⁹²。これによれば、2019年12月31日時点では財政難に陥っていない企業であっても、新型コロナの影響で2020年12月31日までに財政難に陥った企業であれば、保証対象とするように条件が緩和された。2020年6月の改正では、さらに、2019年12月31日時点で財政難に陥っていたが、国内法に基づく倒産手続きの対象となっておらず、救済支援や再建支援を受けていない零細・小規模事業者についても対象とすることが認められた⁹³。

4.2 イギリス

4.2.1 信用保証制度の概要

イギリスの政府系金融機関である BBB は、中小企業に対して専門知識の提供や、銀行等のパートナーを通じた資金の提供を行っており、BBB の子会社が実施主体となって信用保証制度を提供している。本章では、BBB における代表的な信用保証制度の概要について述べる。

なお、イギリスの中小企業の6割以上は無借金経営であり⁹⁴、信用保証制度を利用する企業は、信用力の低さ等を背景にプロパー融資を受けることが難しい企業等、一部に限られている。現に、イギリスにおける中小企業向け融資額の2012～2019年の平均値は約52,900百万ポンドである⁹⁵のに対して、政府保証付き融資額は約290百万ポンドと、政府による関与は限定的である⁹⁶。

⁹² EUR-lex, “Official Journal of the European Union C91 I”, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2020:091I:FULL>, 2023年12月19日最終閲覧

⁹³ EUR-lex, “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Temporary Framework for State aid measures to support the economy in the current COVID-19 outbreak(2020/C 91 I/01)”, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TX,T/PDF/?uri=CELEX:02020XC0320\(03\)-20200629&qid=1702964450954](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TX,T/PDF/?uri=CELEX:02020XC0320(03)-20200629&qid=1702964450954), 2023年12月19日最終閲覧

⁹⁴ British Business Bank, “Small Business Finance Markets report 2019”, <https://www.british-business-bank.co.uk/research/small-business-finance-markets-report-2019/>, 2023年11月30日最終閲覧

⁹⁵ Bank of England, “Our database”, <https://www.bankofengland.co.uk/boeapps/database/default.asp>, 2023年8月31日最終閲覧

⁹⁶ BBB へのインタビュー調査に基づく

4.2.2 BBB

(1) 実施機関の概要

BBB は 2012 年 9 月に当時のビジネス・エネルギー・産業戦略相であるヴィンス・ケーブル氏が設立を発表し、中小企業における資金調達の一多様性を確保することを目的として、2014 年 11 月 1 日に設立された機関であり^{97,98}、DBT が監督官庁である⁹⁹。

BBB は 100%政府出資であるが、DBT が政策の方向性を示し、BBB が具体的なスキームの構築を検討・実施するように棲み分けがなされており、資金スキームの検討・運営は BBB に一任されている^{96,100}。BBB は中小企業に対して、専門知識を提供する他、直接融資や投資ではなく銀行等の 130 以上ものパートナーを通じて資金を提供している¹⁰¹。他方、DBT は BBB によるスキームの影響を検証すべく、分析や評価を実施している¹⁰⁰。

BBB には図 4-2 に示す通り複数の子会社があり、そのうち British Business Financial Services Limited (BBFSL)と British Business Finance Limited (BBF)は、表 4-6 に示す信用保証制度の実施主体である¹⁰²。British Patient Capital Holdings Limited (BPC) は、計 25 億ポンド相当のファンドや共同投資プログラムを通じて、ベンチャーおよびグロースキャピタルファンド¹⁰³等へ投資するほか、レイターステージの有望な企業にも直接投資をする¹⁰⁴。

⁹⁷ British Business Bank, “Enterprise Finance Guarantee”, <https://www.british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2019/04/190401-EFG-Request-for-Proposal-Final.pdf>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

⁹⁸ Growth Business, “What is the British Business Bank? – a Growth Business guide”, <https://growthbusiness.co.uk/british-business-bank-18845/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

⁹⁹ British Business Bank, “Corporate information and subsidiary companies”, <https://www.british-business-bank.co.uk/about-us/who-we-are/corporate-information/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

¹⁰⁰ DBT へのインタビュー調査に基づく

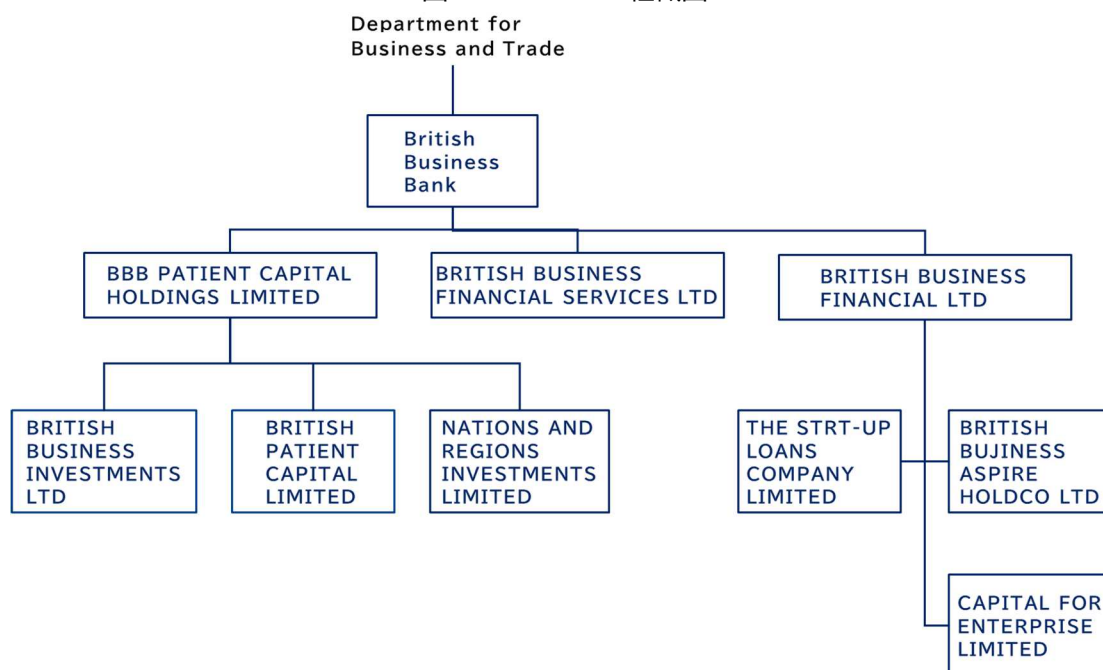
¹⁰¹ British Business Bank, “What We Do”, <https://www.british-business-bank.co.uk/about-us/who-we-are/what-the-british-business-bank-does/#:~:text=The%20British%20Business%20Bank%20is,funds%20and%20web%2Dbased%20platforms>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

¹⁰² British Business Bank, “Corporate information and subsidiary companies”, <https://www.british-business-bank.co.uk/about-us/who-we-are/corporate-information/>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

¹⁰³ レイターステージのスタートアップが上場後も持続的に成長できるよう投資するファンド。

¹⁰⁴ British Patient Capital, “What we do”, <https://www.britishpatientcapital.co.uk/what-we-do/>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

図 4-2 BBB の組織図



出所)BBB¹⁰² より三菱総合研究所作成

表 4-6 イギリスにおける信用保証制度

中小企業支援		概要
Enterprise Finance Guarantee (EFG)		2020年3月に停止。年間売上高4,100万ポンド以下のイギリス国内企業を対象とする信用保証制度。BBBの子会社であるBBFSLが実施主体。
ENABLEプログラム	ENABLE Guarantee	民間金融機関による小規模事業者への融資を促進するための信用保証制度。年間売上高4,300万ポンド以下もしくは総資産3,500万ポンド以下のイギリス国内企業を対象としている。BBBの子会社であるBBFSLが実施主体。1件の融資ごとではなく、本制度を利用する金融機関のポートフォリオに対して保証が提供される。
	ENABLE Build	上記ENABLE Guaranteeの一種であり、対象は中小ハウスメーカーに限定される。
	ENABLE Funding	金融機関が中小企業へ提供した融資を、政府(DBT)の出資によって証券化するメザニンファイナンス ¹⁰⁵ 。
Recovery Loan Scheme (Phase 3)		売上高4,500万ポンド以下の中小企業を対象とした保証制度。BBBが実施主体。

出所)BBB^{96,107,119} より三菱総合研究所作成

¹⁰⁵ デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスの中間的な性質を持つファイナンス手法。劣後債や新株予約権付社債等が該当する。

(2) EFG(2020年3月に終了)

EFG は2009年1月から開始された信用保証制度であり、実施主体は BBB の子会社である BBFSL である¹⁰⁶。BBB が設立された 2014 年以前は、BEIS が実施主体であった。なお、本プログラムは CBILS が 2020 年 3 月に発動したタイミングで停止されている^{107,108}。EFG は、企業として存続する可能性はあるものの、貸し手が要求する条件を満たすことができず、融資を受けることができない中小企業に対して、融資機会を提供するための制度である。1981 年から実施された Small Firms Loan Guarantee(SFLG)を前身としているが、SFLG からの主な変更点としては、リーマンショックを受けて保証割合が引き上げられたこと等が挙げられる¹⁰⁹。

2017 年 12 月時点で 35,000 社以上の中小企業に対して合計ポンド 33 億以上の融資を実現していたが、2017 年 11 月にさらに 4 年間 EFG を継続し、最大ポンド 20 億の融資に対して保証を提供するための予算が発表された¹⁰⁷。EFG の要件と実績は表 4-7 と図 4-3 の通りである。

表 4-7 EFG の要件

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● イギリスを拠点とし、年間売上高 4,100 万ポンド以下。 ● 輸出関連事業、金融事業、学校教育事業、保険事業等 ● 過去 3 年間、200,000 ポンド相当を超える公的支援を受けていないことを確認できること。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転資金の新規／追加融資 ● 設備資金 ● 事業譲渡や買収資金 ● 中小企業が経営難に陥っていないという条件下での、既存借入のリファイナンス
保証限度額	1,000～120 万ポンド
保証割合	75% (ポートフォリオ保証であり保証債務履行額は各金融機関の年間の融資金額の 15%)
保証料率	融資残高の 2.0%(利用企業が支払う)

¹⁰⁶ British Business Bank, “Enterprise Finance Guarantee”, <https://www.british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2019/04/190401-EFG-Request-for-Proposal-Final.pdf>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

¹⁰⁷ British Business Bank, “Enterprise Finance Guarantee – About EFG”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/supporting-business-loans-enterprise-finance-guarantee/about-efg/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

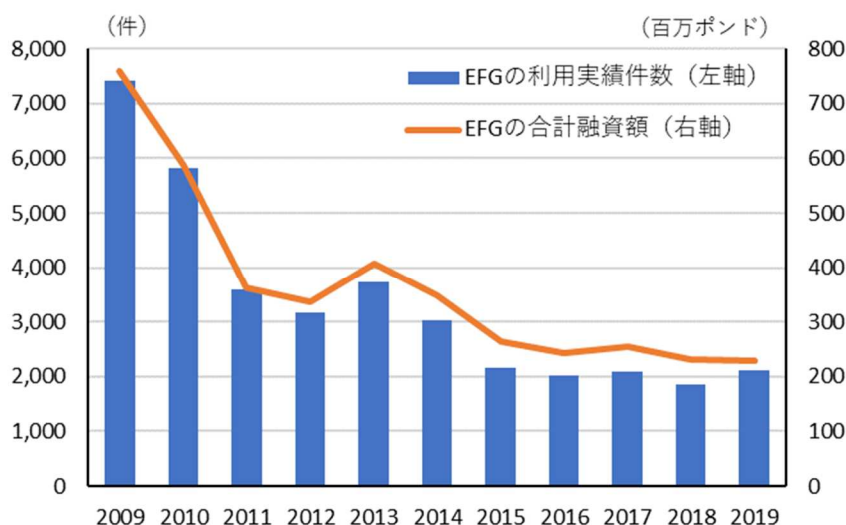
¹⁰⁸ Organisation for Economic Co-operation and Development, “Financing SMEs and Entrepreneurs 2022: An OECD Scoreboard”, <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/965359a2-en/index.html?itemId=/content/component/965359a2-en#endnotea49z41>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

¹⁰⁹ 日本政策金融公庫, “欧米における中小企業信用保証制度に関する調査(2015 年度)”, https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/hosyo_oubei_160316.pdf, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

保証手数料	なし
保証期間	最長 10 年(最低保証期間:3 か月)
担保・保証	金融機関が担保・保証を徴求可能。ただし、借入人の主たる住居は徴求不可。

出所)BBB^{96,107}より三菱総合研究所作成

図 4-3 EFG の利用実績件数(件)



出所)BBB¹¹⁰より三菱総合研究所作成

BBB は、EFG 保証無しには融資を受けられないような中小企業にとって、非常に有効な支援政策であると結論付けている¹¹¹。しかし、EFG は、CBILS 開始に伴って 2020 年 3 月に終了し、以降は Recovery Loan Scheme (RLS) に統合された。また、EFG では利用企業が BBB に保証料を支払う必要があったが、新型コロナ禍において金融機関が保証料を支払うように手続きを簡素化したことから、新型コロナが終息した後の RLS でも同様の業務フローを採用している⁹⁶。

¹¹⁰ British Business Bank, “Latest Enterprise Finance Guarantee quarterly statistics”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/supporting-business-loans-enterprise-finance-guarantee/latest-enterprise-finance-guarantee-quarterly-statistics/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

¹¹¹ British Business Bank, “ENTERPRISE FINANCE GUARANTEE (EFG) SCHEME STRATEGIC AND OPERATIONAL DESIGN REVIEW”, <https://www.british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2016/04/Enterprise-Finance-Guarantee-Review-20-Apr-2016-final.pdf>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

(3) ENABLE Guarantee

BBB が設立された 2014 年 11 月から実施された、金融機関による中小企業に対する資金提供を促すことを目的とした信用保証制度である¹¹²。実施主体は、BBB の子会社である British Business Financial Services Limited (BBFSL) である。プログラムを利用する金融機関は、一定の保証料等を支払うことで、融資ポートフォリオ全体の信用損失額のうち、あらかじめ合意された「ファーストロス」の金額を超える分について政府保証を受けることができる¹¹³。図 4-4 はリスク分担の仕組みを図示したものであり、融資の信用リスクのうち、一定割合はバーティカルリテンションとして金融機関が負い、残りの部分について、あらかじめ合意されたファーストロス分を金融機関が、残りの部分を BBB が負うこととなる。図の下部がより高いリスクを表している。なお、ポートフォリオのデフォルト率等によって、ファーストロスやバーティカルリテンションの割合を見直すことも検討されるが、現時点では BBB が想定する以上のデフォルトの発生等、深刻な事態は発生していないとしている⁹⁶。

図 4-4 ENABLE Guarantee のリスク分担の仕組み

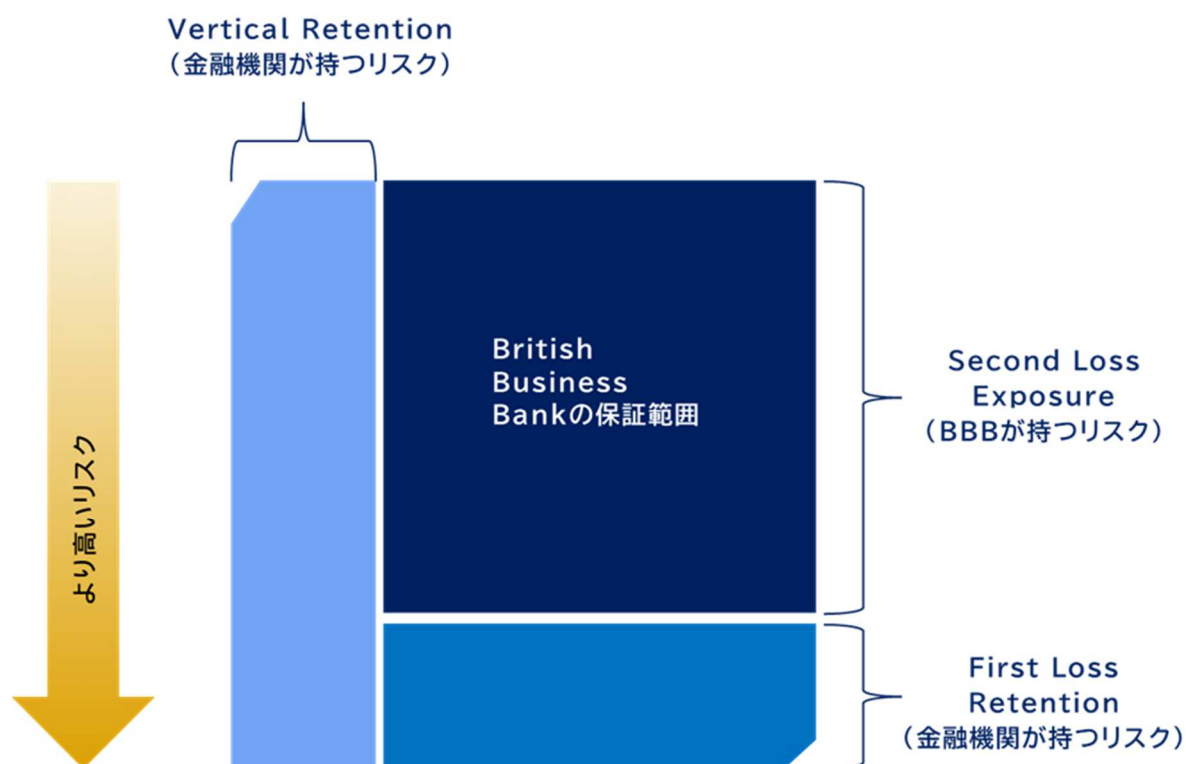


図 4-5 に、ENABLE Guarantee のリスク分担の仕組みについて具体例を記載する。1 万ポンド

¹¹² British Business Bank, “ENABLE Programme launched”, <https://www.british-business-bank.co.uk/press-release/enable-programme-launched/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

¹¹³ British Business Bank, “Wholesale solutions – our ENABLE Programmes”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/wholesale-solutions/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

ドの債権1,000件から成るポートフォリオ1,000万ポンドについて考える。パーティカルリテンションを25%、ファーストロスに20%として、LGD100%、すなわちデフォルトした債権は全額損失になると仮定する。

デフォルト総額がファーストロスにあたるポートフォリオの20%を下回る場合と上回る場合に分けて、金融機関と政府が負担するリスクを考える。ポートフォリオの10%にあたる100件、すなわち100万ポンドがデフォルトした場合、パーティカルリテンションは25万ポンド、ファーストロスは75万ポンド、セカンドロスは0万ポンドとなるので、金融機関が負担するリスクは100万ポンドとなる(図4-5の左図)。他方、ポートフォリオの40%にあたる400件、すなわち400万ポンドがデフォルトした場合、パーティカルリテンションは100万ポンド、ファーストロスは150万ポンド、セカンドロスは150万ポンドとなるので、金融機関が負担するリスクは250万ポンド、政府が負担するリスクは150万ポンドとなる(図4-5の右図)。このようにポートフォリオのデフォルト額が変化した場合の金融機関と政府が負担するリスクを表4-8に示す。これを見ると、特にデフォルト額が少ない場合には、通常の信用保証と比べて、政府の負担は小さく済むことが分かる。

また、仮にパーティカルリテンションが存在しない場合は、金融機関が負担するリスクはファーストロス以上には増加しないことになるため、金融機関がハイリスクな融資に対し、審査を疎かにするインセンティブが生まれることとなり、モラル・ハザードが生じる可能性がある。そのため、パーティカルリテンションを設定することによって、金融機関には相応のリスクを負担させる仕組みとなっている。

図 4-5 ENABLE Guarantee のリスク分担の仕組み(具体例)

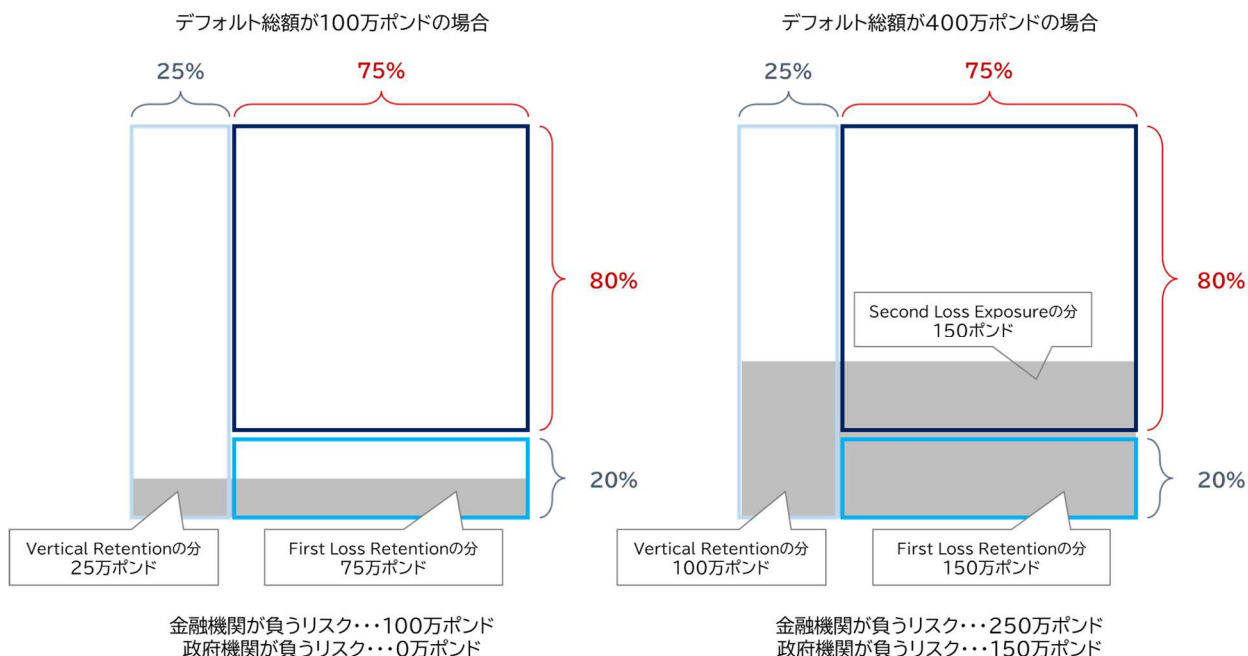


表 4-8 デフォルト額に応じた金融機関と政府が負担するリスク(具体例)

①	②:③+④	③:①×25%	④:min(①×75%,150)	⑤:①-②
デフォルト総額	銀行が負担するリスク			政府が負担するリスク
		Vertical Retention	First Loss Retention	Second Loss Exposure
0	0	0	0	0
100	100	25	75	0
200	200	50	150	0
300	225	75	150	75
400	250	100	150	150
500	275	125	150	225
600	300	150	150	300
700	325	175	150	375
800	350	200	150	450
900	375	225	150	525
1,000	400	250	150	600

出所)BBB⁹⁶より三菱総合研究所作成

ENABLE Guarantee の要件は、表 4-9 の通りである。

表 4-9 ENABLE Guarantee の要件

項目	概要
対象者	イギリスで事業を営んでいる以下を満たす企業。 <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員 250 人未満。 ● 年間売上高 4,300 万ポンド以下、または総資産 3,500 万ポンド以下。 ● 業種に制限はなく、都度協議される(例えば、住宅開発プロジェクト¹¹⁴、アセットファイナンス、不動産ローンなど)
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転資金 ● 設備資金 (事業成長や拡大に際し必要となる費用や投資、事業譲渡や買収資金)

¹¹⁴ 不動産業者等が住宅地域開発や住宅建設プロジェクトに必要な資金を確保するための取引・手段のこと。

保証限度額	取引毎に交渉(保証対象となるポートフォリオが 7,500 万ポンド以下または 5 億ポンド以上の場合は申請時に追加の審査が必要)
保証割合	金融機関は、融資ポートフォリオのうち、あらかじめ合意された「ファーストロス」の金額を超える分について政府保証を受けることができる
保証料率・保証手数料	ポートフォリオを構成する融資のリスクと取引構造等を考慮したうえで交渉・決定され、金融機関が支払う
保証期間	最長 10 年 (金融機関との交渉で決定)
担保・保証	金融機関が担保・保証を徴求可能(ただし、借入人の主たる住居は徴求不可)

出所)BBB⁹⁶ より三菱総合研究所作成

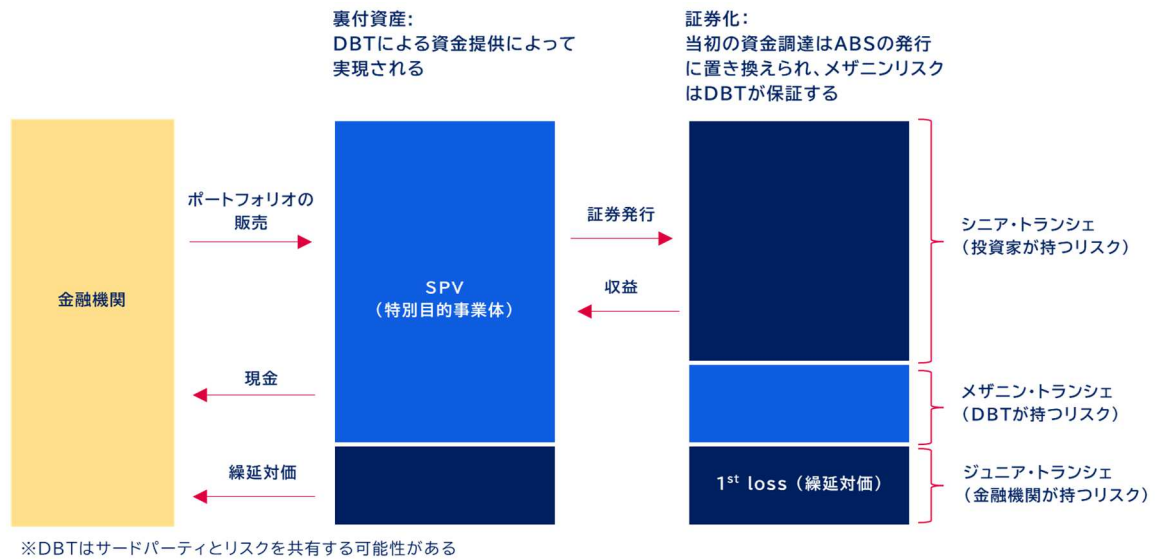
また、ENABLE Build は、政府の会計処理を効率化する目的で ENABLE Guarantee から派生し、対象を中小ハウスメーカーに限定した信用保証制度であり、2019 年 4 月に開始された。ENABLE Guarantee と同じく、イギリス政府が貸し手の融資ポートフォリオにおけるリスクの一部を引き受けるという仕組みである¹¹⁵。特に、ENABLE Build が実施された背景としては、イギリスにおいて住宅需要が供給を上回っており、東イングランドや南東部、ロンドンで価格上昇が発生していたことが考えられる¹¹⁶。これは、中小ハウスメーカーが長期的に減少傾向にある中で、既存の中小ハウスメーカーも資金不足に悩まされていた経緯がある。現在まで合計 1,800 戸の新築住宅建設が支援され、中小ハウスメーカーに 3.4 億ポンド以上の資金が提供されてきた。最終的には 2,700 戸の新築住宅建設を支援し、5 億ポンドの資金を提供することを想定している。

ENABLE Funding は、金融機関が中小企業へ提供した融資を、政府が出資する SPV の裏付資産として証券化することで、金融機関の負うリスクが低減し、結果として金融機関による中小企業への融資を促進するという制度である。仕組みの概要を図 4-6 に示す。

¹¹⁵ United Trust Bank, “British Business Bank agrees ENABLE Build guarantee with United Trust Bank to boost lending to smaller housebuilders across the UK”, <https://www.utbank.co.uk/british-business-bank-agrees-enable-build-guarantee-with-united-trust-bank-to-boost-lending-to-smaller-housebuilders-across-the-uk/>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

¹¹⁶ British Business Bank, “Small Business Finance Markets 2016/17”, <https://www.british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2017/02/BBB-SBFM-REPORT-2016-17-web.pdf>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

図 4-6 ENABLE Funding の仕組みの概要



出所)BBB⁹⁶より、三菱総合研究所作成

これらの ENABLE Guarantee では、仮に中小企業がデフォルトしても、損失がファーストロスに吸収されるため、政府の損失が少なく、政府にとっても好都合であるため、BBBではENABLEを推進している。ちなみに、足許ではノンバンクによるENABLE Guaranteeの利用率が高まりつつある(銀行とノンバンクの比率では 7:2)⁹⁶。こうしたノンバンクには例えば、ネオバンク(自らは銀行免許を持たず、インターネット上で様々な金融サービスを提供する企業)のThinCatsも含まれており、同社は2021年11月27日にENABLE Guaranteeの利用を発表している¹¹⁷。

(4) Recovery Loan Scheme (Phase 3)

RLS Phase 3は、売上高4,500万ポンド以下の中小企業を対象とした保証制度である¹¹⁸。RLS Phase 3は2022年8月より開始されており¹¹⁸、HSBCによると、2024年6月30日まで申請を受け付けている¹¹⁹。

RLSは、もともと、新型コロナウイルスからの回復を支援するために2021年4月6日に発動された制度である¹²⁰。2021年12月21日に一度受付を終了した後、2022年1月1日に制度の

¹¹⁷ Thincats, “ThinCats to provide up to £300 million additional funding for UK businesses through British Business Bank’s ENABLE Guarantee programme”, <https://www.thincats.com/insights/thincats-provide-300-million-additional-funding-uk-businesses-through-british-business-banks-enable-guarantee-programme>, 2023年7月7日最終閲覧

¹¹⁸ British Business Bank, “Recovery Loan Scheme – FAQs”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/recovery-loan-scheme/faqs/>, 2023年7月11日最終閲覧

¹¹⁹ HSBC, “Recovery Loan Scheme”, <https://www.business.hsbc.uk/en-gb/solutions/recovery-loan-scheme>, 2023年7月11日最終閲覧

¹²⁰ Department for Business, Energy and Industrial, “Further support for businesses feeling the squeeze as £4.5 billion Recovery Loan Scheme extended”, <https://www.gov.uk/government/news/further-support-for-small-businesses-feeling-the-squeeze-as-45-billion-recovery-loan-scheme-extended>, 2021年7月11日最終閲覧

内容が変更され、Phase 2 として 2022 年 6 月 30 日まで継続された。2022 年 6 月 20 日に、政府が更なる継続を発表し、2022 年 8 月から Phase 3 が開始された¹¹⁸。Phase 1 から Phase 3 の内容の変遷を表 4-10 に示した。

表 4-10 RLS Phase 1 から Phase 3 の内容変遷

項目	Phase 1 2021/4/6~2021/12/31	Phase 2 2022/1/1~2022/6/30	Phase 3 2022/8/1~
保証限度額	<ul style="list-style-type: none"> 最大 1,000 万ポンド/企業 最大 3,000 万ポンド/企業グループ ※そのほか、売上高、人件費、または所要運転資金によって制限。企業グループとは、ある企業が他の企業の株主の議決権の過半数を有するといった条件を満たす場合。	<ul style="list-style-type: none"> 最大 200 万ポンド/企業 最大 600 万ポンド/企業グループ ※そのほか、売上高、人件費、または所要運転資金によって制限。企業グループとは、ある企業が他の企業の株主の議決権の過半数を有するといった条件を満たす場合。	<ul style="list-style-type: none"> 最大 200 万ポンド¹²¹
対象者	制限なし	年間売上高 4,500 万ポンド以下	
担保	徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)		
保証	<ul style="list-style-type: none"> 250,000 ポンド未満の融資の場合、保証人の徴求禁止。 250,000 ポンド以上の融資の場合、保証人の徴求可能。担保処分後の残高の 20%を上限とする。 	徴求可能	
保証料	なし		
保証手数料	1.5%(金融機関が負担)。ただし、一部の金融機関や制度によっては 1%。		
新型コロナウイルスの影響	すべての企業は、新型コロナウイルスによる影響を受けたことを申告する必要がある。		新型コロナウイルスによる影響を申告する必要なし。ただし、一部の慈善団体や教育機関は、影響を受けたことを申告する必要あり(2021 年末まで)。
保証割合	80%	70%	70%

出所)BBB¹¹⁸、UK Finance¹²²より三菱総合研究所作成

¹²¹ 北アイルランド議定書の対象範囲内となる企業に対しては、別途限度額の規定がある。

¹²² UK Finance, “RECOVERY LOAN SCHEME - Q&A FOR BUSINESSES”, <https://www.ukfinance.org.uk/covid-19/business-support/recovery-loan-scheme-qa-businesses>, 2023 年 8 月 25 日最終閲覧

Phase 2 から Phase 3 へ移行した際の最も大きな違いは、「新型コロナウイルスの影響に対する支援であるか否か」であり、Phase 3 では新型コロナウイルスとは無関係の制度といえる。RLS Phase 3 の要件を表 4-11 に示した。

表 4-11 RLS Phase 3 の要件

項目	概要
対象者	イギリスで事業を営んでいる以下を満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> ● 売上高の 50%以上がイギリス国内での取引によること。 ● 年間売上高が 4,500 万ポンド以下。 ● 健全な借入計画を持つこと。なお、借入計画の評価をする際に、金融機関は新型コロナウイルスの影響による借入企業の業績に対する懸念を許容することも可能。 ● 破産手続き中でないこと等、事業継続困難な状況でないこと。 ● 銀行や住宅金融組合、保険会社や再保険会社(保険ブローカーは可)、公的機関、国が出資する小・中学校、個人(個人事業主や、パートナーシップを代表するパートナーは可)は対象外。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転資金 ● 設備資金 (事業成長や拡大に際し必要となる費用や投資、事業譲渡や買収資金)
保証限度額	200 万ポンド。(北アイルランドの借入先は 100 万ポンド。ただし、特定のセクターで事業を行っている場合は、上限が減額される。(農業、漁業・水産養殖業、道路貨物運送業などが該当)
保証割合	70%
保証料	なし
保証手数料	1.5%(金融機関が負担)。ただし、一部の金融機関や制度によっては1%。
保証期間	最長 6 年(当座貸越、売掛金担保融資の場合は最長 3 年)(最低保証期間: 3 か月)
担保・保証	金融機関が担保・保証を徴求可能。(主たる住居に対する抵当権は設定しない)。

出所)BBB^{96,118,123}より MRI 作成

¹²³ British Business Bank, “Recovery Loan Scheme – Request for Proposal”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/recovery-loan-scheme/recovery-loan-scheme-request-for-proposal/>, 2023 年 7 月 11 日最終閲覧

Phase 1 と 2 の実績を下記に示す。なお、Phase 3 の実績は現段階では公表されていない。

表 4-12 RLS Phase 1,2 の実績(2022 年 12 月 31 日時点)

債権のフェーズ	融資の件数 (件)	融資の件数 (%)	残高 (百万ポンド)	弁済額 (百万ポンド)
正常返済先	18,143	90.26	3,275.74	-
延滞	425	2.11	48.44	-
デフォルト	349	1.74	50.62	-
代位弁済申請中	306	1.52	24.95	-
代位弁済済み	317	1.58	-	28.21
全額返済済み	560	2.79	-	180.66
合計	20,100	100	3,399.75	208.87

※各段階の定義は以下の通り。

正常返済先: 返済が計画通り進行している状態(返済期限に達していないものを含む)

延滞: 計画よりも返済が遅れている状態。

デフォルト: 借り手から貸し手に対して、デフォルトの申し出がなされた状態。

代位弁済申請中: デフォルトの申し出を受けて、BBB に対して代位弁済を申請している状態。

代位弁済済: BBB による代位弁済が完了した状態。

全額返済済: 借り手による全額返済が完了した状態。

出所)BBB¹²⁴より三菱総合研究所作成

2023 年 7 月 6 日には、Allica Bank の調査によると、商業用住宅ローンブローカーのうち 32%が、RLS が現在も利用可能であることを知らなかったという内容の記事が複数のメディアより公開された^{125,126}。記事によると、ブローカーのたった 30%が、過去半年間で RLS を利用した融資をクライアントへ提案したと回答した。また、回答者全体のうち 30%は RLS について十分な知識がなかったため、25%は RLS が事業再生にしか適用されないと思っていたため、過去半年間において RLS を利用した融資を提案できなかったと回答した。

Allica Bank のデイビット・ホールドストック氏は、制度の名称が原因で、事業の再生のためにしか使えないものという誤解が生じてしまっていることを指摘している。同氏は、RLS が BBB による素晴らしい取組みであるとしつつ、RLS の活用が想定していたほどでないことは、現在の経済環境を顧みると残念だとコメントした。

¹²⁴ British Business Bank, “Recovery Loan Scheme (iterations 1 & 2) Performance Data as at 31 December 2022”, <https://www.british-business-bank.co.uk/british-business-bank-programme-performance/recovery-loan-scheme-iterations-1-2-performance-data-as-at-31-december-2022/>, 2023 年 7 月 11 日最終閲覧

¹²⁵ BestAdvice, “Lack of awareness of Recovery Loan Scheme stifling business growth”, <https://bestadvice.co.uk/lack-of-awareness-of-recovery-loan-scheme-stifling-business-growth/>, 2023 年 7 月 11 日最終閲覧

¹²⁶ Specialist Lending Solutions, “Almost third of commercial brokers unaware Recovery Loan Scheme is still running”, <https://www.mortgagesolutions.co.uk/specialist-lending/2023/07/06/almost-third-of-commercial-brokers-unaware-recovery-loan-scheme-is-still-running/>, 2023 年 7 月 11 日最終閲覧

RLSは、金融機関がBBBにより保証を受けるという点でENABLE Guaranteeと類似した制度ではある。BBBやDBTは、RLSは信用力が不足しているために融資を受けることが困難な中小企業を支援する制度であり、ENABLE Guaranteeは銀行やノンバンク等のリスクアセットを低減することで中小企業への融資を促進するという金融機関向けの制度であると位置付けている。

4.3 フランス

4.3.1 信用保証制度の概要

フランスの信用保証制度の中心的な担い手はBpifranceであり、信用保証以外にも民間金融機関との協調融資やイノベーション支援等によって中小企業を支援している。また、フランスでは、相互保証の仕組みがあり、共同組織型の信用保証会社であるsociété de caution mutuelle(相互保証会社)が存在している。代表的な相互保証会社として、SIAGIとSOCAMAが挙げられる。本章では、各機関と代表的な信用保証制度の概要について述べる。

4.3.2 Bpifrance

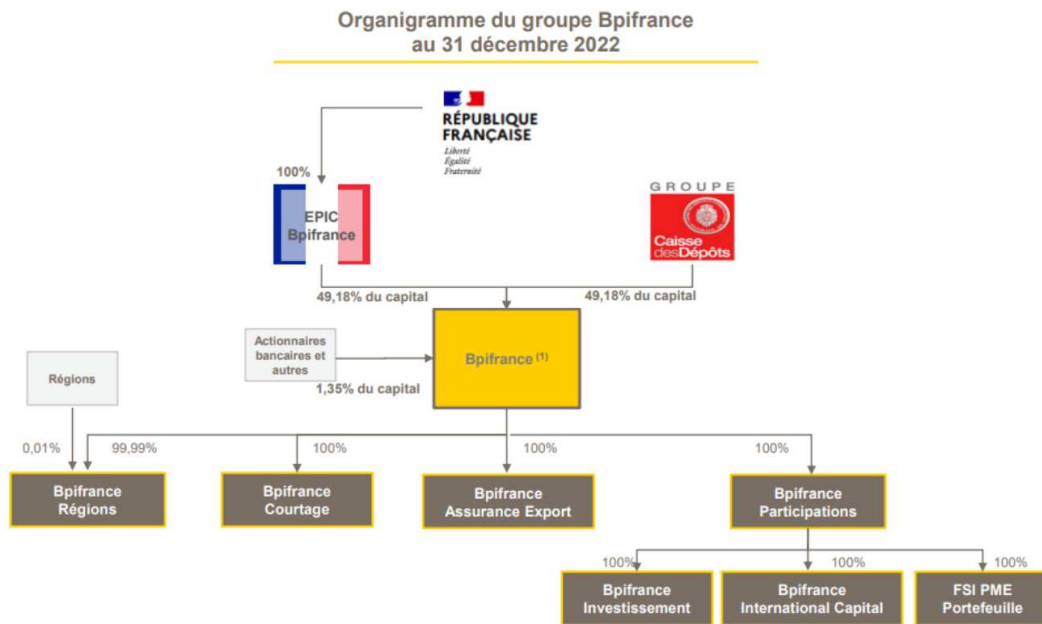
(1) 実施機関の概要

Bpifranceは、2012年12月31日に制定されたCreation of the Public Investment Bankに基づき、OSEO(起業支援・イノベーション振興機構)とCDC(預金供託公庫)の100%子会社であるCDC Entreprises、FSI(戦略投資基金)が合併することによって設立された金融機関である。2014年には経済・企業への資金提供や企業の輸出を支援するプログラムを整備しており、2015年にはスタートアップ企業等に対するアクセラレータープログラムを立ち上げる等、企業育成活動を開始している。また、2016年にはドイツのデュッセルドルフに最初の海外オフィスを開設し、2022年現在ではニューヨークやメキシコ、カサブランカ、ダカール、アビジャン、ナイロビ、ドバイ、シンガポールにも支店を有する等、世界中に拠点を設置している¹²⁷。

フランスの中小企業政策は、経済財政産業デジタル省が担当しており、Bpifranceの中小企業向け融資保証もその政策の影響下にある。図4-7のBpifranceの出資関係をみると、資本の49.18%をEPIC Bpifranceが、49.18%をCaisse des Dépôts et Consignations(預金供託公庫)が保有する他、民間金融機関等が残りの部分について出資している。Bpifranceでは民間との協調融資が原則とされており、民間金融機関とはパートナー関係にあるといえる。

¹²⁷ Bpifrance, "Our history", <https://www.bpifrance.com/our-history/>, 2023年7月7日最終閲覧

図 4-7 Bpifrance の出資関係



出所)Bpifrance¹²⁸

Bpifrance による中小企業支援は、主に信用保証と協調融資、イノベーション支援の 3 つであるが、それ以外にも企業と投資家・ビジネスパートナーとのマッチングを促進するオンラインプラットフォームや、中小企業やスタートアップの成長を加速させるアクセラレータープログラム等を運営している¹²⁹。

表 4-13 Bpifrance による代表的な中小企業支援¹³⁰

中小企業支援	概要
信用保証	民間金融機関が実施する融資に対する保証を提供。
協調融資	民間金融機関と連携した中長期の融資を実施。
イノベーション支援	企業規模に関わらず成長性の高い企業に株式投資を行い、アドバイスや起業家同士のネットワーク構築の促進、トレーニングプログラム等を提供。革新的な起業であるか、市場にあったプロダクト・サービスか、十分な人的リソースが確保されているか、等の視点で企業を見極めている。

出所)三菱総合研究所作成

フランスにおいて、中小企業が銀行から融資で資金調達することは必ずしも難しいことではない。

¹²⁸ Bpifrance, “Annual Report 2022”, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹²⁹ Bpifrance, “Our products”, <https://www.bpifrance.com/products/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

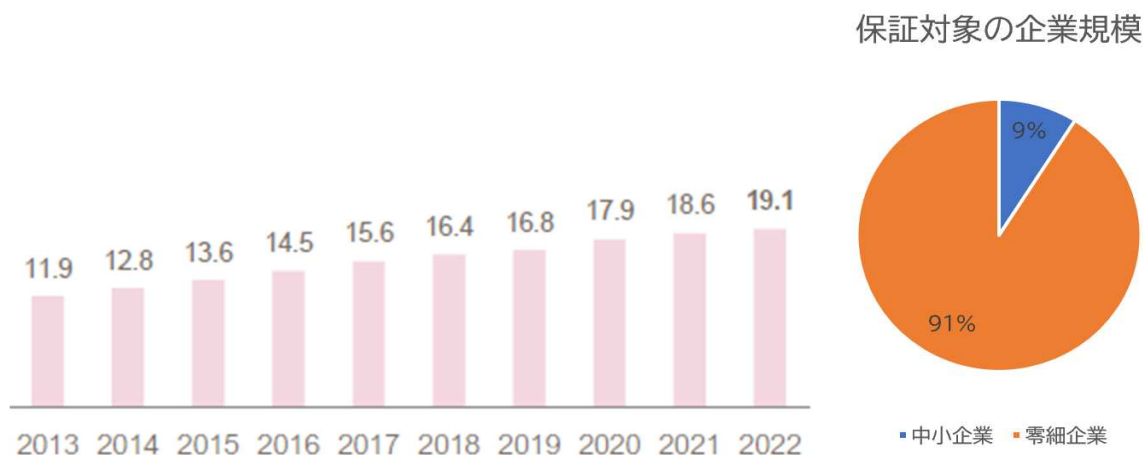
¹³⁰ Bpifrance, “Bank for French Entrepreneurs”, <https://www.bpifrance.com/bank-for-entrepreneurs/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

そのため、Bpifrance では中小企業の創業(人口が少ない地域や危険な地域での創業を含む)や事業承継等、中小企業にとって難しい局面における資金調達に限定して保証で支援しており、Bpifrance が取り扱う保証の約80%が創業と事業承継である。それ以外の融資は比較的风险が少ないため、銀行が Bpifrance の保証を利用するケースは少ない。

Bpifrance が提供する保証の対象となる企業は、EU における中小企業の定義(従業員 250 人未満、年間売上高 5,000 万ユーロ以下、または資産総額が 4,300 万ユーロ以下)に合致していることが条件となる。EU 全体の方針・規則に従って、経営難に陥っている企業、特に政府の介入がなければ、短・中期的に廃業せざるを得ないような企業は除外される。さらに、解散手続(清算手続または破産手続)が行われている企業も保証の対象にはならない。Bpifrance が提供する保証には 2 種類あり、1 つは 20 万ユーロを超える融資契約に対するもので、そういった保証はケース・バイ・ケースで運用されており、銀行が Bpifrance に保証の提供を要請する。もう 1 つの 20 万ユーロ以下の融資契約は銀行に委任されており、銀行は自律的に保証提供可否を判断することができ、企業に関する情報は保証債務履行の場合のみ Bpifrance に通知される。また、対象となる企業に関して、フランス本土、フランス海外県・地域(DROM)と海外共同体(COM)、またはニューカレドニアで登記されているあらゆる企業(会社、個人事業主、団体、財団、自営業者等)は、その法的形態に関わらず、全ての企業が保証制度の対象となる。ただし、一定の条件を満たす金融仲介業や不動産開発および賃貸業、農業企業は除外される¹³¹。

Bpifrance の保証残高は、2022 年には 191 億ユーロに達している¹³²。その内訳をみると、中小企業(SMEs)よりも零細企業(VSEs)が多くを占めていることがわかる。年間の保証金額をみると、2020 年に 30 億ユーロに落ち込んだものの、2022 年には 45 億ユーロまで増加している。

図 4-8 Bpifrance の保証残高(十億ユーロ)と保証対象企業の規模¹³²

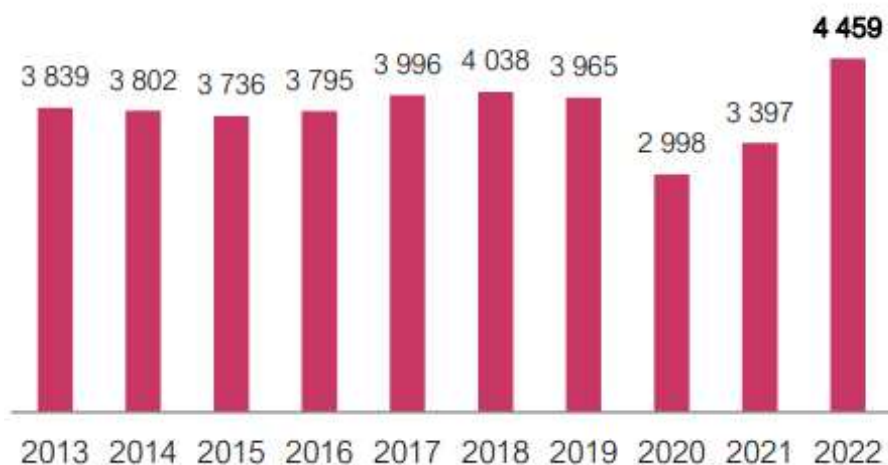


出所)Bpifrance より保険情報室、三菱総合研究所作成

¹³¹ Bpifrance へのインタビュー調査に基づく

¹³² Bpifrance, "Debt Investors Presentation", <https://www.bpifrance.fr/investor-relations>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

図 4-9 Bpifrance の年間保証承認金額(百万ユーロ)¹³²



Bpifrance による主な信用保証制度は表 4-14 の通りである。既に数多くの信用保証制度が用意されており、新たな保証制度を新設することは少ないが、新設する場合には政府への説明責任が生じる。なお、政府による出資ではなく Bpifrance の自己資金(事業から得られた利益剰余金等)の場合は比較的柔軟に使用することができる¹³¹。本章では、Garantie du développement des PME et TPE(中小・零細企業の事業拡大保証)、Garantie de Fonds Propres Relance(自己資本充実に向けた保証)、Garantie Innovation(イノベーション保証)、Garantie International(国際化保証)の 4 つの制度の概要をまとめる。なお、創業・事業承継支援を目的とした Garantie création(創業・起業保証)や Garantie Transmission(事業譲渡・買収保証)、中小企業のデジタルトランスフォーメーション推進を目的とした Garantie France Num(デジタル化保証)については、次章以降で詳細を述べる。

表 4-14 Bpifrance の信用保証制度の例^{133,134}

制度	概要
Garantie création(創業・起業保証)	起業家やスタートアップ(創業 3 年以内)向けの融資に対する信用保証。
Garantie du développement des PME et TPE(中小・零細企業の事業拡大保証)	中小企業の設備投資等を資金用途とする融資に対する信用保証。
Garantie de Fonds Propres Relance(自己資本充実に向けた保証)	投資ファンドによるエクイティ投資に対する信用保証。
Garantie Innovation(イノベーション保証)	新製品や新サービスの設計、新技術の導入を資金用途とする資金調達に対する信用保証。
Garantie France Num(デジタル化保証)	中小企業のデジタルトランスフォーメーションを資金用途とする資金調達に対する信用保証。
Garantie International(国際化保証)	海外進出等、中小企業の国際的な企業活動を資金用途とする資金調達に対する信用保証。
Garantie Transmission(事業譲渡・買収保証)	中小企業の株式取得や事業買収を資金用途とする融資に対する信用保証。

出所)三菱総合研究所作成

なお、新型コロナ禍前においては renforcement de trésorerie(資金繰り強化保証基金)が最大 3 億ユーロのリスクをカバーしていたが、新型コロナ禍の企業支援対策として PGE(政府保証融資)が導入されたため、ファンドの規模は大幅に縮小された。現在、資金繰り強化保証付き融資が再び増加する傾向にあるものの、過去の水準に至ってはいない(2022 年度実績で保証設定額 7,200 万ユーロ、保証件数 1,031 件)¹³¹。

(2) Garantie du développement des PME et TPE(中小・零細企業の事業拡大保証)

Garantie du développement des PME et TPE は、中小企業の設備投資等の戦略的投資を資金用途とする融資に対する信用保証制度である。この制度の目的は、銀行が単独では支援することができないような投資を希望する中小企業に対して、Bpifrance とパートナー銀行でリスクを分担することにより、中小企業等の資金調達へのアクセスを可能にすることである。また、信用リスクが軽減されるため、特に金利と返済期間の点で、企業にとってより有利な資金調達を実現することができるとしている。ただし、中小企業には財務の健全性が求められるため、財務が健全であって堅

¹³³ Bpifrance, "Garantie", <https://www.bpifrance.fr/nos-solutions/financement/financement-expertise#section-5985>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹³⁴ Bpifrance, "Garantie Transmission", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/garantie-transmission>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

実で実行可能な投資プロジェクトを有する企業が本制度に適格な企業となる¹³⁵。

保証の要件は表 4-15 の通りである。保証割合は最大 70%までであるが、金融機関が徴求する個人保証は融資残高の 50%までに制限されており、保証人の主たる住居は担保の対象にはならない等、保証人への保護も考慮されている。

表 4-15 Garantie du développement des PME et TPE の要件^{131,136}

項目	概要
対象者	中小企業。ただし、財務の健全性が求められる。
資金使途	運転資金、設備資金（有形・無形資産への投資、事業創設・買収・拡大、革新的なプロジェクト支援、資本増強等）
保証限度額	150 万ユーロ（複数の保証を利用している場合は 400 万ユーロ）
保証割合	40～70%
保証料率・保証手数料	融資額の 1.33%に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 15 年（設備資金の場合は 20 年）
担保	金融機関が徴求可能（主たる住居に対する抵当権は設定しない）
保証	金融機関が徴求可能（債務残高の 50%が上限）
実績	2022 年度の保証設定額 8 億 1,300 万ユーロ、保証件数 8,585 件。

出所)三菱総合研究所作成

(3) Garantie Innovation(イノベーション保証)

Garantie Innovation は、創業 3 年以上の中小・零細企業に対する新製品や新サービスの設計、新技術の導入を資金使途とする資金調達に対する信用保証制度である。新しい製品やサービスの設計・開発、製造・マーケティング・管理等の業務プロセスへの新技術導入等を目的とする資金調達につ

¹³⁵ Bpifrance, "Garantie du développement des PME et TPE", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/garantie-du-developpement-des-pme-et-tpe>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹³⁶ Bloom Finances, "Garantie du Développement des PME et TPE : Aides et subventions pour soutenir les investissements", <https://www.fonds-publics.fr/aides/garantie-du-developpement-des-pme-et-tpe#:~:text=La%20Garantie%20du%20D%C3%A9veloppement%20des%20PME%20et%20TPE,plus%20facilement%20et%20%C3%A0%20des%20conditions%20plus%20avantageuses>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

いて保証を行うものである。本制度も銀行のリスクを低減することで、中小企業による資金調達を手助けしている。Bpifrance によるその他のイノベーション支援として、Aide pour le développement de l'innovation(中小企業のイノベーションを資金用途とする融資制度)があるが、直近 2 年以内にこの融資制度を利用した中小企業は、この Garantie Innovation についても対象になる。保証制度の要件は表 4-16 の通り。

表 4-16 Garantie Innovation の要件 ^{131,137}

項目	概要
対象者	創業 3 年以上の革新的な中小・零細企業。
資金用途	運転資金、設備資金（新製品・新サービスの設計・開発や、業務プロセスへの新技術の導入に係る中長期の融資やリース）
保証限度額	150 万ユーロ(複数の保証を利用している場合は 400 万ユーロ)
保証割合	60%
保証料率・保証手数料	融資額の 1.33%に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 15 年(設備資金の場合は 20 年)
担保	金融機関が徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)
保証	金融機関が徴求可能(債務残高の 50%が上限)
実績	2022 年度の保証設定額 8,700 万ユーロ、保証件数 507 件。

出所)三菱総合研究所作成

(4) 上記以外の保証制度

上記以外にも、Garantie de Fonds Propres Relance(自己資本充実に向けた保証)や Garantie International(国際化保証)といった信用保証制度が設けられている。Garantie de Fonds Propres Relance は、投資ファンドによるエクイティ投資に対する信用保証であり、ベンチャー企業等のよりリスクが高い企業に対してエクイティ投資を促進することを目的としている。

¹³⁷ Bpifrance, "Garantie Innovation", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/soutien-a-linnovation/garantie-innovation>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

表 4-17 Garantie de Fonds Propres Relance の要件^{131,138}

項目	概要
対象者	ベンチャーキャピタル等のファンド。ただし税制優遇を受けられるファンド等は対象外。
資金使途	上記のファンドのうち、申請が承認されたファンドからフランスの中小企業への投資に対して実施されたエクイティ投資に対する信用保証。なお、エクイティ投資以外の転換社債等のメザニンも対象。
保証限度額	1件 300 万ユーロ、1 企業あたり 600 万ユーロ。
保証割合	3 年未満の中小企業は 70%、それ以外は 50%。
保証料率・保証手数料	融資額の 0.45% (メザニン ¹⁰⁵ の場合は 0.60%) に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 10 年
その他	ストップロス (保証総額に対する保証上限額) 率は 30%。
実績	2022 年度の保証設定額 1 億 6,400 万ユーロ、保証件数 1,002 件。

出所)三菱総合研究所作成

また、Garantie International は、中小・零細企業の海外進出を促進するための制度であり、企業による設備投資だけでなく、海外企業の買収や海外子会社・支店の設立等を資金使途とする融資に対して信用保証を提供している。

表 4-18 Garantie International の要件^{131,139}

項目	概要
対象者	中小・零細企業。
資金使途	運転資金、設備資金 (海外進出等、中小企業の国際的な企業活動に対する投資、特に有形・無形資産への投資や海外企業の買収、海外子会社・支店の設立等)
保証限度額	150 万ユーロ (複数の保証を利用している場合は 400 万ユーロ)
保証割合	60%

¹³⁸ Bpifrance, "Garantie de Fonds Propres Relance", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/garantie-de-fonds-propres-relance>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

¹³⁹ Bpifrance, "Garantie International", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/internationalisation/garantie-international>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

保証料率・保証手数料	融資額の 1.33% に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 15 年(設備資金の場合は 20 年)
担保	金融機関が徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)
保証	金融機関が徴求可能(債務残高の 50% が上限)

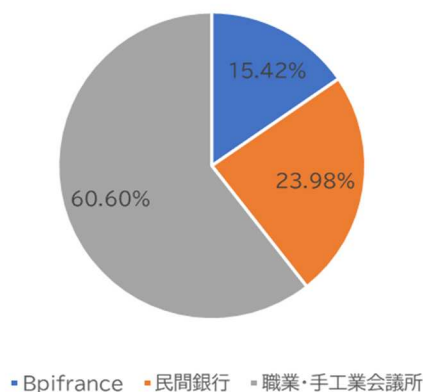
出所)三菱総合研究所作成

4.3.3 SIAGI

(1) 実施機関の概要

手工業者の投資保証会社である SIAGI は、1966 年に設立された。1984 年銀行法における金融会社に位置付けられ、預金を取り扱うことはできない金融機関であり、フランス中央銀行の監督下に置かれている。SIAGI の出資関係をみると、CMA(職業・手工業会議所)が約 60%を占めており、信用保証利用者からの出資金が保証の原資となっており、利用者が融資を返済し終わると、他企業の代位弁済に充てられた金額が差し引かれた上で、出資金が利用者に返還される仕組みとなっている。ただし、中小企業の信用リスクの高まりや運用機会の減少を背景として、返還される金額が減少傾向にある¹⁴⁰。それ以外にも Bpifrance や民間銀行からも出資を受け入れていることが分かる。

図 4-10 SIAGI の出資関係¹⁴¹



出所)SIAGIより三菱総合研究所作成

¹⁴⁰ SIAGI へのインタビュー調査に基づく

¹⁴¹ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "RAPPORT D'ACTIVITE", <https://www.siagi.com/uploads/documents/3090f210d37ec76c4ebee7aa3a282006c76ac94c.pdf?1.15>, 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

SIAGI が提供する保証の対象となる企業は、フランス銀行や市中銀行による格付に基づいた財務健全性が求められる。新規取引先等、格付が付与されていない場合は、定性項目（経営者の年齢や経験等）も含めて SIAGI が審査を行い、信用保証を提供する（後述する Garantie cas par cas を参照）。なお、売上高 1,000 万ユーロを超えない中小企業が対象であり、特定の事業を対象外にすることはない。¹⁴⁰。

2021 年の信用保証実績は 9 億 4,500 万ユーロであったが、2022 年にはさらに増加して 10 億 3,700 万ユーロの保証が実行されており、新型コロナ前の活況が戻っていることがうかがえる。保証対象セクターをみると、手工業が保証件数 2,715 件、保証金額 4 億 6,300 万ユーロと、最も多く、それに次いで商業、自由業（弁護士や医師、専門会計士・会計監査役、建築士等の専門家）、農業の順になっていることがわかる。

表 4-19 2022 年の信用保証実績

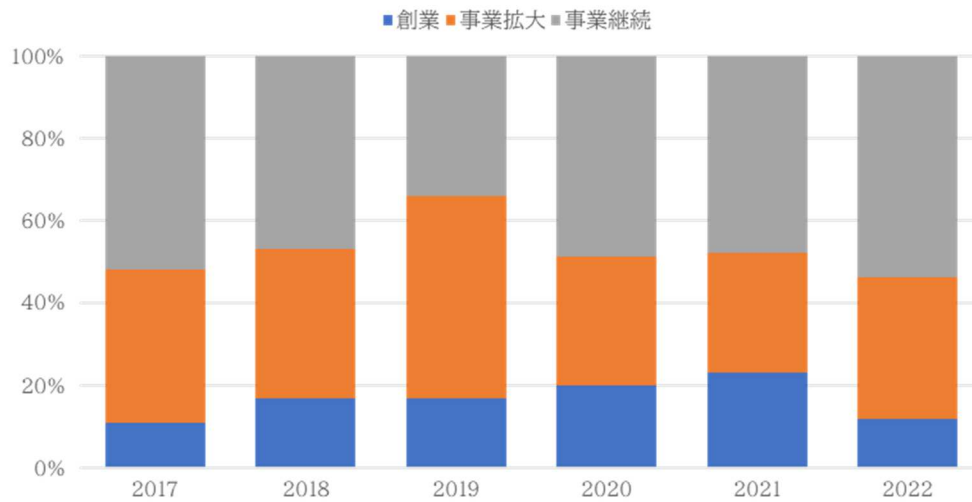
保証対象セクター	件数(件)	金額(百万ユーロ)
手工業	2,715	463
商業	1,237	285
自由業	498	188
農業	350	101
合計	4,800	1,037

出所)三菱総合研究所作成

資金用途をみると、事業継続の割合が最も高く、事業拡大と創業がそれに続いている。特に、2021 年にかけて創業を資金用途とする融資の信用保証が増加傾向にあるのは、建設分野での少額保証のニーズの高まりによって、後述する Garantie 5-50(5/50 保証)が増加していることが要因であるとしている¹⁴²。

¹⁴² Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "RAPPORT ANNUEL", <https://www.siaga.com/uploads/attachments/SIAGI%20RAPPORT%20D%20ACTIVITE%202021.pdf>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

図 4-11 保証対象の資金使途



出所)SIAGI^{143,142}より三菱総合研究所作成

SIAGI による具体的な信用保証制度は次表の通りである。そのうち、本章では Garantie cas par cas(ケースバイケース保証)、Garantie déléguée(委任保証)、Garantie 5-50(5/50 保証)の3つの保証制度について説明する。

¹⁴³ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "Chiffres clés", <https://www.siagi.com/document/chiffres-cles>, 2023年7月13日最終閲覧

表 4-20 SIAGI の信用保証制度の例^{144,145,146}

制度	概要
Garantie cas par cas(ケースバイケース保証)	手工業者等の中小企業向けの銀行融資に対する信用保証で、企業や融資条件等に応じて保証条件が設定される。
Garantie déléguée(委任保証)	事業拡大を資金用途とする銀行融資に対する信用保証。20万ユーロを上限として、SIAGIによる保証付与が銀行に委任されている。
Garantie 5-50(5/50保証)	5,000～50,000ユーロの少額融資(事業性個人ローンを含む)に対する信用保証。
Bpifrance 共同保証	Bpifrance と SIAGI との共同保証。共同保証により信用リスクが分散されるため、SIAGI 単独での保証と比較して、保証割合を高く設定することができる。SIAGI が実施する保証の 20%程度が共同保証となっている。
地域共同保証	地域の自治体との共同保証制度。地域によって要件等は異なる。
EIRL 保証	EIRL(有限責任個人起業家)を対象とする信用保証。ただし、2022年の法改正により EIRL の地位が廃止されたため、新規受付は停止している。

出所)三菱総合研究所作成

保全に関して、融資を実施する金融機関が担保を徴求することがあり、特に資金用途が設備資金である場合は、不動産を担保として徴求することがある。保証については、SIAGI から銀行に対して経営者保証をできるだけ徴求しないように助言している。少額融資の場合は徴求しないこともあるが、融資金額が大きい場合は徴求するケースもみられるものの、保証責任の範囲は融資金額の 15%程度が設定される¹⁴⁰。

(2) Garantie cas par cas(ケースバイケース保証)

SIAGI が中小企業向けの銀行融資に対して提供する一般的な信用保証制度である。SIAGI 単独での最大保証割合は 50%だが、Bpifrance 等との共同保証を利用することで最大 80%まで保証され、保証限度額は 400 万ユーロまでとなっている。なお、金利は融資を行う金融機関が設定する。

企業からの申込に応じて保証条件を柔軟に設定する商品設計であるため、審査結果を回答するまで 5 日から 10 日程度の時間を要している。後述する Garantie déléguée(委任保証)や Garantie 5-50(5/50 保証)では、オンラインプラットフォームを活用した審査業務の効率化が進

¹⁴⁴ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "Nos offres", <https://www.siaga.com/offres#socle>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁴⁵ Bpifrance, "Crédits bancaires: Bpifrance et la SIAGI renouvellent une convention annuelle", <https://www.bpifrance.fr/nos-actualites/credits-bancaires-bpifrance-et-la-siaga-renouvellent-une-convention-annuelle>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁴⁶ Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique, "L'entrepreneur individuel à responsabilité limitée (EIRL), un statut qui protège votre patrimoine personnel", <https://www.economie.gouv.fr/entreprises/entreprise-individuelle-responsabilite-limitee-EIRL#>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

んでいるが、本保証も同様にして審査期間を 5 日まで短縮するとともに、業務効率化によって手数料を引き下げること、競争力を高めることを目指している¹⁴⁰。

表 4-21 Garantie cas par cas の要件^{140,147}

項目	概要
対象者	売上高または総資産が 1,000 万ユーロ未満かつ従業員数 50 名未満の手工業者等の中小企業(一部の業種等を除く)。
資金用途	運転資金、設備資金 (事業成長や拡大に際し必要となる費用や投資、創業資金等)
保証限度額	5,000～400万ユーロ
保証割合	SIAGI のみで最大 50%。ただし、Bpifrance や地方自治体、欧州投資基金(EIF)等の共同保証の場合は最大 80%まで。
保証料率・保証手数料	保証料率は業種や資金用途、保証割合、経営者のプロフィール等によって異なる(融資額に対して 1～2%程度)。保証手数料は融資額に対して 1.5%程度(保証料と保証手数料を一括で徴求)。
保証期間	最長 15 年(最低保証期間:2 年)
担保	金融機関が徴求可能
保証	金融機関が徴求可能
実績	直近の年間保証額 9 億 8,030 万ユーロ、年間保証件数 3,651 件。

出所)三菱総合研究所作成

(3) Garantie déléguée(委任保証)

Garantie déléguée は、事業拡大を資金用途とする銀行融資に対する信用保証である。創業 3 年以上の中小企業を対象として、上限 20 万ユーロの範囲で SIAGI による保証付与が銀行に委任されている点が特徴的である。この Garantie déléguée と後述する Garantie 5-50(5/50 保証)は、中小企業者・金融機関による申請手続きが Portail Garantie Pro と呼ばれるポータルサイトに集約され、適格性診断等、手続きの迅速化が図られている¹⁴⁸。

¹⁴⁷ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "Étude personnalisée", <https://www.siagi.com/offre/la-garantie-de-la-siagi>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

¹⁴⁸ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "Bienvenue sur le portail GarantiePro de la SIAGI !", <https://garantiepro.siagi.com/>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

表 4-22 Garantie déléguée の要件 ^{140,149}

項目	概要
対象者	売上高または総資産が 1,000 万ユーロ未満かつ従業員数 50 名未満、創業 3 年以上の手工業者等の中小企業。
資金使途	運転資金、設備資金（事業拡大を目的としたもの）
保証限度額	15,000～200,000 ユーロ
保証割合	50%
保証料率・保証手数料	融資額に対して、保証料率は 1.5%程度、保証手数料は 0.5%程度（保証料と保証手数料を一括で徴求）。
保証期間	最長 7 年
担保	金融機関が徴求可能
保証	金融機関が徴求可能
実績	直近の年間保証額 4,060 万ユーロ、年間保証件数 416 件。

出所)三菱総合研究所作成

(4) Garantie 5-50(5/50 保証)

短期で少額の融資に対する信用保証を提供する制度である。例えば、サプライヤーの支払いや POS システムのアップグレード、ウェブサイトの作成、スタッフのトレーニング、その他の有形・無形資産への投資等が想定されている。したがって、事業再編を資金使途とする融資等は本制度の対象外である。保証審査手続きも迅速であり、申請から 3 営業日以内に諾否が通知される。

表 4-23 Garantie 5-50 の要件 ^{140,150}

項目	概要
対象者	手工業者等の中小・零細企業が対象。
資金使途	運転資金、設備資金（事業性個人ローンを含む少額融資）
保証限度額	5,000～50,000 ユーロ

¹⁴⁹ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "Délégation de décision aux banques", <https://www.siagi.com/offre/delegation-v2>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

¹⁵⁰ Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, "La GARANTIE 5-50", <https://www.siagi.com/offre/5-50>, 2023 年 7 月 4 日最終閲覧

保証割合	50%
保証料率・保証手数料	融資額に対して、保証料率は 0.55～2.5%程度、保証手数料は 1.0%程度(保証料と保証手数料を一括で徴求)。
保証期間	最長 7 年(最低保証期間:2年)
担保	金融機関が徴求可能
保証	金融機関が徴求可能
実績	直近の年間保証額 2,170 万ユーロ、年間保証件数 754 件。

出所)三菱総合研究所作成

2021 年に実行された Garantie 5-50 の 535 件のうち、369 件が創業を目的としたものである。2020 年の実行件数は 280 件であり、およそ倍増していることが分かる。金額ベースでも、750 万ユーロから 1,450 万ユーロへと増加している。2021 年実績の 70%が新興企業向けであり、実績の 26%が建設部門を対象とした保証であった。

4.3.4 SOCAMA

SOCAMA は、1917 年に職人組合や商業組合、専門職関連の組合の出資によって創設された相互保証会社であり、協同組織金融機関である Banques Populaire(庶民銀行)による融資に対する信用保証を提供している。年間で 25,000～35,000 件の保証を提供しており、保証している融資額は 7 億～9 億ユーロに上る。SOCAMA による融資保証の特徴として、庶民銀行の融資に対して最大 100%の保証を提供している点や、個人保証が不要もしくは一定の条件でキャップを設定している点等が挙げられる^{151,152}。

表 4-24 SOCAMA の融資保証の要件¹⁵²

項目	概要
対象者	Banques Populaire の融資対象者。
資金用途	創業、事業買収、設備投資等の事業拡大。
保証限度額	30,000～150,000 ユーロ

¹⁵¹ Sociétés de Caution Mutuelle Artisanales, "SOCAMA, 1ère société de caution mutuelle en France", <https://www.banquepopulaire.fr/professionnels/conseils/tout-savoir-sur-les-socama/>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

¹⁵² Banques Populaire, "Garantie prêt SOCAMA", <https://www.bred.fr/professionnels-associations/financement/assurance-et-garantie-des-financements/garantie-pret-socama>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

保証割合	最大 100%
保証期間	最長 7 年(最低保証期間:2年)
保証	個人保証が不要な場合あり。

出所)保険情報室、三菱総合研究所作成

4.4 オーストリア

4.4.1 信用保証制度の概要

オーストリアの中小企業向け信用保証制度の中心的な実施機関は aws である。aws は信用保証制度に限らず、補助金や融資、エクイティによる支援にも取り組んでいる。また、ファイナンスだけでなく、企業に対するコーチング等も実施している。aws 以外の公的な信用保証機関として FFG や OeHT が存在しており、それぞれ FFG は研究開発・イノベーション分野、OeHT は観光・レジャー分野に特化した支援策に取り組んでいるが、全体の事業規模から見た信用保証額は小さい。本章では、各信用保証実施機関と代表的な信用保証制度の概要について述べる。

4.4.2 aws

(1) 実施機関の概要

aws は、2001 年 12 月 31 日に発行された特別法令である Austria Wirtschaftsservice – Errichtungsgesetz (BGBl. 130/2002) に基づき、BÜRGES Förderungsbank、Finanzierungsgarantie Gesellschaft mbH、Innovationsagentur Gesellschaft mbH の3つの機関が合併することより設立された金融機関である。この合併は、オーストリア政府による企業を対象とする支援をまとめ、その効率と効果を高めるために実施された。合併前の信用保証業務は BÜRGES Förderungsbank と Finanzierungsgarantie Gesellschaft mbH により運営されており、保証業務の歴史は 1954 年まで遡る。aws の沿革を表 4-25 に示す。

表 4-25 aws の沿革¹⁵³

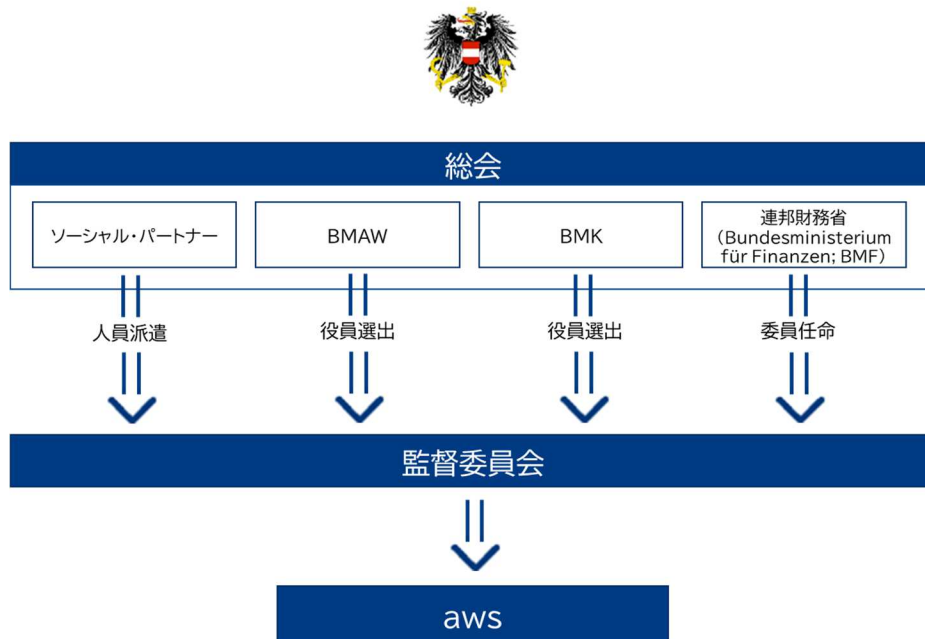
年	概要
1954	aws の前身である BÜRGES Förderungsbank が設立された。 BÜRGES Förderungsbank は連邦政府の特別銀行 (Spezialbank)として、数多くの中小企業を助成金等で支援した。
1962	米国のマーシャル・プラン(European Recovery Program)による援助資金を元に、ERP 基金が設立された。今日、ERP 基金の総資産は約30億ユーロに達し、1962 年に設立されて以来、ビジネスとイノベーション促進のための低金利融資に用いられている。
1969	連邦政府が所有する金融機関として、Finanzierungsgarantie Gesellschaft mbH が設立された。
1984	主にハイテクノロジーや研究開発のセクターの支援を目的として、Innovationsagentur Gesellschaft mbH が設立された。
2002	Austria Wirtschaftsservice – Errichtungsgesetz に基づき、BÜRGES Förderungsbank、Finanzierungsgarantie Gesellschaft mbH、Innovationsagentur Gesellschaft mbH を合併することにより、aws が設立された。
2009	オーストリア最大の dormant equity investments、株式資本 (equity capital)を提供する aws の子会社である aws Mittelstandsfonds が設立された。
2013	高い成長が見込まれる若手企業向けに、株式資本や投資を提供する基金として、aws Gründerfonds が発足した。基金にはこれまで、6,500 万ユーロが出資されている。

出所)aws¹⁵³ より三菱総合研究所作成

aws はオーストリア政府が全額出資する政府系金融機関であり、監督官庁は BMAW と BMK である。

¹⁵³ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “Historie”, <https://www.aws.at/historie/>, 2023 年 7 月 11 日最終閲覧

図 4-12 aws の監督体制⁷²



aws は、融資や信用保証を始め、補助金やエクイティ等、様々な取組みによって中小企業支援を実施している。どの制度で支援を行うかは企業毎に相談しながら決めているが、起業段階の企業に対しては主に補助金とエクイティによって、起業後の成長支援に関しては主に融資と信用保証によって支援を行っている。aws では、多様な制度を①Developing ideas、②Setting up a business、③Sustainable expansion、④aws Connect という 4 つのフェーズに分類しており、① Developing ideas では起業よりも前のアイデア段階に対する支援、②Setting up a business では起業時または起業後 6 年までの企業に対する支援、③Sustainable expansion では起業後 6 年が経過した企業の成長を支えるための支援、④aws Connect ではマッチング支援等を行っている。中でも②Setting up a business にあたる起業段階の革新的なスタートアップ企業に対して手厚い支援を提供しており、これは EU のガイドラインにも準拠している⁷²。aws が実施している信用保証制度は表 4-26 の通りである。

表 4-26 aws の信用保証制度の例¹⁵⁴

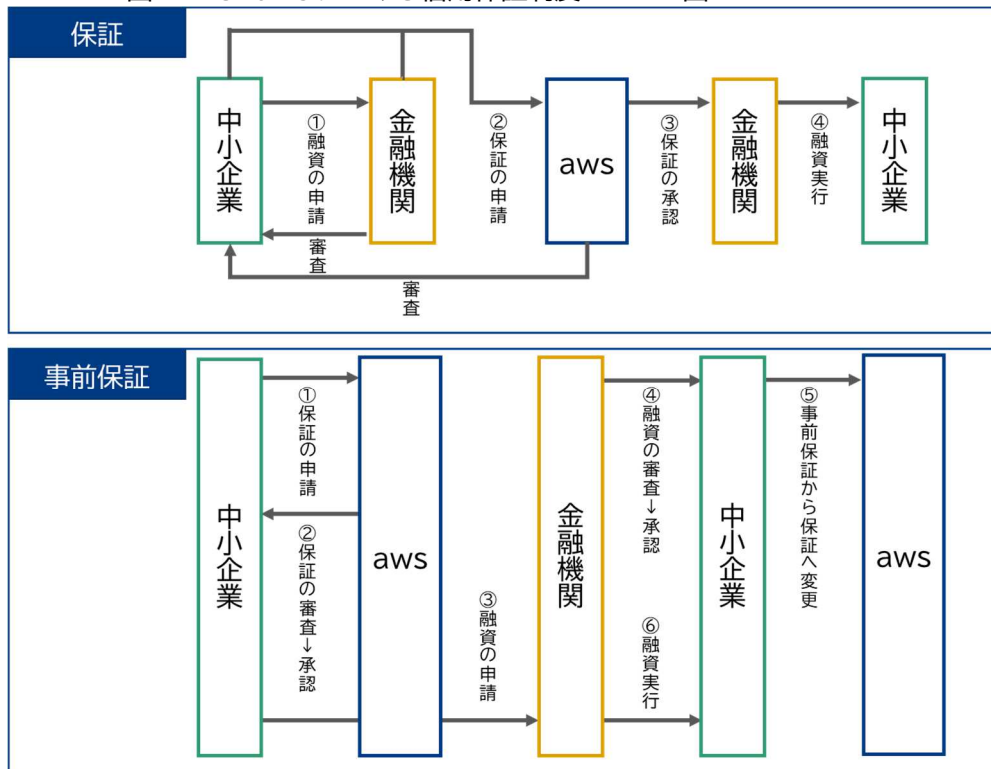
制度	概要
aws Garantie (aws 保証)	製造業、サービス、貿易業等を対象とした一般的な信用保証。
Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung (環境持続可能性とデジタル化)	環境に配慮した持続可能な経済活動やデジタル化に関するプロジェクト等への信用保証。
Junge Unternehmen (若い企業)	設立または買収後 6 年以内の中小企業への信用保証。
Eigenkapital hebeln (自己資本強化)	設立後 6 年以内の企業に対する信用保証。調達したエクイティと同額の融資に対してその 80%を保証。
Internationalisierung (国際化)	海外直接投資を実施する際の資金調達を保証。
Stabilisierung (安定化)	事業の再編や立て直しを行う中小企業に対する信用保証。
Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" (新型コロナに関連するつなぎ融資保証)	新型コロナ禍で収益が悪化した企業の資金調達に対する信用保証。2022 年 6 月に募集終了している。

出所)三菱総合研究所作成

awsにおける信用保証制度の業務フローは、図 4-13 の通りである。中小企業が金融機関に融資を申請し、当該金融機関は中小企業とともに aws に保証を申請する。保証引受後に、金融機関は融資を行う。

¹⁵⁴ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, "aws Guarantee", <https://www.aws.at/en/aws-guarantee/>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

図 4-13 aws における信用保証制度のフロー図^{72,155}



また、aws には事前保証や再保証等の制度が存在している。事前保証とは、aws が直接企業に保証を発行することで、企業がオーストリアの金融機関から一定の条件(融資額や融資期間、債務者が提供する担保等)のもとで融資を受けられるようにする制度である。事前保証では、企業は直接 aws に融資に対する保証を申請し、aws が保証を承諾した後に、銀行に融資を申請する。そして、銀行がその融資を承諾した後に正式に信用保証に転換される。事前保証と通常の保証の違いは主にその申請プロセスだけであり、事前保証は aws 全体で見ると割合は小さく、限定的な利用にとどまっている。

また、aws はオーストリア政府による再保証の対象となっている。すなわち、最終的にはオーストリア政府が財務省(Bundesministerium Finanzen; BMF)(中小企業振興法に基づく保証の場合は BMAW)を通じて、デフォルトをカバーする。aws は、徴求した保証料を代位弁済に充当するが、代位弁済額が徴求した保証料を上回った場合は、当該再保証の範囲内でオーストリア政府から補償を受けとる。これらの再保証は長年にわたり EIF によって提供されてきたものであり、EIF の基準を満たす aws の保証は再保証契約の対象となる。これらの再保証に該当する場合、aws と EIF が 50%ずつで責任分担する。

aws の顧客数は約 33,000 社であり、各種申請に対する承認率はおよそ 85%程度に上る。aws による支援額約 11 億ユーロのうち、約 8 億ユーロが信用保証と融資によるものであり、約 2 億ユー

¹⁵⁵ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Vorab-Garantie”, [https://www.aws.at/fileadmin/user_upload/Downloads/ergaenzende Information/aws Vorab-Garantie FAQ.pdf](https://www.aws.at/fileadmin/user_upload/Downloads/ergaenzende%20Information/aws_Vorab-Garantie_FAQ.pdf), 2023 年 12 月 18 日最終閲覧

口が補助金、約 5,000 万ユーロがエクイティによるものである。また、aws が取り扱う案件のうち 82.7%が革新的なプロジェクトに対する支援である⁷²。

オーストリアにおいては、特に「革新的」な企業に対する支援策に注力していると言える。ただし、「革新的」には様々なレベルがあり、国際特許を取得できるような高い水準のものもあれば、新しいアイデア段階のものまで、aws では幅広く支援対象としている。また、aws は独自の審査基準を有してこうした革新的な企業を見極めており、「リスク」と「公益」の 2 つの観点を重要視している。「リスク」の観点においては、企業規模や資金調達目的等の財務的な観点だけでなく、事業計画を始めとして、特にスタートアップ等の過去の情報が得られない場合には、経営者のバックグラウンドについても考慮している。また、どのような社会的影響があるかという側面で「公益性」も重要であり、オーストリア経済全体を鑑みた上で、将来的に成長出来るか等に注目している。公益性についても考慮して長期的な視点で支援を行うことが、支援の成功率を高めるとしている⁷²。

なお、ファイナンス以外の支援策として、aws はコーチング等も実施している。例えば、コーチングの内容は資金調達に限らず、知的財産に対するアドバイスや経営者のカウンセリング、投資家とのマッチング等、多岐に亘っている⁷²。

(2) aws Garantie(aws 保証)

aws Garantie は、aws が提供する信用保証制度の中で最も一般的な制度であり、運転資金や設備投資に対する融資を保証する制度である。本制度で aws が引き受ける保証の大部分は、EIF の再保証プログラム COSME や InnovFin の対象である。aws Garantie の要件は表 4-27 の通りである。

表 4-27 aws Garantie の要件

項目	概要
対象者	主に中小企業が対象。一部、保証法の定義に基づく大企業も対象となる。ただし、OeHT が対象とする観光・レジャー分野を除く。また、農業および医師、弁護士等の自由業も対象外。
資金使途	運転資金、設備資金 (事業成長や拡大に際し必要となる費用や投資、研究開発費)
保証限度額	1,500 万ユーロ
保証割合	最大80%
保証料率※	融資額の 0.3%以上
保証手数料	【保証】 融資額の0.25%(最大60,000 ユーロ) 【事前保証】 200ユーロ 融資額の0.25%(銀行の融資承諾後)
保証期間	最長20年(最低保証期間:3年) (運転資金を資金使途とする融資の場合は通常5年以内)
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関が徴求可能。 ● Eigenkapital hebeln 保証は徴求不可。 ● 担保で銀行のリスク負担部分のみ保全することは認められない。
実績	2022 年の保証額 3 億2,910万ユーロ、保証件数 1,140 件

※事前保証では「契約料」も徴収している。契約料は事前保証の有効期限と保証承諾額に応じて下記の通りである。

0.1%:事前保証金額は 937,500 ユーロ以下、事前保証有効期限 3 ヶ月から 6 か月まで

0.2%:事前保証金額は 937,500 ユーロ以下、事前保証有効期限 6 か月超

0.3%:事前保証金額は 937,500 ユーロ超、事前保証有効期限 6 か月超

出所)三菱総合研究所作成

2021 年の保証実績は、新型コロナの影響を受けて例外的に積み上がったが、2022年は新型コロナ前の2018年や 2019 年と同程度の水準に戻っており、保証件数は 1,140 件、保証総額は 3 億 2,910 万ユーロとなった¹⁵⁶。aws Garantie において、保証請求に基づく aws の支払いは依然として低水準であり、新型コロナ流行以前と比較してもデフォルト件数は大きな変化を見せていない⁷²。

また、近年のウクライナ危機によるエネルギー価格高騰を受け、コスト増加等に対する保証の提供を aws Garantie に組み込むことが現在計画されている⁶⁴。

¹⁵⁶ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws report 2022”, https://www.aws.at/fileadmin/user_upload/Downloads/Berichte/aws_2022_Leistungsbericht.pdf, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

(3) その他の保証制度

aws Garantie 以外の信用保証制度として、aws Garantie Spezielle Konditionen/Bedingungen: Internationalisierung(国際化)、Stabilisierung(安定化)、Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" (新型コロナ危機に関連するつなぎ融資保証)等、特定の資金用途に限定して派生した制度が存在する。

まず、Internationalisierung(国際化)は、オーストリアの企業が海外で直接投資を行う際の資金調達を支援することを目的としており、制度の要件は表 4-28 の通りである。

表 4-28 Internationalisierung の要件

項目	概要
対象者	海外プロジェクトを実施する中小企業や大企業
資金用途	運転資金、設備資金 (海外企業等の株式購入や、海外子会社もしくは合併会社の設立等)
保証限度額	1,500 万ユーロ
保証割合	最大 80 %
保証料率	融資額の0.5%以上
保証手数料	融資額の0.5%
保証期間	最長20年(最低保証期間:3年) (運転資金を資金用途とする融資の場合は通常5年以内)
担保・保証	aws Garantie と同様
実績	2022 年の保証額2,440万ユーロ、保証件数 4 件

出所)三菱総合研究所作成

次に、Stabilisierung(安定化)は、中小企業の立て直しや事業再編、雇用維持を目的とする資金調達を支援する制度であり、制度の要件は表 4-29 の通りである。

表 4-29 Stabilisierung の要件

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 債務超過には陥っていないものの、経営危機に瀕する可能性があり、関係する資本提供者や債権者の協力を得られる中小企業 従業員数が20名以上の中小企業 300,000 ユーロ以上のプロジェクト
資金用途	中小企業の立て直しや事業再編、雇用維持を目的とする最低 30 万ユーロ以上のプロジェクト

保証限度額	200 万ユーロ
保証割合	最大80%
保証料率	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転資金融資の場合、融資額の2.0%以上 ● 設備投資の場合、融資額の0.6%以上
保証手数料	融資額の0.25%以上
保証期間	最長20年(最低保証期間:3年) (運転資金を資金用途とする融資の場合は通常5年以内)
担保・保証	aws Garantie と同様
実績	2022 年の保証額 360万ユーロ、保証件数 3 件

出所)三菱総合研究所作成

4.4.3 FFG

(1) 実施機関の概要

FFGは2004年9月1日、Forschungsförderungsgesellschaft Errichtungsgesetz (研究促進機構設立法)に基づいて¹⁵⁷、産業研究振興基金(FFF)、技術インパルス機構(TiG)、オーストリア宇宙庁(ASA)、国際研究技術協力局(BIT)の4つの組織が合併することにより設立された組織であり、オーストリアの研究・開発を支援している。FFGはオーストリアが全額出資している公的な機関であり、監督官庁はBMAWとBMKである。国際競争における研究・開発拠点としてのオーストリアの地位を強固にすることで、質の高い雇用と繁栄を持続的に確保することを目標に設立された機関であり、オーストリアにおけるイノベーションの促進を掲げている。また、FFGは主に研究開発・イノベーションに関するプロジェクトへの支援策の提供者として、他の国内機関や国際機関の代理としても活動を行っている¹⁵⁸。

2022年には研究・開発、イノベーション、インフラ分野への支援に国の予算として31億ユーロが充てられているが、FFGの資金調達によってそのうちの約9億ユーロが賄われた。また、そのうちの6割程度が中小企業や研究施設、大学等に提供された。

¹⁵⁷ Forschungsförderungsgesellschaft, “Rechtsgrundlagen”, <https://www.ffg.at/recht-finanzen/rechtsgrundlagen>, 2023年11月10日最終閲覧

¹⁵⁸ FFGへのインタビュー調査に基づく

図 4-14 2022 年のオーストリアの研究開発・イノベーション・インフラ分野への資金調達額¹⁵⁶

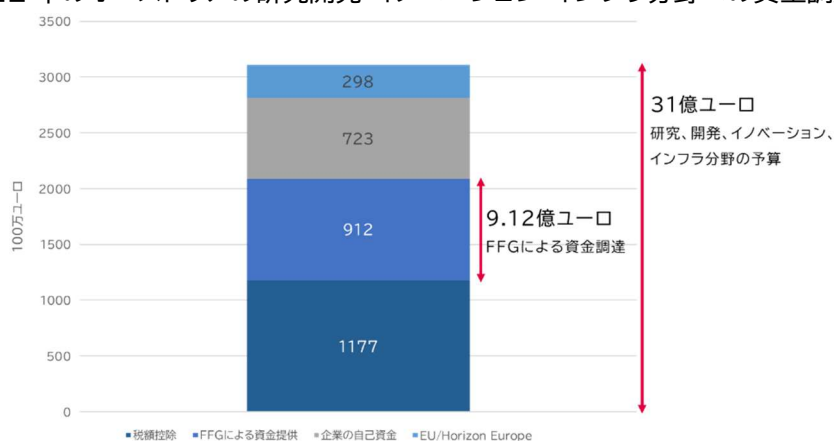
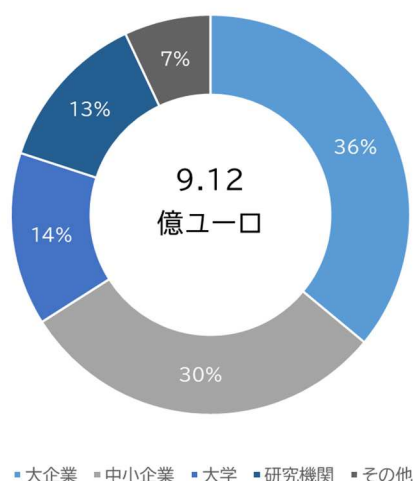


図 4-15 FFG による資金提供先¹⁵⁸



FFG は、企業を支援する aws とは異なり、研究・開発プロジェクトに対して支援を実施しており、日本の「新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」¹⁵⁹と同じような立ち位置の機関であると言える。FFG の信用保証制度の対象は信用力が比較的高い大企業など限定的であり¹⁶⁰、信用保証と比較すると融資や補助金の提供額の方が多くなっており、特に補助金の規模は 3 億 3,000 万ユーロに上る。FFG の中小企業に対する融資保証額を表 4-30 に示した。2020 年の FFG の融資保証額はゼロとなっており、2019 年以前をみても aws 等と比較すると信用保証額はかなり少額となっている。

¹⁵⁹ 日本政府や、企業・大学・公的な研究機関などと協力し、産学官連携によりイノベーション支援を行う国立研究開発法人。技術戦略の策定、プロジェクトの企画・立案、体制構築や運営、評価、資金配分等を通じたプロジェクトマネジメントなどを行う。

¹⁶⁰ Forschungsförderungsgesellschaft, “Rechtsgrundlagen”, <https://www.ffg.at/recht-finanzen/rechtsgrundlagen>, 2023 年 11 月 10 日最終閲覧

表 4-30 中小企業に対する融資保証額⁶³

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
aws	139.0	131.0	129.0	174.0	162.4	229.2	273.5	320.6	3,713.3
OeHT	18.3	34.2	42.3	30.0	44.4	49.2	26.7	44.8	1,185.1
FFG	0.5	2.1	1.0	0.4	1.0	0.9	0.6	0.5	0.0

単位:100万ユーロ

出所)OECD Library⁶³より三菱総合研究所作成

FFG は特に、スタートアップ企業等に対する資金支援を中心的に実施している。信用保証と融資、補助金の使い分けは、主に対象企業の規模等によって決められており、スタートアップ企業や中小企業に対しては補助金と融資、大企業に対してはそれらに加えて信用保証を提供している¹⁵⁸。スタートアップ企業に対する融資は非常にリスクが高く、また FFG は研究・開発に対して支援を行うことから、そのリスクは慎重に見極める必要がある。aws と同様、FFG においてもプロジェクト審査の際の基準が詳細に定められている。簡潔にまとめると、①リスクに見合う成果が見込まれる革新的なプロジェクトであるか、②高いリターンを出せるか、③企業に返済能力があるか、④社会・公益のためになるか(社会に対してどのようなインパクトがあるか)の4つが主な審査の観点である。特に、③の返済能力の観点には、事業責任者が正しい知識を持っているか、事業計画を正しく策定できるか等も含まれており、aws においても同様の観点が審査に組み込まれている¹⁵⁸。

前述の通り、FFGは審査観点において独自の基準を盛り込む等の工夫を行っているが、比較的风险の高いスタートアップ企業のプロジェクトに対して資金提供を行う以上、信用リスクは高い。FFGは、想定デフォルト率に対して十分な金利を確保することは難しいが、スタートアップ企業以外の中小企業や大企業との取引等で採算を確保している¹⁵⁸。

また、FFG は公的な機関ではあるが、ある程度主体的に制度を策定している。方針・戦略等は監督省庁が行うが、実際のオペレーションはFFGが主体的に実施する。例えば、EUレベルでのガイドラインが存在する分野においては、ガイドラインを参考にFFGが支援制度を策定を行ったこともある¹⁵⁸。

(2) aws との違い

FFG と aws は、両者ともオーストリア政府が全額出資する公的機関である。FFG と aws の主な相違点として、1 つ目に支援するフェーズが挙げられる。FFG は構想段階の研究・開発のプロジェクトに対して資金提供を行い、aws はプロジェクトが出来上がった後の市場参入等に対する支援を企業に対して行っている。また、支援方法にも違いがあり、FFG は支援の多くを補助金または融資で実施しているのに対し、aws は補助金や融資、保証等の様々なファイナンス手法を用いて支援している。これは、研究・開発のプロジェクトはリスクが高く、融資の場合は返済されない可能性も高いため、FFG では融資や信用保証よりも補助金による支援の割合が大きい。

4.4.4 OeHT

OeHT は、観光・レジャー産業に対する資金調達支援を行っており、ファイナンス手法は補助金や融資等の多岐に亘っている。OeHT は、現在は Oesterreichische Kontrollbank (OeKB) の子会社として運営される金融機関である。OeKB は、第二次世界大戦後のオーストリアにおける銀行システム再建のため、Creditanstalt-Bankverein、Österreichische Länderbank Aktiengesellschaft、Österreichisches Credit-Institut と、銀行であった Schoeller & Co. および Pinschof & Co. によって 1947 年に設立された。2019 年、OeKB は OeHT の株式の 68.75% を取得している。

現在の OeKB は、オーストリアの商業銀行を親会社とする民間金融機関であり、各銀行の代表者によって監督されているが、連邦財務省によってもその監督が行われている¹⁶¹。これは、§ 76 BWG¹⁶²(銀行法)に定められている通り、貸借対照表の総額が 10 億ユーロを超える信用機関については、連邦財務大臣が監督者を任命する必要があるためである。

表 4-31 OeHT の概要

項目	概要
組織の構造	OeKB の子会社であり、観光・レジャー産業に特化した取組みを担っている。OeKB の他の事業部門は輸出金融、資本投資、エネルギー、開発金融で、それらのサービス提供主体は子会社や関連会社等である ¹⁶³ 。
監督官庁 ¹⁶⁴	政府は出資しておらず、OeKB と Raiffeisenbank International AG (RBI) によって運営されている民間金融機関。BMAW の委託を受け、国内観光の促進に取り組んでいる。

OeHT はコロナ禍において、表 4-32 の信用保証制度を提供していた。融資や補助金も実施しており、融資制度としては、主に OeHT-Investitionskredit と erp-Tourismuskredit の 2 つの制度が存在している。これらの制度は、共に観光・レジャー産業の中小企業が固定資産への投資を行う際の資金調達支援を目的として実施されるものであるが、その違いの 1 つは保証にある。前者の OeHT-Investitionskredit は、企業が借入額の返済を行う際、その利子の全てもしくは一部を連邦政府が負担する、利子補給付きの融資制度となっているが、erp-Tourismuskredit はハウスバンク¹⁶⁵が100%、もしくは20%保証することにより保全を確保する形になっている。

¹⁶¹ Oesterreichische Kontrollbank, “Die Aufsichtsgremien der OeKB”, <https://www.oekb.at/oekb-gruppe/die-oekb-ag/aufsichtsgremien.html>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁶² JUSLINE Österreich, “§ 76 BWG Staatskommissär”, <https://www.jusline.at/gesetz/bwg/paragraf/76>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁶³ Oesterreichische Kontrollbank, “The OeKB Group at a glance”, <https://www.oekb.at/oekb-gruppe/die-gruppe-im-ueberblick.html>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

¹⁶⁴ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, “Shaping tourism together with competence and know-how”, [More than 75 years of the Austrian Hotel and Tourism Bank - Austrian Hotel and Tourism Bank \(oeh.t.at\)](https://www.oeh.t.at), 2023 年 7 月 7 日最終閲覧

¹⁶⁵ 中小企業と独占的に取引を行うメイン銀行のこと。日本におけるメインバンクに相当する。

表 4-32 OeHT の信用保証の例¹⁶⁶

制度	概要
COVID-19 100% Guarantee	最大 500,000 ユーロまでの融資に対して、100%保証を提供する。
Coronavirus package of measures for tourism	中小企業がハウスバンクから受ける融資に対して、80%保証する。

¹⁶⁶ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, “Products”, <https://www.oeht.at/produkte/>, 2023 年 7 月 6 日最終閲覧

5. 創業・事業承継支援の取組み

5.1 本章の概要

本章では、イギリス・フランス・オーストリアの各国における創業や事業承継を支援する取組みをまとめる。各国では、信用保証以外の融資や出資、補助金等の金融による支援だけでなく、アクセラレータプログラムやコーチングといった非金融面からの支援も実施している。

イギリスには創業支援に特化した信用保証制度はないが、Start Up Loans と呼ばれる融資制度を充実させている点が特徴的である。フランスとオーストリアでは、信用保証や融資、出資、補助金に至るまで手厚い制度を設けている。特に、オーストリアでは FFG のプレゼンスも大きく、補助金や融資を組み合わせることで中小企業の創業を支援している。

表 5-1 中小企業の創業に対する政府機関による金融支援

支援形態	イギリス	フランス	オーストリア
信用保証	—	<ul style="list-style-type: none"> 【Bpifrance】 Garantie creation (創業・起業保証) (創業 3 年以内の企業が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 【aws】 Junge Unternehmen (若い企業) (創業 6 年以内の企業が対象) 【aws】 Eigenkapital hebeln (自己資本強化) (創業 6 年以内の企業が対象)
融資	<ul style="list-style-type: none"> 【The Start Up Loans Company; SULCo¹⁶⁷】 Start Up Loans 	<ul style="list-style-type: none"> 【Bpifrance】 Prêt d'amorçage (シードローン) (創業 8 年未満の企業が対象) 【Bpifrance】 Prêt Nouvelle Industrie (新産業向け融資) 	<ul style="list-style-type: none"> 【aws】 aws erp-Kredit (aws erp ローン) 【FFG】 Basisprogramm (創業 5 年未満の企業が対象) 【FFG】 Market.Start (創業 5 年未満の企業が対象)
出資	<ul style="list-style-type: none"> 【BBB】 Enterprise Capital Funds programme 【BPC】 Future Fund: Breakthrough 	<ul style="list-style-type: none"> 【Bpifrance】 VC Fund 	<ul style="list-style-type: none"> 【aws】 aws Eigenkapital (aws エクイティ)

¹⁶⁷ BBB の子会社。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 【HMRC】 Enterprise Investment Scheme (税制優遇) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【Bpifrance】 Bourse French Tech (補助金) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【aws】 aws Starting a business in rural areas (補助金) ● 【FFG】 Basisprogramm (補助金) ● 【OeHT】 Promotion of young entrepreneurs (補助金)
-----	--	--	--

出所)三菱総合研究所作成

事業承継支援に特化した制度は、フランスのみ信用保証と出資の制度が用意されているが、イギリスとオーストリアではそのような制度は確認されていない。

表 5-2 中小企業の事業承継に対する政府機関による金融支援

支援形態	イギリス	フランス	オーストリア
信用保証	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 【Bpifrance】 Garantie Transmission (事業譲渡・買収保証) 	—
信用保証 以外	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 【Bpifrance】 Capital Transmission Investment Fund (出資) 	—

出所)三菱総合研究所作成

5.2 イギリス

イギリスには、表 5-3 に挙げるような創業支援の取組みがあるが、信用保証制度を利用した支援策はない。代表的な制度は BBB の Start Up Loans であり、起業から 3 年以内の企業を対象に、最大 25,000 ポンドの融資を行う。

また、事業承継については、存続すべき事業があれば M&A 等で核となる事業を残す等の動きはあるが、企業を存続させる目的での支援は存在しない。これは、イギリスの雇用文化として企業ではなく個人の働きが評価される傾向にあり、雇用自体も流動的であることが要因の一つと考えられる⁵⁾。

表 5-3 イギリスにおける創業支援の取組み

区分	実施機関	制度	概要
融資	SULCo	Start Up Loans	起業から3年以内の企業を対象に、最大25,000ポンドの融資を提供。
出資	BBB	Enterprise Capital Funds programme	民間ファンドへ BBB が出資することで、ベンチャー企業へのエクイティ投資の提供を促進する。
	BPC ¹⁶⁷	Future Fund: Breakthrough	イノベティブな技術を研究・開発する成長ステージにある企業に、民間投資家と共同でエクイティ投資を実施。最低投資総額は3,000万ポンド。
		Core funds and co-investment programme	BPC がファンドへ投資することもあれば、民間の投資家・ファンドとの共同投資で資金規模を拡大して、特にレイトーステージにあるベンチャーへ投資することもある。
		Life Sciences Investment Programme	生命科学分野のレイトーステージにある企業に、民間の投資家と共同でエクイティ投資を実施。最低投資総額は2億5,000万ポンド。
	ACF Investors	Angel CoFund	エンジェル投資家と共同で、10万~100万ポンドのエクイティ投資を実施。2018年に BBB からの出向者が独立する形で ACF と直接契約。現在では、BBB が ACF の投資を管理する関係性となっている。
	Northern Powerhouse Investment Fund ¹⁶⁸	Northern Powerhouse Investment Fund	地域特化型ファンドであり、中小企業へ直接投資するのではなく、指定ファンド・マネジャーが管理するプロダクトファンドを通して投資する。イギリス政府や EIB、BBB、European Regional Development Fund (ERDF)等の複数機関が出資。対象地域は、Northern Powerhouse Investment Fund はイギリスの北部地域、Midlands Engine Investment Fund はイギリスの中部地域。
	Midlands Engine Investment Fund	Midlands Engine Investment Fund	
税制	HMRC	(Seed) Enterprise Investment Scheme (EIS / SEIS)	企業への出資を促すことも目的とした投資家への税制優遇制度。SEISの方がより小規模な企業向けの制度。

¹⁶⁸ BBB と European Regional Development Fund との共同出資によるファンド。

		VCT Tax Relief	Venture Capital Trust (VCT)へ出資した投資家への税制優遇制度。
		Social Investment Tax Relief (SITR)	コミュニティ利益会社 ¹⁶⁹ やチャリティの立ち上げを支援することを目的とした、投資家への税率優遇制度。2023年4月に終了。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● The Hunter Foundation ● Royal Bank of Scotland ● Scottish Government ● Scottish Enterprise 	Scottish EDGE	スタートアップ向けのビジネスコンテスト。上位者には最大100,000ポンドの賞金や融資が与えられる。
	UK Research and Innovation	Innovate UK Funding	大学・企業等における研究活動のためのグラント ¹⁷⁰ や融資を提供。対象は中小企業に限らないが、中小企業向けの公募もある。

出所)BBB^{96,182}, BPC^{171,172,173}, NPIF¹⁷⁴, MEIF¹⁷⁵, HMRC¹⁷⁶, Scottish EDGE¹⁷⁷, UK Research and Innovation¹⁷⁸より三菱総合研究所作成

5.2.1 信用保証による支援

前述の通り、イギリスには創業・事業承継に特化した信用保証による支援制度は存在しない。

¹⁶⁹ コミュニティ利益会社:Community Interest Company のことで、地域コミュニティに対する利益提供が CIC 監督局により認められた企業。地域の社会的課題の解決に資することを求められる。

¹⁷⁰ 競争的資金。研究開発分野の課題に対して資金を交付すること、またはその資金のこと。

¹⁷¹ British Patient Capital, “Core funds and co-investment programme”, <https://www.britishpatientcapital.co.uk/core-programme/>, 2023年7月13日最終閲覧

¹⁷² British Patient Capital, “Future Fund: Breakthrough”, <https://www.britishpatientcapital.co.uk/future-fund-breakthrough/>, 2023年7月13日最終閲覧

¹⁷³ British Patient Capital, “Life Sciences Investment Programme”, <https://www.britishpatientcapital.co.uk/life-sciences-investment-programme/>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁷⁴ Northern Powerhouse Investment Fund, “Northern Powerhouse Investment Fund”, <https://www.npif.co.uk/>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁷⁵ Midlands Engine Investment Fund, “Midlands Engine Investment Fund”, <https://www.meif.co.uk/>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁷⁶ His Majesty’s Revenue and Customs, “Tax relief for investors using venture capital schemes”, <https://www.gov.uk/guidance/venture-capital-schemes-tax-relief-for-investors>, 2023年7月27日最終閲覧

¹⁷⁷ Scottish EDGE “Scottish EDGE”, <https://www.scottishedge.com/>, 2023年7月27日最終閲覧

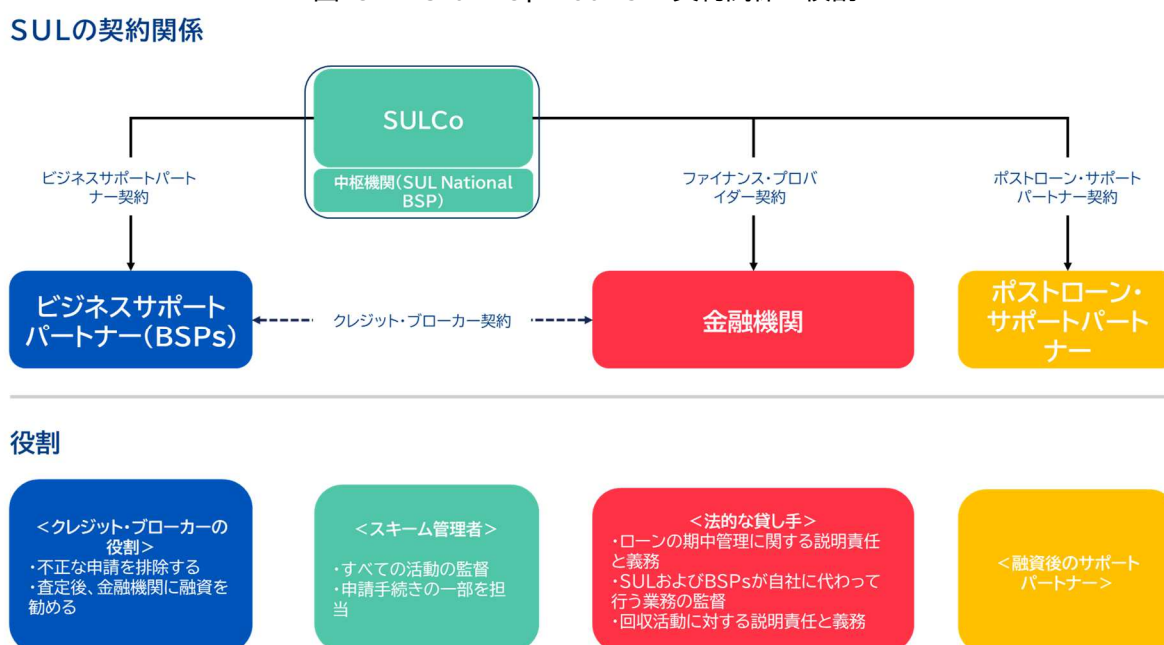
¹⁷⁸ UK Research and Innovation, “Innovate UK”, <https://www.ukri.org/councils/innovate-uk/>, 2023年7月27日最終閲覧

5.2.2 その他の支援

(1) 【BBB】 Start Up Loans

創業支援を目的とする Start Up Loans(SUL)という融資制度は、”government-backed”であるが、保証制度として提供されているわけではなく、BBB が指定した規制融資パートナー(regulated lending partner)を通じて申請者に提供され、BBB は自己資金を投入していないことが特徴である。本融資は、新規事業や創業初期の事業を行う個人に対して、2万5,000ポンドを上限として提供される¹⁷⁹。こうした資金面での支援のみならず、融資実行後には起業家へのコーチング等のアドバイス、オープンユニバーシティでビジネス文書の作成方法等に関する無料の講義も行っている⁹⁶。図 5-1 に関連する主体との契約関係と役割を示す。

図 5-1 Start Up Loans の契約関係と役割⁹⁶



SUL は 2012 年にスタートアップの環境がそれまでと大きく変わっており、起業するハードルが非常に下がっていることを踏まえ、そのような変化に合わせて SUL のような新しい制度が必要であるとされ、開始された⁹⁶。

BBB の SULCo がスキーム全体を管理しているが、SULCo から直接融資が提供されるのではなく、BSPs または金融機関から提供される。融資が認められた場合は、BSPs や金融機関と具体的な借入計画について相談し、決定する。いずれも SULCo によって綿密に監視されている。

¹⁷⁹ British Business Bank, “What is a Start Up Loan?”, <https://www.startuploans.co.uk/what-is-a-start-up-loan/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

表 5-4 Start Up Loans の要件

項目	概要
対象者	下記の条件を満たす個人。 <ul style="list-style-type: none"> ● イギリス在住 ● 18 歳以上 ● イギリスに拠点を置き、事業開始後 3 年以内(2 回目以降の場合は 5 年以内)で、他金融機関から融資を受けられない事業者
資金使途	運転資金、設備資金(ただし、負債返済や事業継続等の目的から外れたトレーニング資格や教育プログラム等は不可)。
融資限度額	最大 25,000 ポンド
融資手数料	なし
融資期間	1~5 年
金利	年率 6%で固定(延滞中は別途相談)
担保・保証	なし
その他	利用者は最大 12 か月の無料サポートを受けられる

出所)BBB^{96,180,181}より三菱総合研究所作成

2012 年の制度開始以降、106,007 件の事業を支援しており、合計 10 億ポンドの融資が提供されている。一定程度のデフォルトは発生しているものの、それらの損失はその他の事業によりカバーできており、BBB としてはデフォルト率は妥当な水準であると捉えている⁹⁶。

(2) 【BBB】 Enterprise Capital Funds programme

Enterprise Capital Funds(ECF)は 2006 年に開始された、特に長期的な成長が見込まれるアーリーステージの中小企業を対象に投資を実施するベンチャー・キャピタル・ファンドを支援するための制度である。直接企業に投資するのではなく、ファンドへ投資し、間接的に創業支援を実現している¹⁸²。

2017 年、イギリス政府は、今後 10 年間で 10 億ポンドの投資を ECF を通して実施することを

¹⁸⁰ British Business Bank, “Frequently Asked Questions”, <https://www.startuploans.co.uk/faqs/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁸¹ UK Government, “Apply for a Start Up Loan for your business”, <https://www.gov.uk/apply-start-up-loan>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁸² British Business Bank, “The Enterprise Capital Funds programme”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/enterprise-capital-funds/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

発表した¹⁸³。Scale Up Instituteによると、2020年時点で ECF は 550 以上の事業の成長を支援している。その中で最も多い事業セクターは、SaaS¹⁸⁴や AI、製造業、E コマース、ヘルスケアであった。当プログラムは、2020年時点で、16 のファンド・マネージャーに対して初めての資金調達を支援した。このうち 63%が更なる資金を調達することに成功している¹⁸³。また、2020年時点で ECF の支援を受けたファンドの合計額は 13.6 億ポンドを超えており、そのうち 7 億 9,500 万ポンドは BBB の投資によるものである¹⁸³。

(3) 【BPC】 Future Fund: Breakthrough

Future Fund: Breakthrough は、イノベティブな技術を研究・開発する成長ステージの企業に対して投資する、3 億 7,500 万ポンド規模のファンドである。2021 年に開設された本制度は、BBB の子会社である BPC によって管理されており、民間の投資家と BPC が共同投資する仕組みである¹⁸⁵。新型コロナ禍において資金調達が困難になった企業のための支援政策であった Future Fund が元となっており、名称も引き継いでいるが、Future Fund: Breakthrough は新型コロナとの関連性はなく、その内容も全く新しいものとなっている。

表 5-5 Future Fund: Breakthrough の要件

項目	概要
対象者	下記の条件に合致する企業が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ● イギリスで事業を展開し、イギリスを拠点としている ● 少なくとも 3,000 万ポンドの投資調達を検討しており、急成長している ● 実績のあるベンチャー・キャピタル投資家から、投資ラウンドにおいて 70%の出資が確約されている ● 研究開発に特化した企業である
ファンド規模	3 億 7,500 万ポンド
その他	ベンチャー・キャピタルの投資家が申請する。

出所)BBB¹⁸⁶、イギリス政府¹⁸⁵より三菱総合研究所作成

¹⁸³ Scale Up Institute, “British Business Bank: Enterprise Capital Fund [Annual Review 2020]”, <https://www.scaleupinstitute.org.uk/programmes/british-business-bank-enterprise-capital-fund/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁸⁴ Software as a Service の略。インターネット上で必要なソフトウェアを利用できるサービスのこと

¹⁸⁵ HM Treasury, “New £375 million scheme to drive investment in innovative firms of the future opens for applications”, <https://www.gov.uk/government/news/new-375-million-scheme-to-drive-investment-in-innovative-firms-of-the-future-opens-for-applications>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

¹⁸⁶ British Business Bank, “Future Fund: Breakthrough”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/future-fund-breakthrough/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

また、Future Fund: Breakthrough 以外にも、BPC は Core funds and co-investment programme という枠組みで、ファンドへの投資や、民間投資家・ファンドとの共同投資を実施している。民間投資家・ファンドと協力することで資金規模を拡大したうえで、特にレイターステージにあるベンチャーへ投資している¹⁷¹。

更に、Life Sciences Investment Programme では、生命科学分野でレイターステージにある企業に対して、民間投資家と共同でエクイティ投資を実施している。最低目標ファンド規模が 2 億 5000 万ポンド以上の企業が対象である。このファンドにより、民間投資家から生命科学分野の企業へ、最低でも 4 億ポンドの投資を促すことができるとしている¹⁷³。

これらの取組みにより、BPC は 2022 年 3 月末時点で 1,000 社以上の急成長中の企業を間接的にポートフォリオに持ち、合計 16 億ポンド以上の投資を実績として持つ¹⁸⁷。

(4) 【HMRC】 税制による各種支援

税制による創業支援としては、(Seed) Enterprise Investment Scheme (EIS / SEIS)、VCT Tax Relief、Social Investment Tax Relief(SITR)の 3 つが挙げられる¹⁷⁶。なお、SITR は 2023 年 4 月に終了している。実施主体はいずれも HMRC である。

表 5-6 税制による創業支援

制度名	内容
(Seed) Enterprise Investment Scheme (EIS / SEIS)	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸条件を満たした企業へ出資した投資家への税率優遇。 ● 1 社あたりが受けられる投資額は EIS で 1,200 万ポンド、SEIS で 15 万ポンドの上限が定められている。
VCT Tax Relief	<ul style="list-style-type: none"> ● VCT (Venture Capital Trust)へ出資した投資家への税率優遇。
Social Investment Tax Relief(SITR)	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ利益会社¹⁶⁹やチャリティの立ち上げ支援として、税率を優遇している。

出所)HMRC¹⁷⁶ より、三菱総合研究所作成

(5) その他

その他の支援として、Scottish EDGE や Innovate UK Funding 等が挙げられる。Scottish EDGE は、スタートアップ向けのビジネスコンテストであり、上位者には最大 100,000 ポンドの賞金や融資が与えられる。実施主体、民営の The Hunter Foundation と、Royal Bank of Scotland、Scottish Government、Scottish Enterprise である。なお、過去の上位者は、エグジット時の収益の最低 1%を寄付することが求められている¹⁷⁷。Innovate UK Funding は、

¹⁸⁷ British Patient Capital, “British Patient Capital”, <https://www.britishpatientcapital.co.uk/>, 2023 年 7 月 27 日最終閲覧

主として大学・企業等における研究活動のための補助金や融資である。本制度は、中小企業に限られたものではないが、中小企業向けの公募もある¹⁷⁸。

このほか、ファイナンス面の制度ではないものの、Growth Hubs や GOV.UK、Help to Grow 等、オンラインで経営に関する情報やアドバイス、幹部育成プログラム等にアクセスできるネットワークが整備されている⁹⁶。

5.3 フランス

フランスにおける中小企業の創業を支援する仕組みとして、信用保証や融資、出資の他、助成金やアクセラレータプログラム等の支援が挙げられる。そのうち、代表的な創業を支援する取組みについて表 5-7 にまとめた。

表 5-7 フランスにおける創業支援の取組み^{188,189}

区分	実施機関	制度	概要
信用保証	Bpifrance	Garantie création(創業・起業保証)	起業家や創業 3 年以内のスタートアップへの銀行融資に対する信用保証。
融資	Bpifrance	Prêt d’amorçage (シード・ローン)	シードファンド等の投資家からの資金調達を有利に進めるためのシードローン。
融資	Bpifrance	Prêt Nouvelle Industrie(新産業向け融資)	技術的または産業的に高いリスクを伴う新産業の中小企業やスタートアップに対する融資。
融資	非営利団体	Prêt d’honneur (名誉金融)	無利子・無担保の少額融資。Bpifrance や France Initiative、Réseau Entreprendre ¹⁹⁰ 等の非営利団体が国から出資を受け、それを基に中小企業に融資を行うもの。
融資	非営利団体	Microfinance	Adie ¹⁹¹ 等の非営利団体が銀行から資金を借り入れ、これを原資として中小企業向けに融資を実施するもの。
出資	Bpifrance	VC Fund	スタートアップの創造と支援を促進することを目的としたファンド。ディープテック ¹⁹² セクター等へ投資する French Tech Acceleration Fund や、バイオテクノロジーや医療セクターに投資する Biotech and Medtech VC funds 等がある。

¹⁸⁸ Bpifrance, "Our products", <https://www.bpifrance.com/products/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁸⁹ La French Tech, "WELCOME TO LA FRENCH TECH", <https://lafrenchtech.com/en/>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁹⁰ 起業家を支援するコミュニティで、事業計画策定等、起業に必要なノウハウや専門知識を伝える他、名誉金融を実施する等して起業家の成功を支援している。

¹⁹¹ 資本等がない起業家に対して、12,000 ユーロを上限として資金提供する非営利団体。

¹⁹² 特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術のこと。

その他	Bpifrance	Bourse French Tech (Emergence)	高い成長が期待される技術開発等のプロジェクトに対する助成金。
その他	Bpifrance	Startups Accelerator	新技術を活用した製品を有するスタートアップ向けのアクセラレータプログラム。これ以外にも、起業が困難な特定地域における中小企業や中堅企業を支援とするプログラムも実施。
その他	Bpifrance	Euro Quity	企業が投資家やビジネスパートナーとのマッチングを促すプラットフォーム。
その他	Bpifrance	Bpifrance Excellence	有望な 5,000 の企業から成るネットワーク。他の起業家とのネットワーク構築を支援している。“Tribu”というデジタルプラットフォームでは、Bpifrance のメンバー等の他の参加者とコンタクトをとることもできる。
その他	Bpifrance	E-learning	起業家に役立つ e ラーニングの無料のプラットフォーム。
その他	経済財政産業デジタル省	La French Tech	2013 年 11 月にオランド政権の政策の一環として打ち出された、経済財政産業デジタル省の主導によるベンチャー支援プログラム。

出所)三菱総合研究所作成

また、事業承継支援を支援する仕組みの一例として、表 5-8 のような信用保証や出資等を Bpifrance が提供している。日本と同様、フランスにおいても経営者の高齢化と承継件数の不足が指摘されている。経営者が高齢化することで、企業における成長への投資が少なくなり、企業体質も古いままであり、買収しようとする企業も現れにくい。また、そのようにして企業のリスクが高まると、Bpifrance が提供する保証のコストも高まってしまう。そこで、Bpifrance はフランス政府に対して、保証や資金調達、事業の譲り手と買い手に対する支援の三本の柱を中心とする計画を 2024 年に立ち上げるよう提案している¹³¹。

表 5-8 フランスにおける事業承継支援の取組み^{193,194}

区分	実施機関	制度	概要
信用保証	Bpifrance	Garantie Transmission (事業譲渡・買収保証)	中小企業の株式取得や事業買収を資金使途とする融資に対する保証を提供。
出資	Bpifrance	Bpifrance Capital Transmission Investment Fund	譲渡・買収を図る中小企業を含む幅広い規模の企業に対してマイナー出資(出資割合が小さい投資)を実施し、投資ファンドの呼び水とする。

出所)三菱総合研究所作成

本章では、信用保証による支援として Garantie création(創業・起業保証)と Garantie Transmission(創業・起業保証)を、その他の支援としてシードローンを提供する Prêt d'amorçage(シード・ローン)と経済財政産業デジタル省の主導によるベンチャー支援プログラム La French Tech を取り上げる。

5.3.1 信用保証による支援

(1) 【Bpifrance】 Garantie création(創業・起業保証)

Garantie création は、創業 3 年以内の起業家やスタートアップ向けの銀行融資に対して信用保証を提供する制度である。

表 5-9 Garantie création(創業・起業保証)の要件^{195,196}

項目	概要
対象者	創業 3 年以内の中小企業や、中小企業の開業資金とするために借入を行う個人。
資金使途	創業や事業買収による開業、新たな事業の立ち上げ等。

¹⁹³ Bpifrance, "Garantie Transmission", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/garantie-transmission>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁹⁴ Bpifrance, "Fonds d'investissement Bpifrance Capital Transmission", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/fonds-dinvestissement-bpifrance-capital-transmission>, 2023 年 6 月 28 日最終閲覧

¹⁹⁵ Bpifrance, "Garantie création", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/creation/garantie-creation>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

¹⁹⁶ Bpifrance へのインタビュー調査に基づく

保証限度額	150 万ユーロ(複数の保証を利用している場合は 400 万ユーロ)
保証割合	Bpifrance や地域等との共同保証であれば 60%、それ以外は 50%となる。
保証料率・保証手数料	融資額の 1.42%(場合によっては 1.90%)に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 15 年、不動産融資保証の場合は 20 年。
担保	金融機関が徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)
保証	金融機関が徴求可能(債務残高の 50%が上限)
実績	2022 年度の保証設定額 21 億 7,500 万ユーロ、保証件数 57,423 件。

出所)三菱総合研究所作成

(2) 【Bpifrance】 Garantie Transmission(事業譲渡・買収保証)

Garantie Transmission は、中小企業の株式取得や事業買収を資金使途とする融資に対して信用保証を提供する制度である。

表 5-10 Garantie Transmission(事業譲渡・買収保証)の要件^{197,198}

項目	概要
対象者	事業を買収しようとしている中小企業や個人。
資金使途	株式購入や事業買収(被買収企業の従業員数は 250 名以下)。
保証限度額	150 万ユーロ(複数の保証を利用している場合は 400 万ユーロ)
保証割合	地域等との共同保証であれば 70%、それ以外は 50%となる。
保証料率・保証手数料	融資額の 1.00%(場合によっては 1.20%)に保証割合を乗じた金額を保証提供時に一括請求。
保証期間	最長 7 年
担保	金融機関が徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)

¹⁹⁷ Bpifrance, "Garantie Transmission", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/generaliste/garantie-transmission>, 2023 年 7 月 13 日最終閲覧

¹⁹⁸ Bpifrance へのインタビュー調査に基づく

保証	金融機関が徴求可能(債務残高の 50%が上限)
実績	2022 年度の保証設定額 8 億 1,000 万ユーロ、保証件数 4,982 件

出所)三菱総合研究所作成

5.3.2 その他の支援

(1) 【Bpifrance】 Prêt d'amorçage(シード・ローン)

本制度は、シードファンド等の投資家からの資金調達を有利に進めるためのシードローンを提供する融資制度である。資金調達に成功した企業のキャッシュフローを強化し、融資の形で追加資金を提供し、株式の希薄化を防ぎながらその成長を支援するとしている。本融資は、EIF の Pan-European Guarantee Fund のサポートによって実施されている。

表 5-11 Prêt d'amorçage の要件¹⁹⁹

項目	概要
対象者	創業 8 年未満でシードステージにおいて 20 万ユーロ以上の資金を調達できた中小企業(Bpifrance のイノベーション助成金や Bpifrance が開催するコンペティション I-Lab で助成金を獲得している等の条件がある)。
資金使途	資金調達に成功したシードステージの企業のキャッシュフロー強化。
融資額	10 万~100 万ユーロ(資金調達額の 50%まで)。
金利	固定金利または変動金利。
期間	最長 8 年(繰延返済期間 3 年を含む)
担保・保証	不要
その他	シード資金の調達から 3 ヶ月以内に申請する必要がある。

出所)三菱総合研究所作成

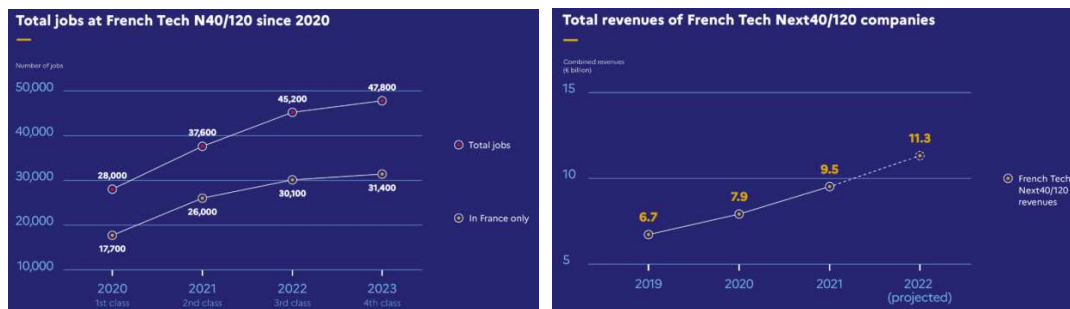
¹⁹⁹ Bpifrance, "Prêt d'amorçage", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/soutien-a-linnovation/pret-damorçage-investissement>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

(2) La French Tech

Bpifrance 等の公的金融機関によるスタートアップ支援以外にも、政策による支援として La French Tech が 2013 年 11 月にオランド政権の下で打ち出されている²⁰⁰。La French Tech ではこれまでいくつものプログラムが実施されている。

例えば、2019 年に開始された French Tech Next 40/120 は、資金調達や収益成長性等の観点で毎年 120 社のスタートアップ企業を選出されている。2022 年にはそれらの企業の資金調達額が最高額に達し、新たに 8 つのユニコーン企業が誕生したとしている。特に、ディープテックやグリーンテック関連企業の成長が著しく、これまで選出されたスタートアップによって 2023 年までにフランスおよび世界で 47,800 人の雇用が創出され、売上規模は合計 113 億ユーロに上るとしている。なお、2023 年に選抜された企業は、プログラム開始以来初めて、GHG 排出量削減やジェンダー指標の改善等、環境や社会問題に係るコミットメントを実施している。

図 5-2 French Tech Next 40/120 の雇用と売上高²⁰¹

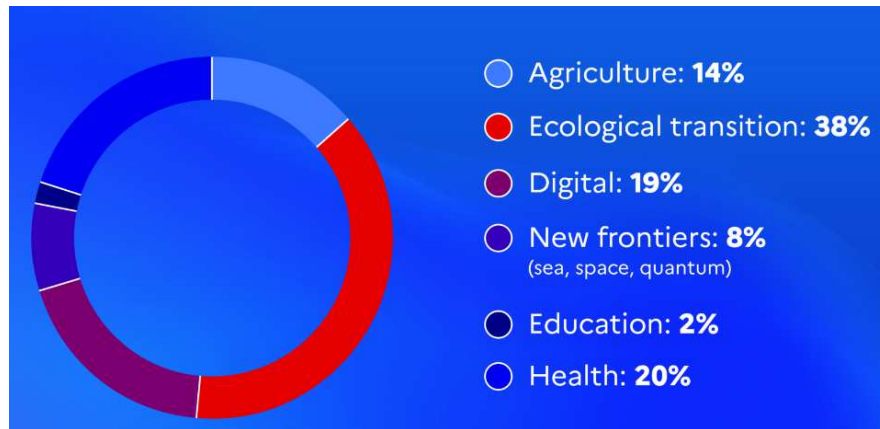


また、French Tech 2030 は、政府の投資戦略フランス 2030 に基づいてスタートアップ企業を選定・支援されるプログラムである。2023 年 6 月、844 件の応募の中から、フランス 2030 の目標の少なくとも 1 つを目的としていること、過去 3 年で 500 万ユーロ以上の資金調達をしていること、フランスに本社を置いていること等の基準によって最初の 125 社が選出された。企業は、企業ネットワークへのアクセスや、金融機関からの資金調達の機会が得られる。なお、選出された企業の 52% が地球環境保護に関するビジネスを展開しており、30% の企業では CEO や共同創業者が女性であった。

²⁰⁰ La French Tech, "What French Tech does for start-ups", <https://lafrenchtech.com/en/how-france-helps-startups/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

²⁰¹ La French Tech, "La French Tech Next 40/120", <https://lafrenchtech.com/en/how-france-helps-startups/french-tech-next40-120/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

図 5-3 French Tech 2030 に選出されたスタートアップ企業²⁰²



5.4 オーストリア

オーストリアにおいても創業・事業承継支援に課題を抱えている。創業・スタートアップ支援については aws と FFG とともに積極的に実施しており、ファイナンスだけではなく、コーチング等の支援にも積極的に取り組んでいる。オーストリアでは、特に革新的な企業に対する支援を中心に取り組んでいるが、スタートアップ企業のうち革新的である企業は限られているのが現状である。そこで、aws では、ビジネス・コンテストを開催して学生に実際に起業を体験させる等、若い時期からビジネスの芽を育てることを目的とした支援策にも積極的に取り組んでいる。コンテストで優秀な成績を納めたチームには、成功した起業家からのコーチングが受けられるプログラム(aws first)で新たに支援を行う等、企業の成長段階に合わせた支援を実施している。

事業承継支援については、オーストリアにおいても日本と同様、後継者不足や資金調達が課題となっている。オーストリアの中小企業研究機関が 2021 年に実施した調査によると、オーストリアでは 2020 年から 2029 年の間に、約 51,500 社の中小企業が事業承継されると見込まれている。これは、オーストリア経済における中小企業(個人事業主を除く)の約 23%に相当する。オーストリアでは中小企業の事業承継を支援するため、地方事業承継促進プログラムが計画されている。このプログラムは 5 年間実施され、総予算は 500 万ユーロの予定である(うち約半分は EU の資金から共同出資される)。500 万ユーロのうち、助言支援に 150 万ユーロ、投資支援に 350 万ユーロが利用される計画である⁶⁴。aws が支援を行っている企業のうち、革新的ではない企業の多くは事業承継に関する課題を抱えている。オーストリアの特徴として、革新的な企業を支援するという考えが根本に存在しており、事業承継支援に関しても単なる承継だけで終わらせるのではなく、そこから新しいアイデアが生まれることを重視しており、ファイナンスによる支援としては株式取得支援などを行っている⁷²。一方で、事業承継のみに特化した支援制度はまだ実施されていない。オーストリアにおけ

²⁰² La French Tech, "La French Tech 2030", <https://lafrenchtech.com/en/how-france-helps-startups/french-tech-2030-en/>, 2023 年 7 月 20 日最終閲覧

る創業支援の取組みを表 5-12 に記載する。

その他の取組みとして、企業の新しい法形態の導入が計画されており、メリットとして会社設立のための形式的要件が大幅に簡素化されることが挙げられる。さらに、創業促進法(NeuFÖG)により、一定条件のもとで企業の新規設立にかかる種々の創業税や創業手数料が免除される⁶⁴。

表 5-12 オーストリアにおける創業支援の取組み^{158,203,204,205}

区分	実施機関	制度	概要
保証	aws	aws Garantie Spezielle Konditionen/Bedingungen: Junge Unternehmen(若い企業)	設立もしくは買収後 6 年の信用保証。
保証	aws	aws Garantie Spezielle Konditionen/Bedingungen: Eigenkapital hebeln(自己資本強化)	設立後 6 年以内の若手企業に対する信用保証。調達したエクイティと同額の融資を受けた際、融資額の 80%を保証。
融資	aws	aws erp-Kredit(aws erp ローン)	会社の設立や近代化、成長、イノベーションに対する融資制度。
融資	FFG	Market.Start	設立 5 年以内の若手企業を対象とした融資制度。市場参入に対する支援を目的としている。
融資・助成金	FFG	Basisprogramm	設立 5 年以内の若手企業を対象とした融資制度。研究開発に対する支援を目的としている。
出資	aws	aws Eigenkapital(aws エクイティ)	オーストリアのスタートアップ企業を対象とした、ベンチャーキャピタルからの出資による支援制度。
その他	aws	aws Gründung im ländlichen Bereich(地方におけるスタートアップ)	創業前1年～創業後5年の企業に対する、返済不要の補助金制度。地方で起業を行う際の資金調達支援を目的とする。
その他	OeHT	Jungunternehmerförderung(若手起業家の育成)	設立から 3 年以内、もしくは設立過程である企業を対象とした助成金制度。

出所)三菱総合研究所作成

²⁰³ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “Setting up a business”, <https://www.aws.at/en/setting-up-a-business/>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

²⁰⁴ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, “Jungunternehmerförderung”, <https://www.oehrt.at/produkte/jungunternehmerfoerderung/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

²⁰⁵ Forschungsförderungsgesellschaft, “FFG Funding”, <https://www.ffg.at/en/Start-up/Foerderungen>, 2023 年 6 月 29 日最終閲覧

5.4.1 信用保証による支援

(1) 【aws】Junge Unternehmen（若い企業）

Junge Unternehmen は、aws が実施する保証制度 aws Garantie の特別な条件下での制度であり、創業または買収から 6 年以内の若手企業に対して信用保証を行うことを目的としている。制度の要件を表 5-13 に示す。

表 5-13 Junge Unternehmen の要件²⁰⁶

項目	概要
対象者	創業または買収から 6 年以内の中小企業が対象。
資金使途	運転資金、設備資金 (創業や事業買収による開業にかかる費用や投資等)
保証限度額	200 万ユーロ
保証割合	最大 80%
保証料率	年率 0.6%以上
保証手数料	融資額の 0.25%
保証期間	最長 10 年
担保・保証	aws Garantie と同様

出所)三菱総合研究所作成

(2) 【aws】Eigenkapital hebeln（自己資本強化）

Eigenkapital hebeln(自己資本強化)も、Junge Unternehmen と同様、aws Garantie の一類型であり、創業 6 年以内の中小企業の資金調達促進を目的とした信用保証制度である。エクイティによる資金調達と同額の融資を受けることで自己資金を倍増させる際、その融資に対して最大 80%を aws が保証する。

²⁰⁶ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Garantie - spezielle Konditionen/Bedingungen: Junge Unternehmen”, <https://www.aws.at/aws-garantie/junge-unternehmen/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

表 5-14 Eigenkapital hebeln の要件²⁰⁷

項目	概要
対象者	創業または買収から 6 年以内の中小企業が対象。
資金使途	運転資金、設備資金（企業活動を活性化させるための資金）
保証限度額	200 万ユーロ
保証割合	最大 80%
保証料率	年率 0.6%以上
保証手数料	融資額の 0.25%
保証期間	最長 10 年
担保・保証	徴求不可
実績	2022 年の保証額 3,085 万ユーロ、保証件数 66 件。

出所)三菱総合研究所作成

5.4.2 その他の支援

(1) 【aws】aws erp-Kredit（aws erp ローン）

aws erp-Kredit は、会社の設立や近代化、企業成長のための投資を目的とした低金利融資である。本制度の要件を表 5-15 に示す。

²⁰⁷ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Garantie - spezielle Konditionen/Bedingungen: Eigenkapital hebeln”, <https://www.aws.at/aws-garantie/eigenkapital-hebeln/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

表 5-15 aws erp-Kredit の要件²⁰⁸

項目	概要
対象者	規模や分野に制限はなく、全ての企業。
資金使途	運転資金、設備資金(イノベーションと成長のための資金)
融資額	10,000 ユーロから 3,000 万ユーロ
融資期間	据置期間(0.5~5 年)を含めて 6~12 年

出所)三菱総合研究所作成

(2) 【aws】aws Gründung im ländlichen Bereich (地方におけるスタートアップ)

地域にとって付加価値のある、革新的なプロジェクトの立ち上げや事業開発を目的とした助成金の制度。既に終了した制度であり、新たな募集は行っていない。

表 5-16 aws Gründung im ländlichen Bereich の要件²⁰⁹

項目	概要
対象者	農林業を除いた全ての分野で、創業前 1 年から創業後 5 年以内の中小企業。
資金使途	運転資金、設備資金(プロジェクト関連費用や機械等の資材や無形資産への投資費用等)
助成金額	最大 5 万ユーロ
期間	最長 2 年

出所)三菱総合研究所作成

(3) 【aws】aws Eigenkapital (aws エクイティ)

オーストリアのスタートアップ企業を対象とした、ベンチャーキャピタルからの出資による支援制度。

²⁰⁸ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws erp-Kredit”, <https://www.aws.at/aws-erp-kredit/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

²⁰⁹ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Gründung im ländlichen Bereich”, <https://www.aws.at/aws-gruendung-im-laendlichen-bereich/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

起業家のアイデアを促進し、企業の市場参入を支援することを目的としている²¹⁰。

表 5-17 aws Eigenkapital の概要²¹⁰

項目	概要
対象者	以下の条件を満たすオーストリアのスタートアップ企業が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員数:50 人未満 ● 売上高:1,000 万ユーロ以下
資金使途	設備投資や運転資金、革新的な製品やサービスの市場投入、国際化、新規市場開拓等。
出資額	10万ユーロから300万ユーロ
期間	最長10年

出所)三菱総合研究所作成

(4) 【OeHT】 Jungunternehmerförderung (若手起業家の育成)

OeHT は、観光・レジャー産業における中小企業の設立や、事業継承の支援を目的として Jungunternehmerförderung という制度を実施している。対象企業は OeHT による資金提供(融資や補助金等)を組み合わせる利用することが可能だが、基本的には起業や買収に伴う投資に対する補助金を提供する。

表 5-18 Jungunternehmerförderung の要件²¹¹

項目	概要
対象者	観光・レジャー産業の中小企業、かつ申請時に設立 3 年以内もしくは設立途中である企業。かつ、オーストリア連邦経済会議所 (Wirtschaftskammer Österreich; WKÖ)の観光・レジャー産業部門の会員である、もしくは会員になる意向がある企業。
資金使途	設備投資(会社の設立または買収に関連して資産計上される無形・有形を含む固定資産)
助成金額	5 万ユーロから 50 万ユーロのプロジェクトに対し、最大 7.5%

出所)三菱総合研究所作成

²¹⁰ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Eigenkapital”, <https://www.aws.at/aws-eigenkapital/>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

²¹¹ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, “Jungunternehmerförderung”, <https://www.oehrt.at/produkte/jungunternehmerfoerderung/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

(5) 【FFG】 Basisprogramm

技術分野や企業・プロジェクト規模を問わず幅広い企業およびプロジェクトを対象とした制度。スタートアップ企業から大企業まで、オーストリアの全ての企業が対象となっており、革新性、プロジェクトの技術的難易度、経済的利用の見通し、未来志向等が主な基準となっている¹⁵⁸。

資金は補助金と融資の組み合わせによって提供され、通常の場合プロジェクト費用の50%まで支援する。既に創業されているスタートアップ企業の場合や、連邦州と共同出資する場合は、最大70%の資金が提供される。提供期間は通常1年間で、プロジェクトが長期にわたる場合は継続申請を行うことも可能である。Basisprogramm は研究・開発プロジェクトに対する支援であり、後述のMarket.Start は企業の市場参入に対する支援である¹⁵⁸。

表 5-19 Basisprogramm の要件²¹²

項目	概要
対象者	設立5年未満の企業。
資金用途	市場性の高い製品・サービスの開発。主に研究・開発プロジェクトに対する資金を提供する。
融資額上限	融資対象となる費用の50%(最大25万ユーロ)
金利	年率2%
期間	最長3年

出所)三菱総合研究所作成

(6) 【FFG】 Market.Start

オーストリアに本社を置く設立5年未満の企業を対象として、市場参入の支援を行う融資制度である。Basisprogramm とは異なり、小規模企業に分類されるスタートアップ企業が支援の対象であり、FFG のインパクト・イノベーション等を完了していることが前提条件になっている。資金用途は、主に市場確立のための関連費用(マーケティングや顧客獲得、見本市への出展等)を想定している¹⁵⁸。

²¹² Forschungsförderungsgesellschaft, “Basisprogramm 2023”, <https://www.ffg.at/ausschreibungen/basisprogramm>, 2023年12月6日最終閲覧

表 5-20 Market.Start の要件²¹³

項目	概要
対象者	設立 5 年未満の企業。
資金使途	市場性の高い製品・サービスの開発。主に市場参入に必要な資金を提供する。
融資額上限	融資対象となる費用の 50%(最大 25 万ユーロ)
金利	年率 2%
期間	最長 3 年

出所)三菱総合研究所作成

(7) 【FFG】スピノフ・フェローシップ・プログラム

スイスの「スピノフ・フェローシップ」を参考にした起業家支援の取組み。商品・サービスの開発に専念できる環境を提供するとともに、起業や市場参入等、ビジネスに関する基礎知識の教育等を実施する。例えば、起業家を 1.5 年間大学に在籍させ、そこでアイデアの商品化に必要な研究を行い、それと同時に FFG がビジネスのノウハウについて教育を行う等の取組みがあり、参加者のうち 7 割が実際に起業に成功した¹⁵⁸。

表 5-21 スピノフ・フェローシップ・プログラムの概要²¹⁴

項目	概要
資金提供者	連邦教育・科学・研究省(Bundesministerium Bildung, Wissenschaft und Forschung; BMBWF)
対象者	学士以上の学位を有し、研究・起業に意欲のある者。
資金使途	人件費や旅費、材料費、等
資金調達額	10 万ユーロ～50 万ユーロ/1 プロジェクト
期間	1 年～1.5 年

出所)三菱総合研究所作成

²¹³ Forschungsförderungsgesellschaft, “Markt.Start 2023”,
<https://www.ffg.at/ausschreibungen/marktstart>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

²¹⁴ Österreichische Forschungsförderungsgesellschaft, “Spin-off Fellowships - Programm”,
<https://www.ffg.at/spin-off-fellowships/Programm>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

6. ポストコロナにおける中小企業支援

6.1 本章の概要

本章では、イギリス・フランス・オーストリアの各国におけるポストコロナにおける取組みを紹介する。特に、新型コロナ支援の現在の状況や今後注目されている GX や DX への取組みを中心にまとめる。

まず、欧州 3 カ国における新型コロナに対する政府支援策は、日本と比較して比較的短期間で実施され、手厚い支援によって新型コロナ禍におけるデフォルト率は低い水準に抑えられていた。政府支援策が終了することでデフォルト率が上昇傾向にあるものの、新型コロナ前の水準にまで戻っただけであり、フランスやオーストリアでは新型コロナ支援融資の 50% が既に返済されている等、中小企業の返済や信用保証機関の収支悪化等の懸念はほとんどない。

また、中小企業の GX や DX 支援に対する関心は近年高まりつつあり、欧州 3 カ国ともに制度を整備しているが、今後はさらに拡充していくとしている。

表 6-1 ポストコロナにおける各国の取組み

項目		イギリス	フランス	オーストリア
新型コロナ対応	新型コロナ禍における支援	新型コロナ支援として 3 つの保証制度(BBSL・CBILS・RLS)が実施された。	主要な PGE という保証制度だけでなく、中堅・大企業まで幅広い企業を対象とする制度を整備。	新型コロナ支援として信用保証が提供されたが、補助金による支援が手厚く、その規模は信用保証の 10 倍程度に上る。
	ポストコロナに向けた対応	上記の支援により融資額は一時的に増加したものの返済オプションの導入等により中小企業の返済は懸念されていないが、政府はモニタリングを続けている。	既に新型コロナ支援の 50% が返済されており、返済できない恐れのある企業は限定的。デフォルトも新型コロナ前と同水準に抑えられている。	支援の多くが補助金であったため、返済に対する懸念はない。融資についても 50% が既に返済されており、8 割が返済可能と見込まれている。
GX 支援		BBB には GX 支援に特化した支援制度はなく、一般的な制度を GX に活用するケースが多い。	Bpifrance が GX 支援に特化した信用保証や融資による支援制度を設けており、今後も拡充に向けて取組むとしている。	GX/DX 支援に関する信用保証制度として、aws の Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung(環境持続可能性とデジタル化)が存在する。
DX 支援		GX 支援と同様、DX のための支援制度はない。過去には補助金制度があったものの、あまり活用されずに廃止となった。	Bpifrance による DX 支援に特化した信用保証制度が存在するが、2023 年末で終了予定。それ以外には融資制度等が用意されている。	aws だけでなく、FFG も補助金制度等を用意している。

出所)三菱総合研究所作成

6.2 新型コロナ支援

6.2.1 イギリス

(1) 新型コロナ禍における支援

新型コロナ禍において、中小企業に対して政府から提供された保証制度として、Bounce Back Loan Scheme (BBLs)、Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)、および前述の RLS(Phase1, 2)が挙げられる。BBLs と CBILS の概要と実績を表 6-2 に示した。いずれも 2021 年 3 月末に受付終了しており、その翌月より RLS が開始された。

表 6-2 新型コロナ禍における中小企業向けの保証制度

項目	BBLs	CBILS
実施期間	2020 年 5 月～2021 年 3 月末	2020 年 4 月～2021 年 3 月末
対象者	売上に関わらず、イギリスを拠点とするほぼすべての事業者。2019 年 12 月 31 日時点で「資金的に困難な事業」である事業者は対象外。BBLs を利用した融資は輸出関連事業には利用することができない。	イギリスを拠点とし、年間売上高 4,500 万ポンド以下の事業者。「資金的に困難な事業」である事業者は対象外(ただし、従業員 50 人未満かつ年間売上高 900 万ポンド未満の事業者で合って、倒産手続きや救済・再建支援に該当しない場合は対象)。
資金用途	運転資金	運転資金
保証限度額	年間売上高の 25% (2,000 ポンド～50,000 ポンド)	証書貸付や当座貸越の場合、最低 50,001 ポンド。資産担保融資、売上債権担保融資のみを提供する金融機関の場合は、それ以下の金額の融資についても提供可能。融資形式に関わらず 500 万ポンドが上限。
保証割合	保証枠の残高(元本と利息の両方)に対し、政府保証の全額保証(100%)を貸し手に提供。	保証枠の残高(元本のみ)に対し、80%。
保証手数料	なし	融資 1 件毎に金融機関に請求。
保証料	なし	なし

保証期間	最長 6 年	最長 6 年(当座貸越と売上債権担保融資は最長 3 年)
保証対象となる融資金利	年利 2.5%の固定。事業者が金融機関に支払う融資手数料は無い(1年間無利子)。	金融機関所定の金利(1年間無利子、融資手数料政府負担)。
担保	徴求可能(主たる個人邸宅や自家用車に対する抵当権は設定しない)	徴求可能(主たる個人邸宅や自家用車に対する抵当権は設定しない)
保証	徴求不可	250,000 ポンド未満:徴求不可 250,000 ポンド以上:徴求可能だが、回収額の上限は未払い残高の最大 20%
2021 年 5 月時点における貸出金額実績(残高)	473.6 億ポンド	263.9 億ポンド
2021 年 5 月時点における利用事業者数実績(申請事業者数)	1,560,309 先(2,094,858 先)	109,877 先(251,342 先)

出所) BBB²¹⁵、²¹⁶、イギリス政府²¹⁷より三菱総合研究所作成

BLS では、2020 年 9 月に Pay As You Grow という返済オプションが導入された²¹⁸。Pay As You Grow は、①固定金利 2.5%で 6 年から最長 10 年まで延長可能、②月々の返済について、最長 6 か月間金利のみの支払いとすることができ、融資期間中 3 回まで利用可能、③最長 6 か月間返済を猶予することができる。借り手はこれらのオプションを利用することで、返済が猶予された分だけ足許の返済条件は緩和されるが、借入期間は長くなり、当初よりも多くの金利を支払うこととなる。それ以外にも、表 6-3 に示したような給付金や付加価値税(VAT)の引き下げ等が実施され

²¹⁵ British Business Bank, “FAQs for Small Businesses: Bounce Back Loan Terms”, https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/bounce-back-loans/faqs-for-small-businesses/#_ftnref5, 2023 年 8 月 29 日最終閲覧

²¹⁶ British Business Bank, “FAQs for SMEs: Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-scheme-cbils-2/cbils-faqs-for-smes/>, 2023 年 8 月 29 日最終閲覧

²¹⁷ HM Treasury, “HM Treasury coronavirus (COVID-19) business loan scheme statistics”, <https://www.gov.uk/government/collections/hm-treasury-coronavirus-covid-19-business-loan-scheme-statistics#Coronavirus-Business-Interruption-Loan-Scheme>, 2023 年 8 月 29 日最終閲覧

²¹⁸ British Business Bank, “Bounce Back Loan Scheme (BLS) repayment – Pay As You Grow”, <https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/bounce-back-loans/pay-as-you-grow/>, 2023 年 8 月 29 日最終閲覧

た。

表 6-3 イギリスにおける、その他の支援政策

施策	主な取組内容
Coronavirus Job Retention Scheme(一時帰休従業員給与の部分給付)	一時帰休となる従業員の未収労働時間分の基本給について、政府が月2,500ポンドを上限に給与の80%を給付。
Coronavirus Statutory Sick Pay Rebate Scheme(疾病手当給付)	新型コロナウイルスによる自己隔離を理由とする従業員の法定疾病手当を給付。従業員250名未満の企業に限定。
VAT 支払い繰り延べ	2020年3月20日～6月30日の間に納税すべきVATの支払いを猶予。延滞金・利子は課さない。
VAT 引き下げ	飲食店や宿泊施設、映画館等の娯楽施設におけるVATを一部引き下げ。

出所)JETRO ロンドン事務所⁵より三菱総合研究所作成

(2) ポストコロナに向けた対応

新型コロナに関する施策は全て受付を終了しており、2023年のBBBのSME Reportでは、新型コロナを原因とした収支悪化よりも、物価上昇等が課題として取り上げられている²¹⁹。

図3-3を見ると、2020年には、融資による支援の拡大により、中小企業に対する合計融資額が史上最高となったことが分かる⁵³。一方、2022年には史上2番目の最高値を記録したが、それは主にインフレやチャレンジャー・バンク²²⁰等による貸出が増えたことが原因とBBBは結論付けている²¹⁹。2021年11月のBoEによるレポートでは、中小企業における融資額は新型コロナを受けて増えているが、多くの中小企業は問題なく返済ができると評価している²²¹。その根拠として、新規融資のほとんどが政府による信用保証制度を利用した融資であり、通常の融資よりも返済期間が長く、金利が低く設定されていることや、一部の制度には”Pay As You Grow”という成長に応じた返済オプションが導入されている点が挙げられている。また、融資を利用している中小企業のうち、32%が返済のために十分な現金を有しているとしている。

新型コロナの流行により中小企業の債務は大幅に増加したが、政府の短期的な経済支援策により、倒産件数は低く抑えることができていた。CBILS や BBLIS によって中小企業の負債は新型コロナ禍以前よりも増加しているとはいえ、イギリスの中小企業全体における負債水準は低水準に止まっている。経済情勢は依然として厳しいため、中小企業の金融へのアクセスや信用力、債務不履行等に

²¹⁹ British Business Bank, “Small Business Finance Markets Report 2023”, <https://www.british-business-bank.co.uk/research/small-business-finance-markets-report-2023/>, 2023年8月29日最終閲覧

²²⁰ 銀行サービスを行う事業者であるが、実店舗を持たず、モバイルアプリ内ではほぼすべてのサービスを提供するFintech企業のこと。

²²¹ Bank of England, “The impact of the Covid pandemic on SME indebtedness”, <https://www.bankofengland.co.uk/bank-overground/2021/the-impact-of-the-covid-pandemic-on-sme-indebtedness>, 2023年8月29日最終閲覧

関するあらゆるデータ・ソースを注視し、新型コロナ支援の剥落による影響を把握する必要があるとしている。

なお、2020 年末から 2021 年初めにかけて、中小企業の再建・清算を促進するための破綻処理スキームや資本再構成スキームの潜在的な必要性について、BBB および政府で議論されたが、現在に至るまで具体的な措置は講じられず、議論の俎上にも上らなくなった^{96,100}。

6.2.2 フランス

(1) 新型コロナ禍における支援

フランスでは、新型コロナ以前から、一時的に休業せざるを得なくなった従業員の給与を企業や政府が一部補填する一時帰休制度が整備されており、新型コロナによる影響を受けた企業の多くが利用申請をした。また、経済的に影響を受けた企業のために連帯基金²²²が設立される等、様々な企業支援策が講じられた。

その1つが銀行融資を促す国家融資保証(prêt garanti par l'État; PGE)である。PGEは、2020年3月に開始された3,000億ユーロ規模の保証制度であり、2022年6月30日に終了している。なお、観光業に特化した制度も後日実施された。

表 6-4 国家融資保証(PGE)の要件²²³

項目	概要
実施期間	2020年3月～2022年6月
対象者	企業の規模や業種を問わない全事業者
保証限度額	2019年の月商の最大3ヶ月分(イノベティブな企業の場合は2019年1月以降の2年分の給与)
保証割合	中小・中堅企業90% 大企業70%、80%(売上高に応じて変動)
保証料率	0.25%～2.0%(企業規模や保証期間に応じて変動)
保証期間	最長6年(据置期間2年を含む)

²²² 2020年3月、行政措置により休業を余儀なくされた従業員数50人未満の全ての企業に対し、最大で月額1万ユーロの支援金を支給するもの。休業しない場合でも、従業員数が50人未満で、新型コロナの影響で売上高が50%以上減少していれば、観光・イベント・スポーツ・文化関連業については最大で月額1万ユーロ、その他の業種については最大で月額1,500ユーロの支援金を支給する。

²²³ Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, "Coronavirus COVID-19 : soutien aux entreprises", <https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/prest-garanti-par-letat#pge>, 2023年12月7日最終閲覧

融資金利	返済年数に応じて1%~2.5%の金利が適用される
担保・保証	不要

出所)三菱総合研究所作成

2022年1月のインタビューにおいて、ブリュノ・ル・メール経済・財務・復興相は、PGE を利用した69万7,000社(当時)のうち、2022年の春に返済期限を迎える2万5,000社~3万社に対して、返済が困難な零細企業を対象として返済猶予期間を6ヶ月延期することや、返済期間を6年から10年まで延長する等の救済策を実施する意向を示した²²⁴。

PGE 以外にも与信枠確約保証や新型コロナ資金繰り強化保証等、様々な保証制度が設けられ、中小企業だけでなく中堅・大企業も幅広く支援対象とされていることがわかる。

(2) ポストコロナに向けた対応

新型コロナ禍では、フランス全体で1,450億ユーロが融資されたが、そのうち中小企業向けは890億ユーロ(78万8,000件)であった。PGEの融資期間は1~6年程度であるが、これらの保証付き融資の84%が2020年に実施されたものであり、返済は2022年から2026年に集中することが予想されている。現在、融資残高は当初の融資額の50%であり、既に50%が返済されている。数%程度の中小企業が返済できない可能性があるが、その場合の救済措置は上述の零細企業対象の救済策以外にはなく、法的処理に入ることとなるが、その数は限定的と見込まれている。政府による保証融資は金利も低く、中小企業の負担も大きくないと認識されている²²⁵。

Bpifrance では、コロナ支援によって信用保証機関の収支が悪化する等の課題は認識されていない。新型コロナ禍では政府による支援策によって、2020年と2021年のデフォルト率は著しく減少しており、その傾向は2022年7月まで続いている。それ以降、デフォルト率は増加したものの、2019年(新型コロナ前)の水準にとどまっている。なお、デフォルト率の水準は高くないものの、増加傾向にあり、建設・公共工事産業が突出して高い¹³¹。

6.2.3 オーストリア

(1) 新型コロナ禍における支援

オーストリア政府は新型コロナ禍において、信用保証だけでなく、つなぎ融資や税金、社会保険料等、様々な企業支援を実施した。aws は2022年まで保証割合100%の信用保証制度等を実施していたが、新型コロナ禍における中小企業支援の多くは補助金により賄われており、awsの信用保証(2021年度実績で保証融資額約3.2億ユーロ、承認件数約2,000件⁷²)と比較して、国からの

²²⁴ JETRO, 「フランス政府、観光関連セクター向け支援措置を発表」,

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/4eb5abbd587bcbe.html>, 2023年12月7日最終閲覧

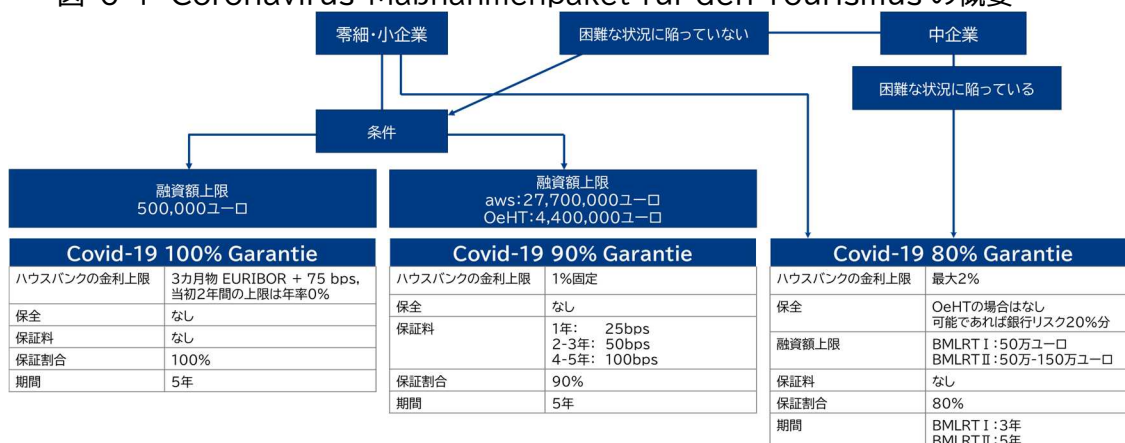
²²⁵ Bpifrance と SIAGI へのインタビュー調査に基づく

補助金はその10倍程度の規模にまで上った。また、新型コロナ禍での資金援助はEUからの財源で賄った部分もあるが、大部分は国家財源によって賄われていた。オーストリアは新型コロナ禍における支援額が欧州第2位であったことから、非常に手厚い支援が行われていたことが分かる。一方で、そのほとんどが補助金によるものであったことから、中小企業の過剰債務等の問題はあまり議論されていない。現在は新型コロナ禍における支援は終了しており、融資の50%がすでに返済されている。一部返済できない企業も存在する可能性はあるが、80%程度は返済可能と考えられている^{64,72}。

オーストリアでは前述の通り、新型コロナ禍において手厚い支援がなされたが、新型コロナ禍に限らず、主に経済低迷時には、全ての企業を対象として、投資や補助金による政策が検討される。現在ではポストコロナを迎え、オーストリアの関心はウクライナ危機による光熱費の高騰、気候変動等へ移行している。光熱費高騰に対しては、補助金制度が開始されている他、気候変動に対しても、CO2排出量を削減した企業がより支援を受けられるような仕組みの検討等、2040年までのカーボンニュートラルの実現に向けた取組みが進められている⁶⁴。

オーストリアにおける信用保証制度として、awsがaws Garantie Spezielle Konditionen/Bedingungen: Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" (新型コロナに関連するつなぎ融資保証)を、OeHTがCoronavirus-Maßnahmenpaket für den Tourismus(新型コロナ観光対策パッケージ)を実施した。名称は異なるが、同じ建付けの保証制度であり、観光・レジャー産業の企業に対して440万ユーロまでOeHTが保証するが、それ以上はawsが保証を実施する等、対象企業の実業分野や金額によって保証機関が分けられている。Coronavirus-Maßnahmenpaket für den Tourismusの概要について下図に示した。

図 6-1 Coronavirus-Maßnahmenpaket für den Tourismusの概要



aws Garantie Spezielle Konditionen/Bedingungen: Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise" (新型コロナに関連するつなぎ融資保証)は、新型コロナにより売上・収益に影響を受けた企業に対する運転資金を資金用途とする融資の円滑化を目的とした制度である。また、Coronavirus-Maßnahmenpaket für den Tourismus

im Überblick(新型コロナ観光対策パッケージ)は、観光・レジャー産業の中小企業に特化した保証制度であり、ハウスバンクからのつなぎ融資を OeHT が保証し、一時的に保証料や手数料のコストも OeHT が負担する²²⁶。これらの制度自体は 2022 年 6 月 15 日に募集を終了している。制度の要件は表 6-5 の通り。

表 6-5 Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der "Coronavirus-Krise"の要件²²⁷

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業・自営業者 ● 農業や漁業、養殖業、および観光・レジャー産業の企業 <ol style="list-style-type: none"> ① 零細・小企業もしくは EU が定義する「資金的に困難な状況」に陥っていない中企業と大企業 ② 零細・小企業もしくは EU が定義する「資金的な困難な状況」に陥っていない中企業 ③ 零細・小企業、中企業
資金使途	運転資金
保証限度額	<ol style="list-style-type: none"> ① 50 万ユーロ ② 2,770 万ユーロ(OeHT の場合は 440 万ユーロ) ③ 150 万ユーロ
保証割合	<ol style="list-style-type: none"> ① 最大 100% ② 最大 90% ③ 最大 80% ※詳細は図 6-1 を参照
保証料率	②のみ必要。初年度は 0.25%、2～3 年目は 0.5%、4 年目以降は 1%となる。
保証手数料	②のみ必要。手数料は企業規模と保証期間に応じて決定する。
保証期間	最長 5 年
担保・保証	不要。③の場合、金融機関リスク分(20%)のみ徴求可能(aws)。
実績	2022 年の保証融資額 5,083 万ユーロ、保証件数 300件

出所)三菱総合研究所作成

²²⁶ Österreichische Hotel- und Tourismusbank, "Coronavirus-Maßnahmen-paket für den Tourismus", <https://www.oeht.at/produkte/coronavirus-massnahmenpaket-fuer-den-tourismus/>, 2023 年 12 月 7 日最終閲覧

²²⁷ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, "aws Garantie – spezielle Konditionen/Bedingungen: Überbrückungsgarantien im Zusammenhang mit der „Coronavirus-Krise“, <https://www.aws.at/aws-garantie/ueberbrueckungsgarantie/>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

(2) ポストコロナに向けた対応

オーストリアにおけるコロナ禍での中小企業支援は、その多くが補助金により賄われた。その額は aws の信用保証制度による保証額の約 10 倍程度となっており、ポストコロナにおいて過剰債務に陥る中小企業が増加すること等はあまり懸念されていない。現在、オーストリアの中小企業の約 16%が債務超過に陥っているが、これはコロナ以前と比較して減少している。一方で、コロナ禍において莫大な金額を企業支援のための補助金にあてたことで、政府が財政難に苦しんでいることを問題視する声もある^{28,64}。

なお、保証よりも補助金の方が多額だったことや、コロナ禍での融資はすでに多くが返済されていること等から、aws・FFG とともに収支悪化等の兆候は見受けられない。

6.3 グリーン・トランスフォーメーション支援

6.3.1 イギリス

BBB は、2021 年 10 月に”Smaller Businesses and the Transition to Net Zero”というレポートを発表している²²⁸。当該レポートによれば、イギリス企業の GHG 排出量のうち、中小企業による排出は半分程度を占めているが、多くの中小企業はネットゼロへの移行に関して初期的な段階にある。特に、第一次産業に近い事業セクターや運搬業等は後れを取っている。中小企業が GX に向けたアクションが取れない理由として、コストの高さや実現可能性の低さが最も多く挙げられており、融資等の金融へのアクセスはトランジションを促す解決策の一つとして、BBB が何らかの支援策を検討していくとしている。

一方で、BBB による GX に関する融資保証制度等の支援策は、2023 年 8 月時点では特に発表されていない。銀行はネット・ゼロ戦略を策定・実施するために、金融(商品等)と金融以外(ニーズの確認、民間金融との協働、ESG 報告や ESG データの整備・確認、持続可能性のための中小企業への融資に関する OECD プラットフォームへの支援のような活動)の対応策を検討している。

2019 年および 2023 年のグリーンファイナンス戦略では、”Greening finance”(戦略、報告、データ、測定等)、および”Financing Green”(プログラムや金融商品の展開等)の枠組みが提示された。これまでは”Greening Finance”に取り組んできたが、2023 年中に信用保証やポートフォリオ保証を含む”Financing Green”に移行する予定である。

なお、BBB には GX に特化した資金支援プログラムは存在しないものの、すでに約 5 億ポンドのグリーンテックへの投資を支援しており、中小企業の希望に応じて BBB が実施する現行プログラムを GX 支援に利用できるようにしている。実際に下表に記載した支援策における資金獲得事例を見ると、GX 関連の案件もある等、中小企業の GX への関心が高まっていることが分かる。さらに、GX

²²⁸ British Business Bank, “Small businesses and the transition to net zero”, <https://www.british-business-bank.co.uk/research/smaller-businesses-and-the-transition-to-net-zero/>, 2023 年 8 月 2 日最終閲覧

関連の取組(ヒートポンプへの切替等) に対する政府による補助金が増額される等、足許で政府が GX へ焦点を当てていることも窺われる^{5,96,100}。イギリス政府による GX 支援策を表 6-6 に示した。

表 6-6 イギリス政府による GX を支援する金融政策

制度名	実施主体	概要
Industrial Energy Efficiency Accelerator	エネルギー・安全保障・ネットゼロ省 (Department for Energy, Security and Net Zero; DESNZ)	GHG 排出量の削減を実現する技術開発者と、その技術を試験的に導入する企業とのパートナーシップを、助成金によって支援する制度。
Industrial Energy Transformation Fund	DESNZ	エネルギー使用量の多い企業がエネルギー効率と低炭素技術に投資することで、エネルギー料金と二酸化炭素排出量を削減できるよう支援する制度。コンテストの勝者は助成金を受けることができる。
VAT 免除	HMRC	イングランド・ウェールズおよびスコットランドにおいて、省エネルギー材料(Energy-saving materials; ESMs)を提供・設置する事業者に対して、VAT(付加価値税)を免除する制度。
Workplace Charging Scheme	Office for Zero Emission Vehicles (Department for Transport と DESNZ の一部)	電気自動車の購入、チャージポイントの設置にかかる初期費用の最大 75%を補助する制度。

出所)IEEA²²⁹, DESNZ²³⁰, OZEV²³¹, HMRC²³²より三菱総合研究所作成

例えば、Industrial Energy Efficiency Accelerator は、GHG 排出量の削減を実現する技術の開発者と、その技術を試験的に導入する企業とのパートナーシップを支援する制度である。中小企業に限ったものではない点に留意が必要である。本制度は、パートナーシップを通じた技術の開発・改善に対して、グラントとして資金を提供する制度である²²⁹。2017 年の開始以降、Phase 1 と Phase 2 を通して、イギリス政府から総額 810 万ポンド授与され、16 のプロジェクトが支援さ

²²⁹ The Industrial Energy Efficiency Accelerator, “The Industrial Energy Efficiency Accelerator (IEEA)”, <https://programmes.carbontrust.com/ieea/>, 2023 年 8 月 2 日最終閲覧

²³⁰ Department for Energy, Security and Net Zero, “Industrial Energy Transformation Fund”, <https://www.gov.uk/government/collections/industrial-energy-transformation-fund>, 2023 年 8 月 3 日最終閲覧

²³¹ Office for Zero Emission Vehicles, “Workplace Charging Scheme: guidance for applicants”, <https://www.gov.uk/guidance/workplace-charging-scheme-guidance-for-applicants>, 2023 年 8 月 3 日最終閲覧

²³² His Majesty’s Revenue and Customs, “The Value Added Tax (Installation of Energy-Saving Materials) Order 2022”, <https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-the-vat-treatment-of-the-installation-of-energy-saving-materials-in-in-great-britain/the-value-added-tax-installation-of-energy-saving-materials-order-2022>, 2023 年 8 月 3 日最終閲覧

れた。参画申請が通ったプロジェクトに対しては、プロジェクトの必要資金のうち 40～60%にあたる資金が負担される²³³。なお、本プログラムは、元々BEISの管轄下にあったが、2023年発足後はDESNZの管轄下となった。資金源はイギリス政府であるが、マネジメントはCarbon Trust²³⁴がJacobs²³⁵と共に実施している。

また、2019年10月に結成されたBankers for Net Zero(B4NZ)では、BBBやイギリスの主要な銀行がメンバーとして参加しており、ネット・ゼロに向けて政府や銀行に働きかけている²³⁶。2022年9月には、中小企業におけるGHG排出量削減のために銀行が対応すべきことについて言及したレポートを発表している²³⁷。

6.3.2 フランス

BpifranceのGXに対する信用保証は、小規模ながら一部で利用されている。グリーン保証は、個々の事業案件に対して実施される他、中小企業の環境負荷低減やエネルギー性能の向上等を目的としたポートフォリオ保証としても実施される(保証割合80%、保証限度額は150万ユーロ)。Bpifranceは、現行の保証制度よりも手数料を引き下げ、保証割合を高めた新たな保証制度を拡充したいと考えており、具体的には2024年に環境・エネルギー転換事業支援策(プラン・クリマ)を展開するとしている。1月からは個別契約(ケース・バイ・ケース)を、7月からは委任契約によるグリーン保証(グリーン・オファー)の開始を予定している。グリーン保証のプロジェクトは全てデジタルプラットフォームに掲載され、各プロジェクトがどのようにGXに資するかがわかるような仕組みになるとしている¹³¹。その他にもBpifranceによる中小企業のGX支援として、表6-7のような制度が設けられている。

表 6-7 Bpifranceのグリーン・トランジション支援の例²³⁸

制度	概要
Prêt Vert(グリーンローン)	中小企業における環境・エネルギー関連の投資資金を融資制度。
Prêt Vert ADEME (ADME グリーンローン)	中小企業における環境・エネルギー関連の投資資金に対する無担保の融資で、ADEME(生態系移行庁)が支援する制度。

²³³ Carbon Trust, “Industrial Energy Efficiency Accelerator (IEEA)”, <https://www.netregs.org.uk/media/1878/ieea-flyer-13122021.pdf>, 2023年8月2日最終閲覧

²³⁴ イギリス政府が出資する非営利企業。世界各国の企業や政府と連携し、気候変動対応にかかる支援を提供している。

²³⁵ 50か国以上で、建設、都市づくり、環境、医療、宇宙等、幅広い分野のサービスを提供するアメリカの企業。

²³⁶ Bankers for Net Zero, “Our Team”, <https://www.bankersfornetzero.co.uk/about-us/>, 2023年8月29日最終閲覧

²³⁷ Bankers for Net Zero, “Scoping Exercise, The Role of Banks in Reducing GHG Emission of UK SMEs”, <https://www.bankersfornetzero.co.uk/wp-content/uploads/2022/09/Smart-Data-Foundry-B4NZ-Scoping-Exercise-Full-report-September-2022-Final-version.pdf>, 2023年8月29日最終閲覧

²³⁸ Bpifrance, “Financement de projets énergies/environnement”, <https://www.bpifrance.fr/nos-solutions/financement/financement-expertise#section-5985>, 2023年7月24日最終閲覧

Prêt Économies d'Énergie(省エネローン)	省エネ設備への投資に対する融資制度。
Prêt Méthanisation ADEME(ADME メタンローン)	中小企業によるバイオガスプラント(生物由来の資源を用いて新たな可燃性ガスを製造する施設)の導入に対するファイナンスを提供。
Participatory loan for the timber sector(林業セクター向けパーティションローン)	林業セクターの中小企業の成長資金に対する融資。
Prêt énergie environnement(エネルギー・環境ローン)	再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンス。

出所)三菱総合研究所作成

例えば、Bpifrance が提供する Prêt Vert(グリーンローン)の要件は以下の通りである。

表 6-8 Prêt Vert の要件²³⁹

項目	概要
対象者	中小・中堅企業
資金使途	循環型経済等の環境へ配慮した業務プロセスの改善や、ゼロカーボンへの移行促進、資源消費量削減、再生可能エネルギーの活用といったプロジェクト
融資額	50,000～500 万ユーロ。対象企業の資本額程度まで。
期間	2～10 年で、最長 2 年の据置期間が設けられる。
担保	不要。

出所)三菱総合研究所作成

6.3.3 オーストリア

オーストリアは GX・DX にも積極的に取り組んでおり、再生可能エネルギー(バイオマスや水力等)に関して、政府により約 7 億ユーロの資金が出されている¹⁵⁸。エネルギー資源の大半をロシアに依

²³⁹ Bpifrance, "Prêt Vert", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/transition-ecologique-et-energetique/pre-vert>, 2023 年 7 月 27 日最終閲覧

存しているオーストリアでは、2027年までにエネルギーのロシア依存から脱却するという目標を掲げているが、根本的な改善には至っていないのが現状である。オーストリアは自然豊かで山や川が多く、電源構成の約 6 割を水力発電が占めている。一方で、環境保護の観点等からこれ以上ダムを増やすことは難しく、風力や太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーを増やす取組みが積極的に行われている。オーストリアでは、過去の国民投票により原子力発電が禁止されているという経緯があり、原子力発電は全く行われていない。チェルノブイリ原子力発電所事故の影響を受けたこともその要因の一つである²⁸。GX に関する制度は主に FFG が数多く実施しているため、その一部を以下に記載する。

(1) 【FFG】 AI for Green

AI for Green は、①AI 技術を新たに開発・改良すること、②AI 技術の活用を通じてオーストリアの気候変動目標(資源・エネルギーの使用削減や、温室効果ガス排出の削減、自然や生態系の保全、等)に大きく貢献することの 2 つの条件を満たす研究・開発プロジェクト等を支援することを目的とした3つのプログラムをまとめたもので、助成金による支援制度である。

表 6-9 AI for Green の要件²⁴⁰

項目	概要
資金提供者	Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie (BMK)
対象者	中小企業、大企業、大学、ファツハホーホシューレ ²⁴¹ 、センターオブエクセレンス ²⁴² 、研究機関、ベンチャー企業、(非営利)団体、地方自治体等
資金使途	人件費や研究・開発投資、旅費、材料費、第三者費用等
資金提供額	10 万～200 万ユーロ
期間	1～3 年

出所)三菱総合研究所作成

²⁴⁰ Forschungsförderungsgesellschaft, “AI for Green”, <https://www.ffg.at/ai>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

²⁴¹ ドイツ語圏における技術系の高等教育機関を指す。日本語では「専門大学」、「応用科学大学」、「専門実業大学」等とも呼ばれる。学士号・修士号を付与することが出来る機関である。

²⁴² Cunter Of Excellence。組織を横断する取組みを継続的に行う際に中核となる部署や研究拠点を指す。

(2) 【FFG】 Austrian Climate Research Programme (ACRP)

ACRP は、Klima-und Energiefonds(気候・エネルギー基金)の枠組みの中で、オーストリアにおける気候変動に関する研究を支援するためのプログラムである。ACRP の目的は、①オーストリアの気候変動に関する政策について、特に適応策と緩和策、それらの相乗効果に関連する研究に対して、地域・国・国際的な規模で支援を行うこと、②オーストリアの気候関連の研究コミュニティを支援・強化すること、③知見のギャップを解消して科学的な手法やツールを開発すること等である。

表 6-10 Austrian Climate Research Programme の要件²⁴³

項目	概要
資金提供者	気候・エネルギー基金
対象者	研究機関、大学、ファッハホーホシューレ ²⁴¹ 、その他の研究機関。オーストリアの研究機関や研究者だけでなく、国内外の企業やその実務者、およびオーストリアの個人研究者も下請けとして参加することができる。また、オーストリアに限らず、国際的な研究機関も対象となる。
対象となる研究	気候変動とその対応策(適応策や緩和策、およびそれらの相互関係に関する研究)が対象。
資金使途	人件費やインフラ使用費、材料費、旅費等
資金調達額	1 プロジェクトにつき 60,000~35 万ユーロ
期間	1~3 年

出所)三菱総合研究所作成

(3) 【FFG】 Clean Energy Transition Partnership

エネルギー移行を加速することを目的とした、共同研究・技術開発・イノベーション(RTDI)プログラムに関する、国境を越えたイニシアティブである。国や地域の RTDI 資金提供プログラムを基盤としており、32 か国から 70 以上の機関が参加している。

Clean Energy Transition Partnership の資金提供パートナーが取り組む課題のテーマ別に CETPartnership Transition Initiatives (TRIs)が存在する。TRIs の例として、技術の活用によるカーボンニュートラルの実現等が掲げられている²⁴⁴。

²⁴³ Forschungsförderungsgesellschaft, “Austrian Climate Research Programme (ACRP)”, <https://www.ffg.at/ACRP>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

表 6-11 Clean Energy Transition Partnership の要件²⁴⁴

項目	概要
資金提供者	連邦気候保護・環境・エネルギー・モビリティ・イノベーション・テクノロジー省(BMK)、気候・エネルギー基金、欧州連合
資金使途	「助成申請書および報告書におけるプロジェクト費用の取り扱いのためのコストガイド」(コストガイド第 3.0 版)の記載内容に従う。
資金調達額	10 万～200 万ユーロ
期間	2～3 年

出所)三菱総合研究所作成

(4) 【aws】TWIN Transition／Green Frontrunner (TWINトランジション／グリーン・フロントランナー)

企業のデジタル・トランスフォーメーションおよびグリーン・トランスフォーメーションへの投資に対する助成を行う制度。イノベティブな研究・開発であること等を要件として、2023 年 11 月 8 日より申請が開始された。

²⁴⁴ Forschungsförderungsgesellschaft, “Clean Energy Transition Partnership”, <https://www.ffg.at/CETPartnership>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

表 6-12 TWIN Transition／Green Frontrunner の概要²⁴⁵

項目	概要
対象者	農業・漁業を除いたオーストリアに拠点を有する企業。
資金使途	機械設備やシステムに対する投資、近代化や拡張等を目的とした建設投資、人件費等
資金調達額	プロジェクト規模により異なる。
期間	最長 3 年

出所)三菱総合研究所作成

(5) 【aws】 Investitionsprämie (投資戦略)

ポストコロナにおける企業投資に対する助成制度。通常の助成割合は投資額の 7%であるが、環境やデジタル化、ライフサイエンス分野への投資については 14%に倍増された。制度に対する応募は 2021 年 2 月 28 日に締め切られている。制度の実績は総額約 40 億ユーロ、18 万件となっている⁷²。

表 6-13 Investitionsprämie の概要²⁴⁶

項目	概要
対象者	オーストリアに拠点を有する全ての企業。
資金使途	固定資産に対する新規投資
助成割合	投資金額の 7%(環境やデジタル化、ライフサイエンス分野に対する投資の場合は 14%)
助成金額	5,000～5,000 万ユーロ

出所)三菱総合研究所作成

²⁴⁵ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Wachstumsinvestition - spezielle Konditionen/Bedingungen: TWIN Transition”, <https://www.aws.at/aws-wachstumsinvestition/twin-transition/>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

²⁴⁶ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Investitionsprämie”, <https://www.aws.at/corona-hilfen-des-bundes/aws-investitionspraemie/>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

6.4 デジタル・トランスフォーメーション支援

6.4.1 イギリス

イギリスには BBB の信用保証や融資による DX 支援制度はなく、イギリス政府や大学が補助金によって DX を支援する制度を設けている。本章では、Gigabit Broadband Voucher Scheme、Hartree Centre SME Hubs、Help to Grow: Digital Scheme について、その概要を紹介する。

(1) 【イギリス政府】 Gigabit Broadband Voucher Scheme

地方のインターネット速度が遅い地域において、一定の条件を満たす家屋や企業に対して、インターネット回線開設費の一部をイギリス政府が補助する支援制度である²⁴⁷。Gigabit Broadband Voucher Scheme の要件は、①インターネット速度が 100Mbps 未満、②その地域で、ギガビット対応のインターネット回線の開設予定がないこと、③その地域で、インターネット速度を改善するための、政府による取組みやその予定がないことの 3 点である。

単一の家屋や企業への支援はなく、地域の複数の家屋や企業で共同で開設することが前提となっている。また、開設後のインターネット速度が、開設前よりも一定以上速くなっていないと、補助の対象外となる。企業については、Companies Act 2006 に定められた SME (Small or Medium size Enterprise; 中小企業)²⁴⁸であることが必要であり、個人事業主も認められる。企業は最大 3,500 ポンドの補助を受けることができる。

(2) 【HNCDI】 Hartree Centre SME Hubs

Cardiff University、Newcastle University、Ulster University の 3 大学が、中小企業に対してデジタル・イノベーションの支援を提供する取組み。この取組みのために、上記 3 大学に対して合計 450 万ポンドの資金がイギリス政府から提供された²⁴⁹。本取組みは The Hartree National Centre for Digital Innovation (HNCDI) が管轄している。HNCDI は、イギリスの科学技術施設研究会議 (Science and Technology Facilities Council; STFC) と IBM の協働プロジェクトであり、企業に対してスーパーコンピューティング、データ分析、AI、量子コンピューティング等の技術の導入を促す²⁵⁰。Hartree Centre SME Hubs のための資金は、イギリス政府

²⁴⁷ HM Government, "Gigabit Broadband Voucher Scheme", <https://gigabitvoucher.culture.gov.uk/>, 2023 年 8 月 3 日最終閲覧

²⁴⁸ 従業員数 249 名以下で年間売上が 3,600 万ポンド以下、もしくは、年間貸借対照表の総額が 1,800 万ポンド以下。

²⁴⁹ UK Research and Innovation, "£4.5m digital transformation support for SMEs across the UK", <https://www.ukri.org/news/4-5m-digital-transformation-support-for-smes-across-the-uk/>, 2023 年 8 月 8 日最終閲覧

²⁵⁰ UK Research and Innovation, "Hartree National Centre for Digital Innovation", <https://engagementhub.ukri.org/stfc/hartree-national-centre-for-digital-innovation/>, 2023 年 8 月 8 日最終閲覧

から提供されたものであり、HNCDI 全体に対して、2021 年からの 5 年間で、イギリス政府から 1 億 7200 万ポンド、IBM から 3,800 万ポンドの資金提供が実施される予定である²⁵¹。

(3) 【BEIS】 Help to Grow: Digital Scheme (2023 年 2 月に受付終了)

Help to Grow: Digital Scheme は、10 万社の中小企業に対してテクノロジー活用に関する無料のアドバイスを提供し、事前に承認されたソフトウェアの購入費用の最大 50%(最大 5,000 ポンド)を補助するクーポン券を提供する取組み²⁵²。

本取組みは 2023 年 2 月に受付を終了している。その背景としては、期待するほどの応募がなく、制度の継続を正当化することが難しくなったためである。本取組みのためのマーケティングや、対象企業の拡張、利用者からの好意的なフィードバックがあったにもかかわらず、利用されたクーポン券は 1,000 件にも満たなかった²⁵²。

なお、同じく Help to Grow シリーズの Help to Grow: Management は継続しており、中小企業の経営者がリーダーシップ、マーケティング、各種マネジメント等のトレーニングを受けることができる。なお、本制度は参加費として 750 ポンドを支払う必要がある²⁵³。

6.4.2 フランス

フランスにおける中小企業の DX 支援において、Bpifrance は信用保証と融資による支援制度を設けている。本章では、Garantie France Num(デジタル化保証)と Prêt Transformation Numérique(デジタル・トランスフォーメーション・ローン)について、その概要を紹介する。

(1) 【Bpifrance】 Garantie France Num(デジタル化保証)

Bpifrance は中小企業のデジタル・トランスフォーメーションを支援するため、Garantie France Num(デジタル化保証)という保証制度を設けている。EIF が管理する COSME プログラムによる支援で成り立っており、Crédit Agricole 等の提携銀行による融資を保証している。なお、本保証制度は 2023 年 12 月 31 日まで利用可能であった¹³¹。

²⁵¹ UK Research and Innovation, “New £210 million centre to advance AI and quantum computing”, <https://www.ukri.org/news/new-210-million-centre-to-advance-ai-and-quantum-computing/>, 2023 年 8 月 8 日最終閲覧

²⁵² Department for Business, Energy, and Industrial Strategy, “Final opportunity for businesses to access Help to Grow: Digital scheme”, <https://www.gov.uk/government/news/final-opportunity-for-businesses-to-access-help-to-grow-digital-scheme>, 2023 年 8 月 8 日最終閲覧

²⁵³ Department for Business and Trade, “Help to Grow: Management - UK”, <https://www.gov.uk/business-finance-support/help-to-grow-management-uk>, 2023 年 8 月 8 日最終閲覧

表 6-14 Garantie France Num(デジタル化保証)の要件^{254,131}

項目	概要
対象者	フランスの中小・零細企業
資金使途	中小・零細企業のデジタル・トランスフォーメーションに資する事業 (業務プロセスやサプライチェーン管理、製品・サービスのイノベーション、顧客とのリレーション構築、事業開発、革新的なビジネスモデル展開、サイバーセキュリティ対策、デジタルに係るスキルやトレーニング等)
保証限度額	50,000 ユーロ
保証割合	80%
担保	金融機関が徴求可能(主たる住居に対する抵当権は設定しない)
保証	金融機関が徴求可能(債務残高の 50%が上限)

出所)三菱総合研究所作成

(2) 【Bpifrance】 Prêt Transformation Numérique (デジタル・トランスフォーメーション・ローン)

Bpifrance は融資制度も設けており、対象者や資金使途は Garantie France Num と類似している。オンライン上で融資の申込みが可能であり、15 分程で申請書を提出できる他、契約締結から平均 7 日前後で資金を受け取ることができる。また、Bpifrance が提供するオンラインサポートについても無料で 1 年間利用することができる²⁵⁵。

²⁵⁴ Bpifrance, "Garantie France Num", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/transformation-numerique/garantie-france-num>, 2023 年 7 月 26 日最終閲覧

²⁵⁵ Bpifrance, "Financez, accélérez et sécurisez votre transformation numérique", <https://flash.bpifrance.fr/prest-transformation-numerique/>, 2023 年 7 月 27 日最終閲覧

表 6-15 Prêt Transformation Numérique の要件²⁵⁶

項目	概要
対象者	フランスに拠点を置く中小・零細企業
資金使途	Garantie France Num と同様、中小・零細企業のデジタル・トランスフォーメーションに資する事業
融資額	5,000～50,000 ユーロ
期間	3～5年
担保・保証	不要

出所)三菱総合研究所作成

6.4.3 オーストリア

オーストリアにおいては、DX に関連する保証制度を aws が実施している他、FFG が補助金等による支援を行っている。また、BMAW によるイニシアティブも存在している。本章では、Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung(環境持続可能性とデジタル化)、The BMAW's Transformation Offensive (2023 to 2026)、Digital Europe Programme、KMU.DIGITAL について、その概要を紹介する。

(1) 【aws】Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung(環境持続可能性とデジタル化)

Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung は、6つの具体的な環境目標(①気候保護、②気候変動への対応、③水・海洋資源の持続可能な利用と保護、④循環型経済への移行、⑤汚染の防止、⑥生物多様性と生態系の保護と回復)の達成に貢献するプロジェクトに対する融資を促進することを目的とした信用保証制度であるが、人工知能やロボット工学、オートメーション、IT インフラ、量子技術等の分野における有望なデジタル化プロジェクトや、オーストリアにおける情報通信・技術関連の部品・機器製造のための生産施設も支援対象としている。

²⁵⁶ Bpifrance, "Prêt Transformation Numérique", <https://www.bpifrance.fr/catalogue-offres/transformation-numerique/pret-transformation-numerique>, 2023年7月23日最終閲覧

表 6-16 Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung の要件²⁵⁷

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 全分野の営利企業。ただし、OeHT が対象とする観光・レジャー分野を除く。また、農業および医師、弁護士等の自由業も対象外。 ● 主に中小企業が対象。一部、保証法の定義に基づく大企業も対象となる。
資金使途	<p>環境的に持続可能な経済活動またはデジタル化プロジェクトのための資金調達の促進、投資および資本性のないプロジェクト費用(「環境的に持続可能な経済活動」は EU の基準を満たしている必要がある)。</p> <p>研究開発費(人件費、試作品費、試験材料費、外注費等)や有形・無形資産への投資等</p>
保証限度額	2,500 万ユーロ(中小企業の場合、保証額に下限が設定されており、1 プロジェクトあたり 75 万ユーロが下限)
保証割合	最大 80%
保証料率	年率 0.30%以上(対象となるプロジェクト・企業のリスクに応じて決定)
保証手数料	融資額の 0.25%
保証期間	最長20年(最低保証期間:3年) (運転資金融資は通常5年以内)
担保・保証	aws Garantie と同様

出所)三菱総合研究所作成

(2) 【FFG】 The BMAW's Transformation Offensive (2023 to 2026)

オーストリア経済の持続可能な DX を支援するための制度。BMAWはこの支援制度のために約3億ユーロの資金を用意している¹⁵⁸。制度の目的は、企業の競争力や回復力、独立性を強化し、オーストリアにおける持続可能なバリューチェーンを確立することである。重点分野は、自動車産業や半導体産業、ライフサイエンス、デジタル等である。

²⁵⁷ Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH, “aws Garantie - spezielle Konditionen/Bedingungen: Ökologische Nachhaltigkeit und Digitalisierung”, <https://www.aws.at/aws-garantie/oekologische-nachhaltigkeit-und-digitalisierung/>, 2023年12月6日最終閲覧

表 6-17 The BMAW's Transformation Offensive の要件²⁵⁸

項目	概要
資金提供者	BMAW
対象者	研究・開発・イノベーションに注力している大手企業 (Technologieführer)、成長志向の中小企業やベンチャー企業
資金使途	研究開発および訓練に係る費用
資金調達額	年間 300 万ユーロ
期間	6～60 カ月

出所)三菱総合研究所作成

(3) 【FFG】 Digital Europe Programme

欧州における DX の推進と形成を目的とした制度である。技術の導入と応用を促進し、実際にパイロットプロジェクトを実施することによって、研究成果の応用を促進することを目的としている。

表 6-18 Digital Europe Programme の要件²⁵⁹

項目	概要
資金提供者	EU および連邦・地域の共同資金
対象者	科学・産業関係者、デジタルサービスのインフラ事業者、技術提供者、 教育機関、行政機関等。
資金使途	EU は助成率に応じて費用の 50～100%を負担する。簡易型(助成率 50%)の場合、プロジェクトのテーマによっては追加で国から共同融資を受けることができる。
資金調達額	プロジェクト費用の 50～100%
期間	期間は公募のテーマによって異なるが、2～6年である。

出所)三菱総合研究所作成

²⁵⁸ Forschungsförderungsgesellschaft, “Transformationsoffensive des BMAW (2023 bis 2026)”, <https://www.ffg.at/programm/FTI-TdW>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

²⁵⁹ Forschungsförderungsgesellschaft, “Digital Europe Programme”, <https://www.ffg.at/europa/digital>, 2023 年 12 月 6 日最終閲覧

(4) 【BMAW】 KMU.DIGITAL

KMU.DIGITAL は、オーストリア連邦経済会議所(Wirtschaftskammer Österreich; WKO) と BMAW によるイニシアティブであり、EU の資金援助を受けている。オーストリアの中小企業を対象として、デジタル化プロジェクトの設計や実施、市場投入を支援する取組みである。ビジネスモデルとプロセス(リソース最適化等)、電子商取引とオンラインマーケティング、IT とサイバーセキュリティ、デジタル管理等のテーマについて、認定された専門家によるコンサルティングの推進や、投資によるデジタル化プロジェクトの実施支援を行っている。

KMU.DIGITAL は2017年から継続的に実施されていて、オーストリア国内企業から高い評価を得ており、現在までに 2 万 2,000 件以上、総額 2,200 万ユーロの助成金が提供された実績がある。2022/2023 年の募集企業に対しては、当初 1,000 万ユーロ(うち 550 万ユーロがコンサルタント資金、450 万ユーロがプロジェクト費用)の予算が割り当てられていたが、国内企業からの要望に応じて、2022 年 11 月にプロジェクト費用分を 140 万ユーロ増額している²⁶⁰。

²⁶⁰ KMU.DIGITAL, “Über KMU.DIGITAL”, <https://www.kmudigital.at/ueber-kmu-digital/ueber-kmu.digital.html>, 2023 年 12 月 4 日最終閲覧

7. 本調査での気づき

本調査では、信用保証制度を中心にイギリス・フランス・オーストリアの中小企業向け金融政策を調査した。本章では、調査の中で明らかとなった欧州 3 カ国の特徴や日本との相違点から得られた気づきをまとめる。

なお、気づきとして挙げた日本との相違点は、各国の経済状況や金融政策に対する考え方等の背景に起因する違いも多いと考えられる。今後、中小企業を取り巻く環境・状況が日本と類似する国を対象として、これらの相違点に対する取組の有無や、取組の際にボトルネックとなる課題等について調査し、日本の金融政策に対する示唆を得ることも一案である。

7.1 中小企業の利便性向上に向けた取組み

例えば、フランスでは、一定金額の範囲内で個別融資に対する保証付与を金融機関に委任している。一般的に、融資の申込にあたっては銀行と信用保証機関の 2 回の審査が必要だが、こうした委任保証によって信用保証機関による審査を省略することができ、中小企業は手続きの負担が軽減される他、早期に資金を調達することができる。

また、融資の申請から保証承諾までのプロセスをオンライン・プラットフォームに集約することで、迅速かつ効率的な保証審査を実現し、中小企業の利便性向上に取り組む動きもみられる。こうした業務効率化は、信用保証機関のコスト削減にも寄与し、中小企業が負担する保証料や保証手数料の低減にも資するものである。

さらに、イギリスの BBB が提供する ENABLE Guarantee のような優先劣後構造を持ち一定金額を超える損失が保証対象となる金融機関のポートフォリオに対する保証制度等、これまで日本には無かった信用保証制度を提供し、中小企業の資金調達の選択肢を広げている。

7.2 民間金融機関では難しい企業や事業への支援

次に、欧州 3 カ国では、民間金融機関では支援が難しいイノベーションや創業・事業承継といった中小企業にとって困難な局面に特化した支援制度が多い。このような比較的高いリスクの資金使途に対する融資は、民間金融機関がプロパーで融資することが難しく、政府による支援が求められる。日本にも、経済産業省・中小企業基盤整備機構によるディープレックベンチャー(ディープレックを手掛けるベンチャー企業)への民間融資に対する債務保証制度が存在するが、こうしたリスクの高い領域への融資に対する信用保証制度が多く提供されている。

しかし、こうしたリスクの高い事業に対する融資の審査には、従来のような返済可能性を重視するデット・ファイナンスの目線ではなく、事業の成長性を重視したエクイティ・ファイナンスの目線が必要である。加えて、こうしたハイリスクな領域への信用保証はデフォルト率が高くなるため、その制度単体では採算が厳しいことが予想される。その為、保証機関は、その他の事業も含めて全体でみた採算管理に注力している。

7.3 中小企業の新陳代謝を市場に任せるという意識

最後に、欧州3カ国では「中小企業の新陳代謝を市場に任せると」という考えが根付いている。民業圧迫や公平性等の観点から、政府が全ての中小企業を網羅的に支援するという考えは薄く、前述のような民間金融機関ではリスクマネーが供給しにくい事業や局面に限定して制度を整備している。

例えば、イギリスでは、「社会にとって真に必要な企業や事業であれば民間によって買収や承継が行われるはずであり、積極的に政府が介入して事業承継を積極的に支援するという考えは薄い」との意見がみられた。オーストリアでも、中小企業を審査をする際にはイノベーティブな企業であるかという点を重視しており、いわゆるゾンビ企業を支援することはほとんどない。このようなゾンビ企業に対して政府が支援することは、健全に事業を営む企業からすると公平ではないという意見はフランスでも確認されている。

欧州の中小企業信用保証制度調査（2023年度）

本調査は、日本政策金融公庫から委託を受けた株式会社三菱総合研究所と共同で実施したものである。

日本政策金融公庫 中小企業事業本部 保険情報室

（禁無断転載）